平成31年3月 8日から 平成31年3月14日まで

標 茶 町 議 会 第 1 回定例会会議録

於標茶町役場議場

平成31年標茶町議会第1回定例会会議録目次

第	1 5	号(3	月8日)										
開会の宣	2 告 ·										· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • •	3
開議の宣	.告·								•••••		· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
会議録署	名議員	員の指	名						•••••		· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		3
会期決定	•											• • • •	3
行政報告	及び記	渚般報	3告									• • • •	3
施政方針	-												
町政執	行方針	計 …					•••••		•••••		· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • •	11
教育行	政方針	計 …					•••••		•••••		· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • •	20
総務経済	委員会	会所管	事務調查報	3告			•••••		•••••			• • • •	29
厚生文教	委員会	会所管	事務調查報	3告			•••••		•••••			• • • •	31
議案第	1号	標茶	下町森林環境	意譲与税基	基金条例	の制定	につい	ハて…				• • • •	33
								(総務	経済	委員会	審查報	3告)	
一般質問		•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			• • • •	34
本 多	耕平	君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			• • • •	34
川村	多美男	男君										• • • •	34
櫻 井	一隆	君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			• • • •	44
松 下	哲 也	之君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			••••	53
延会の宣	注 ·	•••••					•••••		•••••			• • • •	56
第			月11日)										
開議の宣	.告·	•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			••••	61
一般質問		•••••		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			••••	61
後藤	勲	君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			• • • •	61
黒 沼	俊幸	:君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			••••	66
鈴木	裕美	君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		•••••		•••••			••••	69
渡 邊	定之	君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••			••••	78
深 見	迪	君		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			•••••		•••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	••••	89
報告第	1号	専決	と処分した事	事件の承認	器につい	て …	•••••		•••••			• • • •	10
議案第	3 号	公の	施設に係る	指定管理	里者の指	定につ	いて・		•••••			• • • •	77
議案第	4号	標茶	町立幼稚園	【入園料、	保育料	条例の	一部を	を改正	する剣	条例の	制定に	_	
		つい	て				• • • • • • •		• • • • • • • •	•••••		1	.09
議案第	5号	標茶	町新規就農	書者誘致特	 別措置	条例の	一部を	を改正	する多	条例の	制定に	_	

		ついて	110
議案第	6 号	標茶町災害弔慰金条例の支給等に関する条例の一部を改正する条例の)
		制定について	113
議案第	7号	平成30年度標茶町一般会計補正予算	117
議案第	8号	平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	117
議案第	9号	平成30年度標茶町下水道事業会計補正予算	117
議案第1	0 号	平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	117
議案第1	1号	平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	117
議案第1	2号	平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	117
議案第1	3号	平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算	117
延会の宣	'告 …		120
第	3	号 (3月12日)	
開議の宣	'告 …		125
議案第	7号	平成30年度標茶町一般会計補正予算	125
議案第	8号	平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算	125
議案第	9号	平成30年度標茶町下水道事業会計補正予算	125
議案第1	0 号	平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算	125
議案第1	1号	平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算	125
議案第1	2号	平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算	125
議案第1	3号	平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算	125
議案第1	4号	平成31年度標茶町一般会計予算	141
議案第1	5号	平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	141
議案第1	6号	平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算	141
議案第1	7号	平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算	141
議案第1	8号	平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	141
議案第1	9号	平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	141
議案第2	0 号	平成31年度標茶町病院事業会計予算	141
議案第2	1号	平成31年度標茶町上水道事業会計予算	141
延会の宣	告 …		156
第	4	· (3月13日)	
開議の宣	.告		161
議案第1	4号	平成31年度標茶町一般会計予算	161
議案第1	5 号	平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	161

議案第16号 平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算	161
議案第17号 平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算	161
議案第18号 平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	161
議案第19号 平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	161
議案第20号 平成31年度標茶町病院事業会計予算	161
議案第21号 平成31年度標茶町上水道事業会計予算	161
第 5 号(3月14日)	
開議の宣告	175
議案第22号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の	
制定について	175
議案第23号 平成30年度標茶町一般会計補正予算	176
議案第24号 固定資産評価員の選任について	177
意見書案第1号 就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見書	178
意見書案第2号 教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書	179
意見書案第3号 放課後児童クラブの質の確保を求める意見書	179
意見書案第4号 新たな外国人材受け入れの適正な実施と多文化共生社会の実現に	
関する意見書	180
意見書案第5号 介護保険制度の検証等を求める意見書	180
意見書案第6号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書	181
意見書案第7号 施設で暮らす災害弱者を守る体制を自治体が整備するために国の	
支援を求める意見書	182
意見書案第8号 ユニバーサル社会の実現を目指し交通弱者への国の支援を求める	
意見書	182
意見書案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度任用職員	(1)
処遇改善と雇用安定に関する意見書	183
閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)	162
日程の追加	184
議案第14号 平成31年度標茶町一般会計予算	184
議案第15号 平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	184
議案第16号 平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算	184
議案第17号 平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算	184
議案第18号 平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	184
議案第19号 平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算	184
議案第20号 平成31年度標茶町病院事業会計予算	184
議案第21号 平成31年度標茶町上水道事業会計予算	184

	(平成31年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)						
閉議の宣告		185					
閉会の宣告		185					

平成31年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程(第1号)

平成31年 3月 8日(金曜日) 午前10時00分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期決定
- 第 3 行政報告及び諸般報告
- 第 4 施政方針
- 第 5 総務経済委員会所管事務調査報告
- 第 6 厚生文教委員会所管事務調査報告
- 第 7 議案第1号 標茶町森林環境譲与税基金条例の制定について

(総務経済委員会報告)

第 8 一般質問

○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君		2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君		4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君		6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多	美男	君		8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	1	0番	平	Ш	昌	昭	君
]	1 1 番	本	多	耕	平	君	1	2番	菊	地	誠	道	君
]	3番	舘	田	賢	治	君							

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町		長	佐	藤		彦	君
総 務	課	長	牛	﨑	康	人	君
企画則	政課	長	武	Щ	正	浩	君
税 務	課	長	服	部	重	典	君
管 理	課	長	相	原	_	久	君
農林	課	長	村	Щ	裕	次	君
農林	課参	事	柴		洋	志	君
住 民	課	長	松	本		修	君
保健福	首祉 課	長	伊	藤	順	司	君
建設	課	長	狩	野	克	則	君

多津美 悟 君 観光商工課長 水 道 課 長 平間正通君 育成牧場長 常陸勝敏君 病院事務長 齊藤正行君 やすらぎ園長 中村義 人 君 農委事務局長 相撲浩信君 教 育 長 島田哲男君 教委管理課長 穂 刈 武 人 君 指 導 室 長 蠣崎浩一君 社会教育課長 伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(舘田賢治君) ただいまから、平成31年標茶町議会第1回定例会を開会いたします。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(舘田賢治君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・黒沼君、 6番・松下君、 7番・川村君

を指名いたします。

◎会期決定

○議長(舘田賢治君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から3月14日までの7日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、3月14日までの7日間と決定いたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(舘田賢治君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過 につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解をいただきたいと存 じます。

なお、次の4点について補足いたします。

まず最初に地方自治法第180条に基づく専決処分についてでございますが、この度、工事請 負契約の変更について、地方自治法第180条第1項の規定により、2件の専決処分をしました ので、ご報告いたします。

平成30年第3回定例会において議決をいただき、工事を進めておりました「標茶中茶安別 線道路改良舗装工事」について、2回の設計変更が生じたことに伴い、契約金額が変更にな ったものです。

第1回目の設計変更は、当初契約金額1億5,422万4,000円を20万5,200円増額し、1億5,442万9,200円に変更したものです。

理由としましては、工事の施工に当り、受注者が行った現地調査により、当初設計で不確定であった、土工数量、既設地下工作物の撤去数量、及び基礎地盤において実施する地質試験方法が確定され、数量変更に伴う設計書精査の結果、契約金額が増となったものです。

第2回目の設計変更は、第1回目設計変更により専決処分しました契約額1億5,442万9,200円を289万4,400円増額し、1億5,732万3,600円に変更したものです。

理由としましては、本工事で施工する道路側溝排水を流下させるため、流末を接続する計画であった次年度改修予定の取付道路の横断管が土砂埋塞により破損し、草地への取付道路、道路側溝排水が正常に機能していないことが確認されたため、工事延長を10メートル延伸し、道路側溝排水工、取付道路工を追加施工し、施設の機能確保を図るものであります。

以上2件の工事請負契約の変更について地方自治法第180条第2項の規定によりご報告いたします。

2点目は、町立病院の診療体制についてでありますが、平成31年度町立病院診療体制について、内科は、引き続き、院長と副院長の2名体制であります。

内科外来の診療については、内科常勤医師の業務負担軽減を図っていくために平成26年4 月より火曜日と水曜日の午後を休診とさせていただいておりますが、新年度も継続させてい ただきますことについて、ご理解を賜りたいと存じます。

内科医師の業務負担軽減を図るための宿直医師につきましては、厚真町の「医療法人・あつまクリニック」から月1回、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣していただけるほか、網走市の「医療法人・こが病院」に勤務する整形外科医師が月2回、水曜日の宿直業務を、東京都三鷹市の「訪問クリニック」に勤務する内科医師が月1回、火曜日の宿直業務をしていただけることになりました。

昨年12月には補正予算を組み緊急課題として医師確保対策をすすめ常勤医師の確保と内科 医師のさらなる業務負担軽減を図るため、日曜日の夕方から翌朝までの宿直医師を派遣会社 に委託し募集をしてきたところであります。道内外から多くの応募をいただき、現在6月末 まで日曜日の夕方から翌朝までの宿直をしていただける医師が決まる予定となっております。

また現在、宿直業務をしていただいている網走市の「医療法人・こが病院」の医師から、 月1回程度の宿直業務をしていただける医師の紹介もいただいており、現在日程調整を進め ているところであります。

外科につきましては、北大消化器外科Iから1週間単位での医師派遣のほか、夜間や休日

の当直業務についても、今までどおり対応していただけることとなり、これにより救急指定 病院としての機能を維持できることとなりました。

小児科については、旭川医大小児科から昨年と同様、毎週1回、火曜日とインフルエンザ の予防接種期間については月1回、水曜日の医師派遣をしていただけることになりました。

産婦人科につきましては、札幌医科大学附属病院産婦人科学講座医局のご配慮により、町立中標津病院から昨年と同様、毎週1回、月曜日の午後に派遣していただけることになっております。

道内三医育大学関係医局の状況は、医局員がふえないという大変厳しい状況が続いている にもかかわらず、本町の要請を受け止め、医師派遣いただけることとなり、心より感謝申し 上げる次第であります。

今後とも町民皆様の命と健康を守り、住み慣れた地域で安心して生活することができるよう努めていくとともに、信頼される医療を提供してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、北海道日本ハムファイターズ応援大使事業についてご報告いたします。

昨年12月21日に標茶幼稚園、さくら保育園のクリスマス会にサンタクロースに扮した北海 道日本ハムファイターズのマスコット、B・Bが来園し、園児たちと楽しいひと時を過ごし ていただきました。

また、2月16日に開催しました北海道日本ハムファイターズアカデミースクールから須永 英輝コーチ、市川卓コーチを招いての野球教室が開催され、当日は、標茶中学校野球部員11 名、標茶ジャイアンツの児童13名が参加し、キャッチボールやバッティング、ポジション別 に指導をしていただきました。

これをもちまして、今年度、1年限りの事業でしたが北海道日本ハムファイターズ応援大 使事業が終了いたしましたので、ご報告いたします。

なお北海道日本ハムファイターズ応援大使は、選手が北海道内の全市町村で地域の住民と 交流を図りながら、まちづくり・まちおこしに寄与していくために「北海道179市町村応援大 使」として2013年に発足し、選手が毎年18の市町村の応援大使を務めるという事業でござい ます。

今後は、後援会を中心としながら、応援大使を務めてくださいました斎藤佑樹選手・清水 優心選手並びに、北海道日本ハムファイターズの活躍に期待をするところでございます。

4点目でありますが、標茶高校の諸活動と標茶町の活性化事業に関する協定の締結についてであります。

去る、2月4日に標茶高校の諸活動と標茶町の活性化事業に取り組むため、標茶高校と標茶町、JAしべちゃ、商工会、町観光協会、初音ミクで有名な、クリプトン・フューチャー・メディア株式会社の6団体による「北海道標茶高等学校の諸活動、並びに標茶町の活性化事業に関する協定」を締結しましたので、ご報告いたします。

この企画は、道内ではお酒や食事の後に「しめパフェ」が注目されていることから、酪農が盛んで良質な牛乳を生産する本町をパフェの町として発信しようと、標茶高校生が「しベパフェ」づくりに取り組んでおり、幅広い世代に人気のあるパフェを通して6次産業化を進め、各団体の連携により、教育や研究の振興、町の発展について協力をしていくというものでございます。

今後の事業の展開に期待をするところでございます。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長(舘田賢治君) 続いて、教育長から行政報告を求めます。教育長・島田君。

○教育長(島田哲男君)(登壇) 平成31年第1回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細に報告いたしておりますが、以下6点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに、地方自治法第180条に基づく損害賠償について、専決処分をしましたので、ご報告いたします。

平成30年12月25日午後3時頃、標茶町立図書館において、小学5年生の女子児童が2階学習室へ向かう途中、廊下のガラスブロック壁に手を触れながら歩いていたところ、ガラスブロックの一部が破損しており、右手の指に負傷したものであります。

直ちに、標茶町立病院で受診していただいた結果、右手第3指切創の診断を受けたものです。その後3回の診療を経て、1月7日に完治し、児童の保護者と1月18日に示談が成立いたしました。

日頃から、職員に対し施設の安全管理について、指示しているところでありますが、なお 一層の安全対策に努めてまいりますので、ご理解賜りたいと存じます。

2点目は、昨年12月に実施しました「標茶町学力サポートプラン」についてご報告いたします。

標茶町では、子どもたちが生き生きと学習に取り組み、「わかった」「できた」という喜びを感じることができるよう平成24年度より12月に「標茶町学力サポートプラン」として町独自に学力調査・生活学習意識調査を含めた総合質問紙アイチェックを実施しておりますが、その結果について報告申し上げます。

まず、学力調査ですが、小学校1年生から中学校2年生を対象とし、小学校1年生と2年生は国語、算数の2教科、小学校3年生から6年生は、社会と理科を加えて4教科、中学生は、英語を加えて5教科で実施しました。

結果の概要につきましては、小学校は4年生以外の学年が、国語、算数で全国平均を上回り、4年生は算数で全国平均を上回りました。中学校では、1・2年生ともに国語、理科、 英語で全国平均を上回り、1年生は社会についても全国平均を上回りました。

経年変化については、向上がみられた学年と、向上がみられなかった学年とがあり、その

要因を分析し、今後の指導改善に生かしてまいります。

また、学力調査と同じく実施した総合質問紙アイチェックの結果からは、生活・学習習慣 について、おおむね良好な状況にあることが見られました。

今回の結果は、先に行われた全国学力・学習状況調査の結果を裏付け、さらにどの学年の どの教科に課題があるのかも明らかになり、今後の指導に生きる重要な資料となりました。

各学校においては、自校の課題について分析し、調査結果で明らかになった課題の改善に 向けて取り組むとともに、一人一人の弱点を伸ばす指導の手立てに役立てております。

また、教育委員会では、得られた結果をもとに、町の学力向上プランを作成し、町全体で取り組む重点を明らかにするなど、各学校における取り組みの支援に努めてまいります。

なお、本町は、児童生徒数が少ない学校が多く、平均値などの数値がそのまま個人の成績に繋がることから、全国学力・学習状況調査と同様に、数値的な公表はしないことを、ご理解賜りたいと存じます。

3点目は、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果についてであります。

本調査は、文部科学省が小学校5年生、中学校2年生を対象に、実技に関する調査と質問紙による調査を、昨年4月から7月にかけて実施したものです。

学力調査同様、本調査で測定できるのは体力の一部分であり、学校における教育活動の一側面ではありますが、本年度の結果の概略について、ご説明いたします。

実技に関する調査については、8種目からなっており、各種目の得点を合計した体力合計 点においては、小・中学生男子で、全国平均を上回るという結果でした。

種目別では、小中学生共に20メートルシャトルラン、反復横跳びが高く、小学生では握力、中学生では長座体前屈が低い傾向がみられました。共通して持続力や瞬発力はよく、小学生は力強さ、中学生は柔軟性に課題がみられました。

調査結果については、町教委及び各学校における体力向上計画の作成に活用し、それに基づいた体力向上の取り組みを進めてまいります。

また、体力の向上は、日常的な全身を使った遊びや運動、そして生活習慣の改善等、家庭 や地域での取り組みも重要であることから、本調査の結果の概要を、保護者にも配布し、共 通の課題意識をもって体力づくりの推進に努めてまいります。

4点目は、町条例に基づく平成30年度の児童・生徒表彰についてであります。

本年度の表彰者数は、前期11月表彰者22名、後期2月表彰者53名で、前期・後期合わせて75名の児童生徒を表彰しました。

賞の内訳につきましては、努力賞26名、奉仕賞10名、親切賞10名、体育賞13名、学芸賞16名となりました。

5点目は、町内における各種大会、行事等の開催状況であります。

12月9日、コンベンションホールういずにおいて、今年で27回目を数える標茶町文化講演会が、お笑い芸人のゴルゴ松本氏を講師に招き行われました。ゴルゴ松本氏は『出張!ゴル

ゴ塾、命の授業』と題して、全国各地の少年院を慰問し、講演活動を行っており、今回「命の授業」形式で、時折物まねやユーモアを交えながら、命・言葉・人生などにまつわる漢字の持つ意味をゴルゴ流に解説する姿と迫力は、会場に訪れた皆さんの心に響く講演会でありました。

1月13日、コンベンションホールういずにおいて、新成人40名が出席し、成人式が晴れやかに挙行されました。

なお、前日行われた成人式前夜祭には、恩師や新成人合せて33名が参加し、今回この企画は、新成人8名がみずから実行委員会を立ち上げ、企画会議を重ねて開催したものであり、 趣向を凝らしたゲームや小学校から高校までの学校生活などを話題に交流が行われ、微笑ま しい前夜祭となりました。

1月20日、開発センターにおいて、しべちゃアドベンチャースクールの閉講式が行われ、 年間7講座延べ13日間の体験学習を無事終了し、小学生31名と高校生スタッフ23名に修了証 を授与しました。

参加された児童生徒の今後の活躍を期待するものであります。

2月9日、多目的運動広場スケートリンクにおいて、第39回町民スケート大会が開催され、 109名が出場し、1種目において大会新記録が出ております。

2月3日、開発センターにおいて、第34回町民憲章推進書道展の表彰式が行われ、509点の中から、特別賞3名、特選12名、入選37名、奨励賞26名の合わせて78名の方々に賞状を授与しました。

6点目は、児童・生徒が各種大会等において、大きな成果を収めましたので、ご報告いたします。

12月22日から24日に、札幌市で開催された「第49回北海道中学校アイスホッケー大会」に、標茶アイスホッケー少年団所属の標茶中学校1年から3年の選手8名が、釧路合同チームのメンバーとして出場しましたが、惜しくも1回戦敗退となりました。

12月27日から28日に、札幌市で開催された「第34回道新杯北海道中学選抜卓球大会」に、標茶中学校女子卓球部の選手8名が、女子団体戦に出場し、予選リーグは1位通過と健闘しましたが、決勝トーナメントは1回戦敗退となりました。

1月5日から7日に、苫小牧市で開催された「第49回北海道中学校スケート大会」に、虹別中学校から3名、中茶安別中学校から1名、計4名の生徒が出場し、そのうち虹別中学校2年の笛木柊悟さんと、笛木花和さん、中茶安別中学校2年の眞野晴輝さんの3名が、2年連続で全国大会の出場権を得ました。

1月6日から7日に、伊達市で開催された「第33回北海道中学校バスケットボール新人大会南北決戦大会」に、標茶中学校女子バスケットボール部の選手9名が出場し、釧根管内の学校で初めての優勝という、快挙を成し遂げました。

1月12日から14日に、苫小牧市で開催された「第39回全道小学生アイスホッケー選手権大

会」に、標茶アイスホッケー少年団所属の標茶小学校3年から6年の選手8名が、標茶・富原アイスホッケー同好会の合同チームで出場し、ベスト8の成績を収めました。

2月2日から5日に、長野市で開催された「第39回全国中学校スケート大会」に、虹別中学校2年の笛木柊悟さんが種目3000メートルと5000メートルの部、笛木花和さんが1500メートルと3000メートルの部、中茶安別中学校2年の眞野晴輝さんが500メートルと1000メートルの部に出場し、第木花和さんが3000メートルで決勝に進出し、全国23位と健闘しました。

今後の児童・生徒のさらなる活躍を期待するものです。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長(舘田賢治君) ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。 ご質疑ございませんか。

5番・黒沼君。

○5番(黒沼俊幸君) 行政報告で報告になかったというふうに今私思ってですね、2つお聞きします。

過日、1月の確か28日だったと思うのですが、磯分内の上空をドクターへリが飛んでです ね育成牧場内に行ったということで、後で聞いたら牧場内で人身事故が発生しているという ことで、その報告がなかったのでその人身事故の状況ですね、それからその方はいつ仕事に 復帰できるのかについてもお聞きしたいと思います。

それから2月の確か十何日ころですね、私は沼幌の学校のそばの児童保育の状況を視察に 行きましたところ、あの地区で小学校の校庭で乗用車に除雪車がぶつかってですね乗用車が 大破しているというような情報を得ましたが、これについてもその後解決したのかどうかに ついてもお尋ねをいたしたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午前10時25分 再開 午前10時26分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 簡易な質問なんですが、標茶の総務第129号、専決の処分についてです。内容的には図書館のブロックが破損していてそこで指をけがしましたということなんですが、まず1つはなぜブロックが破損していたのか。その原因はなんなのか、そこら調査されたのでしょうか。それからもう一つ、その修理をしたとすればそこはどのくらいの金額がかかったのか、その2つだけ聞きたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 社会教育課長・伊藤君。

○社会教育課長(伊藤正明君) お答えいたします。

まず原因なのですが、実はこの事故が起きるまで館の職員が気づかなかったというのが一つあります。事故が起きてからその破損した部分を確認した段階ではガラスがひびが入っていた状況で、そこを手でさすったときにわずかながらひび割れた部分が突起をしていたことがその時にわかりまして、おそらく過去にさかのぼって何度かの地震による衝撃でひびが入ったのではないかというのが想定される原因ではないかというふうに聞いております。

それから事故の後ひび割れた部分については早急にガムテープですべてふさいで、手で触っても支障のない状態にしております。修繕については若干時間と経費もかかるということから、今は応急処置の状態でありますが利用者に対しての安全は確保しているという状況であります。

以上でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) ガムテープでひび割れたところをふさいで安全を確保しているということで説明はわかりましたが、大事なのは地震による破損でないかということになると他にもガラスブロックを使ったそういう窓があるのではないかと思うのでそこらもですね、もう一度確認なさった方がよろしいのではないかと私は思いますので、そちらのほうで検討して対応していただきたいとこのように思います。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) お答えをいたします。

各社会教育施設の安全管理上はきちんと点検をするということが通常の管理者としての役割でありますので、全ての社会教育施設の点検をあの後にそれぞれしていただいている経過であります。それで、同じようなガラスの厚い壁の構造物は他にないと理解しておりますけれど、改めて点検等含めて、あるかないかも含めてですね、きちんと対応していきたいというふうに思っております。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時30分 再開 午前10時31分 ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎町政執行方針

○議長(舘田賢治君) 日程第4。施政方針を行います。

町長から、町政執行方針を求めます。

町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 平成31年標茶町議会第1回定例会の開催にあたり、町政執行の基本的な方針ならびに施策の概要について申し述べ、議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。

はじめに

私は昨年10月、標茶町長に就任いたしました。まだ短い期間ではありますが、その重責を 痛感しているところであります。多くの課題が山積する中で、一歩ずつではありますが、そ の課題解決に向けて、町民の皆さんの期待に応えるべく全力で取り組んでまいります。

昨年も、自然災害の多い一年でありました。なかでも、9月の北海道胆振東部地震は震度 7を記録し、全道で長期間停電になるなど、日常生活や経済活動に大きな影響が出ました。

今、誰もが想定し得なかった事態にも対応が迫られております。さらに釧路・根室地域での大規模地震発生の確率が高くなっているとの政府の報告もあり、町民の皆さんの安全・安心なまちづくりを実現するため、町内会・地域会や関係機関との連携を強化し、防災・減災の対策に取り組んで行かなければなりません。

一方で、昨年は標茶高校生の活躍を伝える喜ばしいニュースが続きました。私が町長に就任した10月以降だけでも、釧路管内の高校生地方創生研究発表で「標茶の発展のために」と題した道の駅の提案が最優秀賞に、また11月に帯広で開催された「いい川・いい川づくり」のワークショップで、同校敷地内の軍馬川源流部などを巡る自然ツアーへの取り組みが、全国から41団体がエントリーする予選を通過し、グランプリに選ばれました。さらに「第6回高校生チャレンジグルメコンテスト」に出品した「しかサンド」がコープさっぽろ賞を受賞し、実際に販売もされました。2月には、道内では、お酒や食事後の「しめパフェ」が注目される中で、酪農が盛んで良質な牛乳を生産する町をパフェの町として発信しようと、高校生が「しべパフェ」づくりに取り組んでおり、この度、標茶高校と、標茶町、JAしべちゃ、商工会、観光協会、そして初音ミクで有名なクリプトン・フューチャー・メディア株式会社の6団体が、町の活性化や6次産業化に向けて連携するために協定に調印したところです。

また、道内外での児童生徒の活躍や国内外でのスポーツ選手たちの活躍は、私たちに感動を与えてくれると同時に、多くの方々から高い評価をいただいており、標茶町の名前を広く発信してくれています。これからも、若い人たちの無限の可能性を信じて、さらなる活躍を期待し、応援してまいります。

今、地方自治体を取り巻く環境は、人口減少と少子高齢化の同時進行により過疎化が進行

しております。また、TPP11などの発効により、安い農畜産物の輸入が増加するなど、道内の農業に与える影響が懸念され、大変厳しいものがありますが、標茶の豊かな地域資源を最大限に活用し、積極的に情報発信し、行動を起こさなければならないと考えております。

このような中、標茶の新たな取り組みが、注目されてきています。それは、道東ホースタウンプロジェクトです。全国の乗馬クラブなどで現役を引退した乗用馬が標茶町の豊かな自然の中で余生を過ごす、引退乗用馬の終の棲家づくりの事業で、ふるさと納税のクラウドファンディングを活用して財政負担の軽減を図りながら、預託が開始されました。この間、預託馬との再会を目的に道東でのホーストレッキングツアーに参加するなどのリピーターも現れており、今後の展開に期待をしているところです。

このように、標茶の地域資源をどのように活用するのか、仕組みをつくり情報発信を積極的に行い、失敗を恐れず勇気をもってチャレンジし続け、しべちゃの英知を結集し「元気なしべちゃ」を町民の皆さんと創り上げるため全力で取り組んでまいります。

町政の特徴について

本町の平成29年度ベースの財政状況につきましては、実質公債費比率は9.5%全道降順で73位、将来負担比率は26.4%全道降順83位であり、経常収支比率は82.3%と、依然厳しい財政状況にあります。

政府が閣議決定しました平成31年度予算案でも、国債に頼る状況は変わらず、国における 財政健全化の道のりが依然厳しい状況にある中では、財源を国へ依存する本町としましても、 今後も厳しい財政運営が予想されます。

安倍首相は施政方針演説の中で「この6年間、3本の矢を放ち、経済は10%以上成長した」と述べています。

人口減少が続き、過疎化に歯止めがかからない本町のような地域におきましては、その「経済の好循環」は一部の産業にとどまっているというのが実感ですが、平成31年度当初予算における町税につきましては、平成30年度と比べ2.7%の増加を見込むものであり、このような状況下にもかかわらず増加を見込めますことは、町民の皆様のご理解の賜物と感謝をするところであります。

自主財源の主軸である町税の確保に努め、税外諸収入金につきましても、負担の公平性を 保つべく滞納整理に努め、その収納対策に力を注いでまいります。

今後も本町の礎を築く一助となるようさまざまな行政課題にきめ細やかに取り組むととも に、持続可能な町政を目指してまいります。

平成31年度で取り組む主要な施策としまして、1点目は、地域活性化対策として、乗馬を核とした地域間交流事業を進め、交流人口・関係人口の拡大を図るとともに、ふるさと納税の拡大を図ります。

2点目は、農業振興対策として、酪農再興事業を継続するとともに、新規就農者対策も継続して取り組みます。また、野菜生産振興として土壌改良支援や、発電機の購入を支援しま

す。

3点目は、教育対策として、標茶中学校校舎の防音工事を継続するとともに、給食調理場の改築に向け設計に着手します。また、教育用コンピュータの更新を行うとともに、学習教材費サポート事業により父母負担の軽減を図ります。

4点目は、子育て支援として、大学生まで医療費無料化を拡大し、保育料・幼稚園保育料の無料化を実施するとともに、妊娠初期から子育て期にわたる支援体制を充実させます。

5点目は、安全・安心対策として、指定避難所に指定されている農業者トレーニングセンターおよび虹別酪農センターの改修を行い、防災無線のデジタル化および災害情報の伝達のため、各家庭への戸別受信機設置に向けた設計に着手します。

以下、施策の概要について申し上げます。

1. みどり豊かなまちづくり

本町は、自然と折り合いをつけながら暮らしを刻み続けてきましたが、さらに環境と調和 したまちづくりに取り組んでまいります。

水資源として貴重な財産である「釧路川」「別寒辺牛・ホマカイ川」「西別川」の上中流域 に位置する本町の任務を踏まえ、下流域に不都合な影響を及ぼすことのないよう流域の各自 治体、団体および住民との連携を強めてまいります。

生活と生産から排出される廃棄物につきましては、ゼロ・エミッション思想を基に、地域 のご理解とご協力をいただきながら、再資源化、減量化の取り組みを進める一方、新たなゴ ミ焼却施設および最終処分場の安定した運用と維持管理に努めてまいります。

また、ごみ減量化・資源化を図るため、電気式生ごみ処理機・コンポスター・排出用ダストボックス・ディスポーザへの一部助成を継続してまいります。

不法投棄対策につきましては、地域団体や企業とともに「自然の番人宣言」の思想の普及と啓発を図り、取り組みの持続と拡大を推進していくとともに、違法行為に対しましては、厳しい姿勢で対処してまいります。

また、再生可能エネルギー買取量の増加に伴い、電気料金へ上乗せされる賦課金が年々上昇し、電気料金上昇の一因とされていますが、引き続き「ほっとらいふ制度」により、賦課金相当の助成を行ってまいります。

2. 健やかに暮らせるまちづくり

町民誰もが生涯にわたり住み慣れた地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、 各種福祉施策を展開するとともに、町内会・地域会、民生児童委員協議会や社会福祉協議会 など関係団体との連携に努めてまいります。

医療保険制度につきましては、運営主体となる北海道と連携を図り国民健康保険事業の適切な運営を図るとともに、各種医療給付事業の適切な運営に努めてまいります。

健康意識の向上を目指すため、関係機関や関係団体と連携して、健康まつりなどの事業展開を図るとともに、受診者の利便性を考慮した特定健診や各種がん検診を同時に受診できる

総合住民健診を引き続き実施してまいります。

また、脳ドック検診の一部助成につきましても、引き続き実施してまいります。

歯科保健対策につきましては、歯周病疾患の予防対策として、歯周病検診を引き続き実施 してまいります。

また、保育所および幼稚園における幼児のフッ化物洗口を継続して実施し、う歯予防に努めてまいります。

妊娠や出産に対する支援につきましては、高額な治療費負担となる特定不妊治療に対する 経済的支援、および妊産婦健診などに係る交通費の一部助成を引き続き実施するとともに、 妊産婦などに対する24時間の相談体制と心理的および身体的ケアの提供による支援体制を構 築し、妊娠初期から子育て期にわたる支援を充実してまいります。

また、新たに新生児聴覚検査の費用を助成することにより、難聴の早期発見と早期支援に努めてまいります。

町立病院の運営につきましては、新改革プランを基に現状の医療体制を維持し、町民の命と健康を守り、安心して生活できるよう努めてまいります。

介護保険事業につきましては「自助・互助・共助・公助」の精神の下、住み慣れた地域で 安心して暮らせるよう、地域全体で包括的に支え合う体制づくりを進めるとともに「高齢者 保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」の着実な実施に努めてまいります。

障がい者を取り巻く環境は、近年の法律改正により大きく変化してきていますが、障がい者や障がい児がみずから望む地域で自立した生活を営むことができることを基本に据え、多様化するニーズに対応するための体制づくりを推進するとともに「第3期障がい者計画・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画」に基づき、各種施策を着実に実施してまいります。

3. 安心して暮らせるまちづくり

道路は、あらゆる分野を支える社会資本の基盤として、安心して暮らせるまちづくりに、 重要な役割を果たしております。

広域道路網の幹線となります国道・道道につきましては、継続して整備促進と地域から寄せられた道路環境の整備について関係機関へ要望してまいります。

町道の整備につきましては、継続中の改良舗装の早期完成を目指し、事業推進を図ってまいります。

また、全町的な課題となっています舗装道路の老朽化対策につきましては、地域からの要望を勘案した計画的な補修を実施し、通行の安全性の向上を図ってまいります。

橋梁など道路施設につきましても長寿命化計画に基づく定期的な点検と計画的な補修により安全性の確保に努めてまいります。

河川管理につきましては、災害に備えて効果的な改修や障害物の除去などに努めてまいります。

交通安全施設の整備や災害時の対応、除雪体制につきましては、パトロールによる情報収集を基本にしながら、民間事業者との任務分担を図り、町民の皆様の協力のもと、より安全安心な道路環境を確保できるよう努めてまいります。

公共交通機関としての町有バスにつきましては、沿線の地域会と連携を図りながら、地域 住民の足として適切に運行してまいります。

また、本町も高齢者などの交通弱者が増加しており、町立病院への通院や買い物といった 日常生活の利便性を向上させるうえでは、交通弱者の足を支える公共交通の確保が必要となっています。

昨年実施した標茶市街地循環バスの試験運行を検証し、利用者などの意見要望の整理と、 より利用しやすい交通手段を検討してまいります。

JR釧網本線につきましては、JR北海道が、単独では維持することが困難な路線として位置づけしています。本町としましては「湿原ノロッコ号」や「SL冬の湿原号」などを貴重な観光資源として、また、通勤・通学などの足として必要不可欠な路線であることから「JR釧網本線維持活性化推進協議会」で路線維持を含めた利活用の方策を検討してまいりました。今後も、北海道をはじめ関係機関や関係団体とともに路線維持、利活用のための対策に取り組んでまいります。

高度情報化への対応につきましては、町ホームページやSNSを活用し多様な情報の提供を進め、住民票や戸籍などの各種証明書をコンビニエンスストアで発行できるよう行政手続や事務の電子化を図り、町民の利便性向上に努めてまいります。

都市計画につきましては、都市計画審議会において議論をいただきながら「都市計画マスタープラン」を基本に、町民が快適で安全に生活を送ることができる都市づくりに努めてまいります。

都市公園につきましては、長寿命化計画の基本方針に沿って定期的な点検と管理を実施しながら、計画的な遊具および施設の更新により、安全で快適な施設整備を推進してまいります。

上水道事業につきましては、老朽管の更新などとともに、第一水源の自噴量減少に伴う取水量確保を目的とした水源改修を行ってまいります。

簡易水道事業につきましては、配水施設および計装機器の更新を行うとともに、虹別地区における水量・水質の安定に向けた実施設計業務と導水施設の整備を行ってまいります。

下水道事業につきましては、磯分内処理場の能力検証および標茶処理場の機械電気設備改修工事を行うとともに、雨水管更新工事に向けた実施設計業務を行ってまいります。

また、整備区域の水洗化の促進とあわせ、集合処理区域外における合併処理浄化槽の整備につきましては、事業を継続し生活環境の保全ならびに公衆衛生の向上を図ってまいります。

町営住宅の整備につきましては、長寿命化計画に基づき継続中の桜南団地の建替事業と、 川上団地の住戸改善事業を実施し、より良好な住宅環境整備を進めてまいります。そのほか の公営住宅整備につきましても、需要動向に即した適正な住宅供給を図ってまいります。

建築行政につきましては、住宅に関する情報提供に努めるとともに、耐震化をはじめとする、住宅や建築に関する相談への的確な対応に努めてまいります。

移住の促進につきましては、完全移住者も出てきており、本町の存在を広く知っていただくため、首都圏における相談会の開催などの情報発信と、地域環境などへの問い合わせに対するきめ細かな対応に努めるとともに「お試し暮らし住宅」が積極的に活用される環境を整えてまいります。

安全で安心なまちづくりには、防災・消防機能の整備とともに、地域住民みずから防災意識を高めることが重要であります。

災害時における防災や減災につきましては、初期対応を担う町内会・地域会活動が不可欠であり、自主防災組織の設立に向けた支援を行うこととあわせ、防災訓練を継続して実施することにより防災対策と意識高揚を図ってまいります。

また、昨年、関係機関とともに策定しました釧路川の氾濫に備えた「多機関型タイムライン (事前防災行動計画)」を活用し、大雨洪水災害に備えるとともに、防災無線の整備に着手し、災害発生時の情報伝達手段の確保を図ってまいります。

あわせて、関係機関や町内会などと連携し、災害時における要配慮者の安否確認や避難行動を支援する体制づくりを進めてまいります。

消防機能の強化につきましては、標茶消防署庁舎の改修を進めるとともに、消防職員、団 員の訓練、研修による、たゆまざる研鑽により、消防・救急体制の整備を図ってまいります。

交通事故や犯罪のない安全なまちづくりのために関係機関や関係団体と連携を図り、交通 安全や防犯思想の普及、啓発活動を推進するとともに交通安全設備などの整備に努めてまい ります。

野生大麻の撲滅に向けましては、引き続き地域会や関係団体と連携し取り組んでまいります。

しべちゃ斎場につきましては、引き続き指定管理者による管理運営を行ってまいります。

消費者対策につきましては、消費者に対する勧誘などの手口が巧妙化し、個人では対応し きれない状況が増加しています。多様化する消費生活相談に応え得る体制の確保を図ってま いります。

また、被害を未然に防止するため、標茶消費者協会と連携した啓発活動と、広報紙による情報提供に努めるとともに「消費者被害防止等生活安全ネットワーク」を活用した情報提供に努めてまいります。

4. 活気あふれるまちづくり

基幹産業の酪農につきましては、平成30年の生乳生産量は、16万719トンと対前年比103% となりました。

これは、畜産クラスター事業導入による効果をはじめ、生産者個々の経営の努力や規模拡

大によるものと推察するところです。現在、乳価は安定し個体販売価格も依然高水準で推移 し経営も堅調なことから、今後も安定的な生乳生産を維持できるよう効果的な投資を計画的 に行うべきと考えるところです。昨年9月の北海道胆振東部地震に端を発した全道規模の停 電の影響により生乳廃棄などの被害を受けました。この対策といたしましてブラックアウト 以降に発電機を導入した農家に対し支援してまいります。

一方、多様な生産者の存在が本町酪農の強みでもありますが、搾乳戸数の減少スピードは 以前より緩やかになったものの、依然として歯止めがかからず、地域コミュニティや地域経 済全体への悪影響が懸念されます。

このような中、平成31年度におきましては、標茶酪農再興事業を継続実施し、草地更新の 促進とバイオガスプラントおよび畜舎排水処理施設設置に対する支援を行うとともに、しべ ちゃ農楽校を拠点に、担い手育成協議会を構成する関係機関や関係団体と連携し新規就農対 策を推進してまいります。

また、産業と環境の調和は時代の要請でありますが、バイオマス産業都市構想の実現に向けては、標茶町エコヴィレッジ推進協議会を中心に手法の検討と、農業者や住民への周知に努めてまいります。

野菜生産は「釧路ほくげん大根」のブランド名も定着し、本町にとっても重要な産業の一つとなっています。安定的な生産をするうえで土壌改良が課題となっており、これに対し支援してまいります。

標茶町育成牧場は、入退牧基準の厳格化と繁殖プログラムの強化による在牧期間短縮に取り組み、利用効率を高めてまいります。粗飼料、飼料作物の適期収穫のための作業体系の再構築と、今後の育成牧場の経営方針を踏まえての中長期ビジョン策定を進めてまいります。

林業につきましては、持続的な森林の管理・経営の確立による、森林の多面的機能の発揮や地球温暖化防止などへの取り組みが求められています。本町においても森林整備計画に基づいた計画的な森林整備を促すとともに、森林環境譲与税が交付されることから基金を設立し、これも活用しながら民有林整備を引き続き支援してまいります。また、町有林におきましては、林業専用道による路網整備の継続と既設林道などの維持補修を行い、計画的な管理を図ってまいります。

農林業に甚大な食害をもたらしているエゾシカ対策につきましては、引き続き猟友会のご協力をいただきながら、鳥獣被害対策実施隊による有害駆除の実施と農林業者の自衛策として、わなの活用を積極的に推進するとともに、資源としての有効活用に向けた取り組みを進めてまいります。

TPP11や日欧EPAなどの国際貿易協定が相次いで発効されましたが、今後の農林業への影響と国や道が講じます対策などを注視するとともに、その状況や内容によって関係機関や関係団体と連携し対応してまいります。

漁業の振興につきましては、漁獲の主力でありますワカサギの個体確保に向けた増殖事業

への支援を引き続き進めるとともに、漁場となる湖沼の環境保全に向けた取り組みを地域の 皆様とともに推進してまいります。

商工業の振興につきましては商工会と密接な連携を図りつつ、交流人口の拡大を目指すとともに、買物弱者支援としての側面を持つ出前商店街の取り組みを推進するほか、GoGo チャレンジショップ事業を引き続き推進し、新たな起業を支援してまいります。

経営資金の需要に対しましては、金融会議などの議論を踏まえ、必要とされる支援の効果的な運用を図るとともに、町広報紙への低廉な有料広告掲載などにより、事業活動の支援を引き続き行ってまいります。

観光の推進につきましては「観光振興計画」に沿って、観光協会をはじめとする関係団体や圏域関係機関と連携をさらに強化し、本町の持つ自然環境や産業遺産、観光施設などを生かした事業を展開するとともに、近隣市町村との連携事業による誘客活動を推進してまいります。

また、仮称でありますが多和平牧場まつり開催に向けた支援を行い、新たなにぎわいづくりに取り組んでまいります。

雇用環境につきましては、依然厳しい状況下ではありますが、単独公共事業の早期発注や 冬期雇用対策事業の展開による経済的安定化を図るとともに、企業誘致の推進および起業や 事業拡大に対する支援を通じ、地元で働きたいと思う方の雇用の場の確保と情報の提供を商 工会などと連携し推進してまいります。

5. 笑顔あふれるまちづくり

子育て支援につきましては「標茶町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、支援サービスの ニーズに応えていくための体制づくりを進めるとともに、2020年度から5年間の計画となる「第 2期標茶町子ども・子育て支援事業計画」の策定に着手してまいります。

子育て応援チケット「みるくっく券」の贈呈を引き続き実施し、従来高校生までだった医療費の無料化を大学生まで拡充し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ってまいります。

また、保育園及びへき地保育所の一時保育と早朝・延長保育を含めた保育料、町立幼稚園の入園料と保育料を全面無料化し、さらなる子育で支援の充実を図るとともに、生後7カ月の乳児全でを対象に、子育でを応援する運動として絵本を贈るブックスタート事業を実施してまいります。なお、児童福祉の中核であります保育所につきましては、引き続き適正かつ効率的な運営と地域との交流を通して連携を図りながら、多様な子育で支援の環境づくりを推進してまいります。

さらに、町内で生産された食材を活用した「ふるさと給食」の取り組みについても「標茶」に 対し愛着を持ってもらう取り組みとして引き続き進めてまいります。

また、子育てサロンを通して乳幼児を持つ保護者同士の交流の場の確保や、発達に不安を抱える児童の療育や身近な子育て相談を、子育て支援センターや子ども発達支援センターを軸に関係機関の協力を得ながら事業の充実を図るとともに、児童の健全な育成に資するよう標茶児童館の利用推進を図ってまいります。

教育環境の充実につきましては、子どもたちが自分の生まれ育った地域に関心をもち、ふるさとへの愛着や誇りを育むため、小学校の教育活動の中で、釧路川でのカヌー体験をする「ふるさと教育推進事業」を実施してまいります。

また、保護者の経済的負担を軽減するため、これまで保護者が負担していた学校の教材費などを公費負担とする「学習教材費サポート事業」を進めてまいります。

なお、学校施設などの整備では、引き続き標茶中学校校舎防音工事を進めるとともに、学 校給食共同調理場の改築に向けた実施設計を行ってまいります。

本年4月に開館する北海道集治監釧路分監本館は耐震補強と創建当初の間取りの復元も完了し、また、北海道遺産の選定もされたことから、今後は集治監関係機関との連携や立地環境を生かした地域づくりに取り組んでまいります。

標茶高等学校は、地域活動への参加を通して、多岐にわたって本町の活性化に寄与しており、さまざまな活動が各方面から高い評価を得ていることなどから、本町にとってなくてはならない貴重な財産であるため、引き続き教育振興会を通して支援を行うとともに、間口維持に向けた取り組みにつきましても、教育振興会と連携を図ってまいります。

合宿の誘致につきましては、本町を全国的に知っていただける手段として有効であり、地域経済に対する好影響と児童生徒の技術向上につながっていることから、全国規模の大会における誘致活動を推進するため誘致委員や関係団体と連携してまいります。

平成29年度から事業展開しています地域間交流事業「馬と共に暮らせる町・・・標茶」につきましては、地域おこし協力隊とともに、ツアーなどを企画する関係事業者を支援し、引退した乗用馬の引き受けを継続しながら、乗馬を核とした移住・定住に繋がる取り組みを継続してまいります。

6. ともに進めるまちづくり

「まちづくり」の主役は、町民の皆様です。

本町に、脈々と受け継がれてきた「協働のまちづくり」の理念は、我が町の誇りでもあり、 その礎となります町内会・地域会の活動は、本町の「まちづくり」の根幹でもあります。こ の理念が、世代を超えて受け継がれ「まちづくり」に生かされるよう、活動の主体性を尊重 し、必要とされる協力と支援を行ってまいります。

また、さまざまな目線を通して行政運営ができるように、各種団体の主体的な活動を促進してまいります。

行政と町民の皆様の間には、情報の共有化が不可欠なことから、まちづくり町民講座を開催するとともに、広報広聴活動の充実に努めてまいります。

また、審議会や各種委員会の意見を聴取することとあわせ、積極的な女性の参画を進めてまいります。

行政の自主性を発揮するためには、財政の健全化と自主財源の確保は最優先の課題である ことから、口座振替やコンビニ収納の導入により納税者である町民の皆様が納付しやすい環 境を整えるなど、収納対策の強化を継続して進めてまいります。

平成31年度におきましても、限られた財源の中で、多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために「第4期行政改革実施計画」に基づく取り組みを核とし、行政の効率化と課題推進を図るための組織体制を構築するとともに、健全な財政運営を図りながら、基本理念である「自律と協働のまちづくり」を目指し、町民の皆様とともに公平で分かりやすい「まちづくり」に取り組んでまいります。

おわりに

以上、平成31年度の町政執行に臨む方針の一端を述べさせていただきました。

平成もあと残りわずかとなりました。皇位継承が行われ、元号が新たになるなど、歴史の 大きな節目となる年であり、飛躍への期待が膨らみます。

平成33年度から始まる、第5期標茶町総合計画の策定作業がこれから本格化します。今後、私たちがどのようなまちづくりを目指すのか、次代を見据えたグランドデザインを描くタイミングとなっています。限りある財源の「選択と集中」古い制度の見直し、急速に変化する社会情勢にも対応が迫られており、町行政もあらゆる手段を総動員し「町民が元気にまちの主役として活躍できるまち」「身の丈にあった田舎暮らしのできる元気なまち」の創造を目指して、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様ならびに町議会、各団体のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、町政執行 方針といたします。

◎教育行政方針

- ○議長(舘田賢治君) 続いて、教育長から教育行政方針を求めます。教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君)(登壇) 標茶町議会第1回定例会にあたりまして、平成31年度教育 行政方針をご説明させていただき、町議会並びに町民各位の深いご理解とご協力をお願いす る次第であります。

はじめに

昨年末、標茶中学校の女子バスケットボール部が全道大会で優勝をするという快挙を成し 遂げたことを始め、本町の小中学生がさまざまな種目において、全国・全道大会で活躍をし てきました。

また、本町出身の藤野裕人選手がスピードスケートの日本代表として世界スプリント選手権に出場するという偉業を成し遂げました。標茶町の若者には大きな可能性があることを感じております。これからのますますの活躍に期待をしております。

さて、新学習指導要領の前文において、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期すことを目的とする」と示されております。新学習指導要領では、「知識及び技能の習得」「思考力、判

断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」を3本の柱とし、全ての教科等で「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるようにすることが求められております。

そのために、これまで本町が取り組んできた成果を生かしつつ、社会の変化と教育改革の動向を踏まえながら、町民一人ひとりの個性や能力、主体性や意欲を尊重するとともに、学校・家庭・地域の連携を重視しながら、未来を担う子どもたちのためのきめ細かな対応や幅の広い社会教育活動により、心豊かに学ぶことができる教育諸条件や教育環境の整備を推進してまいります。

1. 学校教育の充実

新学習指導要領においては、教育基本法等で定められる目的及び目標の達成をめざしつつ、 一人ひとりの児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値の ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながらさまざまな社会的変化を乗り越え、豊か な人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となるようにすることが求められております。

そのために、「社会に開かれた教育課程」の実現のもと、教職員のみならず、保護者や地域とも目的及び目標を共有し、一丸となって学習指導要領の理念や内容を学校の教育計画に具体化するとともに、日々改善を進める学校経営が重要となっております。

以下、教職員一人ひとりが教育公務員としての自信と誇りを持ち、保護者や地域の信頼に 応える、魅力ある学校づくりを推進する施策について大きく7点にわたって申し上げます。

《信頼に応える魅力ある学校づくりの推進》

学校が、保護者や地域の信頼に応え、子どもの健やかな成長を図っていくためには、学校、 家庭、地域が目指す目標や成果と課題を共有し、共に「生きる力」を育む教育を推進することが肝要であります。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 生きる力を育む教育課程の編成・実施・改善

学校教育においては、基礎的読解力、数学的思考力などの基盤的な学力や情報活用能力などの育成が求められております。

そのために、学校においては教育目標の実現に向けて、チーム学校として育てたい子ども 像の実現に向けて授業改善等に取り組んでまいります。

2名になった外国語指導助手は、より多くの小中学校の外国語の授業に入り、子どもたち が本物の英語に触れることができる機会の充実を図ってまいります。

(2) 社会に開かれた教育課程の実現

これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通して、よりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくことが重要となります。

そのために、各学校の特色ある教育活動を実現する方策として、学校教育における教育課程を保護者や地域と共有し、学校評価を検証のツールと考え、保護者や地域と協力しながら子どもたちの成長を支えてまいります。

なお、地域とともにある学校の仕組みとして導入が進められている「コミュニティ・スクール」につきましては、虹別地区において学校運営協議会を機能させられるように準備を進めてまいります。その後随時、すべての学校をコミュニティ・スクールの指定に向けて取り組んでまいります。

(3) 教員の資質の向上

子どもたちの「生きる力」の育成を目標に教育活動を行う学校にあっては、教員の資質の 向上が重要になることはいうまでもありません。

そのために、長期休業期間を活用した「標茶町教員資質向上研修」を年2回実施いたします。また、教員が積極的に自己研鑽を図り、意欲を持って教育活動に取り組めるよう、釧路教育局の指導主事や指導室の学校訪問指導の充実を図るとともに、各種研修会・講座についての情報提供や参加への呼びかけなど、支援してまいります。

各学校においては、年間計画に基づき校内研修に取り組み、その成果を公開・交流し、指導力の向上に努めてまいります。そこで、平成31年度は、研究指定校を2校とし、指導力向上に向けた研修活動を支援してまいります。

《確かな学力の育成》

確かな学力の育成には、基礎的・基本的な知識・技能を習得させるとともに、思考力・判断力・表現力などの活用能力及び主体的に学習に取り組む態度を育むことが求められております。

以下、そのための方策について申し上げます。

(1) 基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成

基礎・基本の確実な習得と活用能力の育成においては、子どもたちの学力や学習の状況を的確にとらえ、実態に応じた指導の工夫や改善を家庭と連携して行うことが大切であります。そのために本町においては、町標準学力調査の実施により「基礎・基本」や「活用力」の定着の状況、「学習に対する意識」等を詳細に把握するとともに、全国学力・学習状況調査の結果分析も加味しながら、実効性のある学力向上プランを策定し、指導の改善・充実に生かしてまいります。

学習指導にあたっては、子どもたちが主体的に問題解決に取り組み、仲間と協働しながら 学び、納得しながら知識や技能を身に付けることができる「主体的、対話的で深い学び」の 授業づくりに対する支援を行ってまいります。

「ふるさと教育」の充実につきましては、本町の豊かな財産である人・モノ・ことを十分 に生かした体験的な学習の充実に向けて支援をしてまいります。今年度から、小学校を卒業 するまでの間に全ての児童が一度、釧路川のカヌー体験を行ってまいります。 また、社会科や総合的な学習の時間で活用できる、社会科郷土読本「わたしたちの標茶」の改訂作業を進めてまいります。

情報活用能力の育成につきましては、これまで本町で積み重ねてきたICTを活用した授業づくりを生かしながら、小学校段階から始まるプログラミング教育についての支援を充実してまいります。

(2) 個に応じたきめ細かな指導の充実

各教科等の指導にあたっては、指導時数を十分確保し、児童生徒の実態に応じ、習熟度別少人数指導やティーム・ティーチングなどの学習形態の工夫、発展及び補充的な学習の工夫などを通して、きめ細かな指導の充実を図るとともに、各学校の長期休業中の学習サポートに対する環境整備等、学習内容が個に応じて適切に定着できるよう支援してまいります。

また、指導と評価の一体化を図る観点から、指導過程や学習の成果を評価し、指導の改善に結びつけるよう評価方法や評価内容を見直し、一人ひとりに応じた指導の充実に努めてまいります。

(3) 生活習慣の確立

確かな学力の育成には、家庭における食生活や学習習慣など、生活習慣の確立が不可欠であります。

そのために、今後も学校、家庭、地域が連携し「早ね、早おき、朝ごはん」の運動を引き 続き推進するとともに、生活リズムチェックシート等を活用して、家庭における学習習慣の 確立に努めてまいります。

(4) 今日的な教育課題への対応

児童生徒自身が将来に向けた自己実現を図るためのキャリア教育の充実に努めてまいります。

情報社会において適正な活動を行う基になる考え方と態度を養うため、学校や家庭との連携を図りつつ、インターネットや携帯電話の利用等における情報モラル・情報活用能力を身に付ける指導に取り組んでまいります。また、情報端末機器の使用等におけるトラブルの未然防止について啓蒙活動に取り組んでまいります。

教職員の多忙化に対応するため、「働き方改革北海道アクションプラン」に基づき、「標茶町働き方改革行動計画」の策定に向けて、学校閉庁日の設定や部活動休養日の設定、学校における教員の事務的業務の軽減などについて取り組んでまいります。

また、校長会・教頭会と連携をしながら、教職員ならびに、保護者や地域への理解促進に 努めてまいります。

《豊かな心の育成》

昨今、子どもの心の成長にかかわる現状において、自制心や規範意識の低下、人間関係を 形成する力の低下、さらには、自尊感情の乏しさなどの課題が指摘されています。子どもた ちの豊かな人間性を育むために、以下の点について取り組んでまいります。

(1) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育では、特別活動や総合的な学習の時間など を活用した自然の中での集団宿泊活動、職場体験活動、奉仕体験活動などの体験活動を一層 推進し、道徳性の向上に努めてまいります。

道徳の教科化に向けては、今年度、中学校においても「特別の教科 道徳」の実施が始まります。道徳科では、身につけたい資質等の重点化を図り、校内における推進体制を確立し、教科書等を活用した「考え、議論する道徳」の授業づくりの充実を図ってまいります。

なお、学校・家庭・地域が、育みたい道徳性について共有し、連携・協働して道徳的判断力や道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を育てる観点から、今年度も、道徳の時間の組織的・計画的な授業公開をはじめ、豊かな心の育成に関わるさまざまな学校での取り組みを公開するよう努めてまいります。

さらに、問題行動等の未然防止に向けた「非行防止教室」の継続的な実施にも努めてまいります。

(2) いじめや不登校への対応

いじめや不登校への対応は、未然防止、早期発見、早期対応が最も重要であるといわれております。そのことを踏まえ、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、適切な対応に努めてまいります。とりわけ、いじめ問題への対応については、「標茶町いじめ防止基本方針」に基づき、標茶町がいじめのない町となるよう適切に対応をしてまいります。また、これまで取り組んできたいじめ実態調査を引き続き実施するとともに、リーフレットの活用を通じて、家庭・地域と成果や課題を共有し、学校、家庭、地域が一体となった取り組みを充実してまいります。

また、子どもたちみずからがいじめの問題について考え、よりよい人間関係づくりを実現するため、「児童生徒によるいじめ根絶に向けた1学校1運動」の取り組みを推進するとともに、「いじめ根絶子ども会議」を開催し、各学校の取り組みを交流し合い、いじめ根絶に対する意識を高める機会といたします。さらに、その様子を紙面にて紹介し、積極的にアピールすることで、家庭や地域と連携した活動へ発展させてまいります。

不登校への対応については、幼保、小、中の連携を一層深め、小1プロブレム、中1ギャップなど環境の変化による不適応状況の予防に努めるとともに、スクールカウンセラーの積極的な活用や校種間、関係機関との連携強化により未然防止の取り組みを進めてまいります。

(3) 読書活動の充実

読書は、豊かな心の育成や学力の基盤として、今後も重視してまいります。各学校においては、子どもたちが日頃から読書に親しむことができるよう学校図書館の活性化、図書館職員等による読み聞かせや朝の短い時間を活用した一斉の読書タイムの設定など、豊かな心と確かな学力を支える読書活動の充実を推進してまいります。

また、今後も町立図書館との連携を図り、子どもたちに読書の楽しさを伝え、読書の習慣

化につながるよう努めてまいります。

《子どもの健康な体の育成と安全》

体力は「生きる力」の極めて重要な要素であります。そこで、児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣等の状況について、全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果等を踏まえ、体育・健康に関する指導の改善を図るとともに、子どもの体力向上に関する継続的な検証改善サイクルを確立することに努めてまいります。

健康指導では、学校保健安全法が定める検診の実施はもとより、生命の尊厳や人間教育を 基盤とした性教育の推進、薬物乱用防止教室の実施、疾病予防や事故防止等、健康管理に努 めてまいります。

安全指導では、学校の危機管理マニュアルに基づき、関係機関と連携のうえ交通安全指導 や防災訓練を計画的に実施し、校内事故や交通事故等の予防指導を進めてまいります。

特に、登下校や校外における安全確保につきましては、小学校を中心とした学校安全マップの整備・充実に努めるとともに、「標茶町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路等の安全確保に向けた取り組みを進めてまいります。

不審者対策につきましては、校内侵入時や校外での遭遇時に子どもたちが適切な退避行動をとれるよう、関係機関と連携した防犯教室の実施等により、引き続き指導を徹底してまいります。

防災教育につきましては、危機について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるよう、 学校の教育活動全体を通してその体制整備に努めてまいります。

学校給食につきましては、子どもたちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、 家庭、地域との連携を図ってまいります。

また、昨年に引き続き、経年劣化が著しい給食用食器の更新を行うとともに、使用食材の 厳選、地場産品の活用、衛生管理及び栄養バランスのとれた献立など、安全で安心な美味し い学校給食の提供に努めてまいります。

食育の推進につきましては、各小中学校において、栄養教諭による食育に関わる授業を推 進してまいります。

また、標茶高校産の食材を使用した学校給食を提供するとともに、その食材となる野菜等を子どもたちみずから標茶高校の農場体験を通して育てるなど、「標茶高校と連携した食育推進事業」を進めてまいります。

《特別支援教育》

特別支援教育につきましては、各学校における取り組みの交流や研修を通して教師の専門性の向上を図るとともに、校内支援体制のさらなる充実に向け、標茶町特別支援教育連絡協議会への支援に努めてまいります。また、特別支援学校及び北海道教育大学釧路校との連携を図った校内の取り組みの充実と、校種間の連携を進めるとともに、個別の教育支援計画や指導計画の作成と活用の促進に努めてまいります。さらに、障がいのない子どもとの交流及

び共同学習を一層推進し、相互理解と認識を深めるため、指導の充実に努めてまいります。

また、よりきめ細かな支援を行うため、対象児童生徒の教育的ニーズに応じた支援体制や 学習環境の整備をするとともに、特別支援教育支援員については、標茶小学校に5名、標茶 中学校に3名、虹別小学校に新規で1名配置してまいります。

《幼稚園教育》

近年の子どもの育ちの変化や社会の変化に対応し、家庭との連携を深め、幼児の健やかな 成長を図ってまいります。

また、幼稚園教育が小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることを留意し、幼稚園における多様な体験や幼児同士の言葉による伝え合いができるよう、幼稚園教育の充実に努めるとともに、小学生との交流を一層推進してまいります。

保育園との交流につきましては、「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の実現に向け、 年長児の交流を中心とした連携を深め、合築施設の長所を生かした運営に努めてまいります。 また、子育て支援の充実を図るため、幼稚園入園料・保育料の無料化を実施してまいりま す。

なお、2020年度に行われる「北海道公立幼稚園教育研究大会釧路大会」に向けて、今年度 はプレ大会が標茶幼稚園で行われます。本町の特徴的な幼児教育を発信するための支援をお こなってまいります。

《教育環境の整備》

教育環境の整備につきましては、教育効果の向上を図るためには重要な課題であります。

児童生徒の立場にたち、各学校の児童生徒数の将来動向等に留意のうえ、PTA及び地域 振興会等への情報提供を行い、児童生徒へのよりよい環境づくりに努めてまいります。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安全を確保するため関係機関の連絡体制 をより緊密にし、安全運行の指導を徹底してまいります。

現在、学校に配置している児童生徒の教育用パソコンにつきましては、今年度、現状のシステムサポートが終了することから、児童生徒用190台、指導用10台の更新を進めてまいります。

学校施設等の整備につきましては、昨年に引き続き標茶中学校校舎防音工事を進めてまいります。また、維持補修および衛生管理、教材・器具等の整備につきましては、適切に対処してまいります。

懸案事項であった学校給食共同調理場の建て替えにつきましては、改築に向けた実施設計 を進めてまいります。

保護者の経済的負担軽減につきましては、これまで保護者が負担していた学校における教 材費等を公費負担とし、父母負担軽減のさらなる充実・拡充を進めてまいります。

2. 社会教育の充実

本年度は、標茶町社会教育第8次中期計画の2年目になります。初年度の具体的な取り組

みの検証と評価に基づき、社会教育委員をはじめとする各種委員会等の協力を得て、生涯学習の理念を踏まえ、住民一人ひとりが充実した人生を営むために、自発的、自主的に行う学習活動の成果を活用し、自己の研鑽と社会の形成に主体的に参画しながら、「人づくり」「地域づくり」を進めていくことが、社会教育のねらいであると考えます。

また、高等教育機関の機能を積極的に活用し、推進してまいります。

《家庭教育への支援》

家庭教育につきましては、子育て支援センターをはじめとする関係機関との連携により、 全ての教育の出発点である乳幼児期からの親子のふれあいや豊かな情操を身につけるための 支援に努めてまいります。

《青少年教育の充実》

青少年の活動につきましては、子どもたちの多様な学びや体験活動に対する意識を高め、「望ましい生活習慣」の定着に向けた取組の推進を図るため、標茶高校との連携による「しべちゃアドベンチャースクール」をはじめ、各種体験活動の充実に努めるとともに、「少年の主張大会」や「子どもの夢を育てるまつり」などの事業を推進してまいります。あわせて、標茶町青少年健全育成推進連絡協議会の機能が充分発揮できるよう各関係機関・団体等と連携を図りながら青少年に良好な環境づくりに努めてまいります。また、成人式前夜祭の開催に向けた新成人による実行委員会を引き続き支援してまいります。

《成人教育の充実》

成人の活動につきましては、公民館等を中心として趣味の講座や健康づくり教室、レクリエーション等、心の豊かさを実感できる事業から、家庭や地域を取り巻くさまざまな課題を解決するための学習支援に努めてまいります。

また、女性の活動におきましても、女性のつどいや男女平等参画フォーラム等をはじめ、まちづくりに対する女性団体の活動を支援してまいります。

《高齢者教育の充実》

高齢者の活動につきましては、趣味を持ち健康的な生活とスポーツを楽しむことや、健やかで充実した生活を営むことができる環境づくりのため、「たんちょう大学」や各公民館で行われている「各種講座」等の学習機会の充実と社会参加の機会の提供に努めてまいります。

《文化の振興》

文化の振興につきましては、各種公民館講座をはじめ町内の社会教育施設を活動拠点とする社会教育認定団体の自主的な文化活動や地域の特色を生かした総合文化祭、文化講演会等に対する支援を継続するとともに、文化バス事業による優れた芸術等の鑑賞機会の提供に努めてまいります。

《文化財の保護と活用》

文化財の保護と活用につきましては、町指定文化財に8件指定しておりますが、特に郷土 館として活用された北海道集治監釧路分監本館は耐震補強と創建当初の間取りの復元が完了 し、また、北海道遺産に選定されたことから、保存はもとより指定文化財としての役割がさらに求められます。

今後は集治監関係機関との連携を積極的に図りながら、北海道の開拓史を語るうえで集治 監が果たした役割を広く周知するとともに、町内外へ学習資源としての活用を図ってまいり ます。

また、道の埋蔵文化財に登録されている包蔵地は町内全域に210カ所が確認されており、これらの適切な保存と関係機関、団体と連携した活用に努めてまいります。

《スポーツの推進》

スポーツの推進につきましては、スポーツ基本法の理念に基づき、住民のだれもが「いつでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことができるようスポーツ推進委員や健康づくり運動指導員による指導・普及体制の充実に努めてまいります。

障がい者スポーツにつきましては、身体的、精神的に効果が期待できるスポーツ教室等を 通じて運動の日常化に努めてまいります。

学校開放事業につきましては、学校の協力のもと引き続き実施してまいります。

子どもから高齢者を対象にした各種スポーツ大会・教室の開催や全国・全道規模等の大会 出場に係るスポーツ振興助成金による支援を通してスポーツ人口の底辺拡大と競技力の向上 に努めてまいります。

《図書館の活動》

図書館の活動につきましては、人づくり、まちづくりの機能を果たすべき役割の重要性を 再認識し、町内における「学習拠点」として、「資料提供」「全域サービス」「児童サービス」 の3点を重点項目として、運営に努めてまいります。

図書利用の促進につきましては、全町民が利用の機会を得られるよう移動図書館車の運行をはじめ、各地域文庫、学校文庫の充実に努め、全域サービスを図ってまいります。

また、高齢や身体に障がいのある方、乳幼児を抱えて図書館利用が困難な方には、移動図 書館車の個人住宅巡回や配本により図書館利用ができる体制を図ってまいります。

児童サービスにつきましては、「標茶町子どもの読書活動推進計画」に基づき、司書による 学校訪問、子育て支援センターとの連携による子育てメソッドや絵本を介して親子のふれあ いを応援することを目的とした生後7カ月の乳児全てを対象に絵本を贈るブックスタート事 業に取り組んでまいります。

また、工作教室や人形劇等の子ども行事の開催、それに伴うボランティアの育成など、読書にふれあう環境づくりに努めてまいります。

資料提供につきましては、ほかの公共図書館や大学・学術機関との協力体制のもと、迅速な資料提供に努めてまいります。

また、常に蔵書構成の見直しを図りつつ、各種講座、講演会、展示会開催など住民の学習意欲を助長する取り組みに努め、住民の暮しに根ざした図書館の運営に努めてまいります。

《博物館の活動》

博物館につきましては、4つの博物館機能であります「収集と整理・保管」「公開と展示」「普及と教育」「調査と研究」に加え、企画展や各種講座の開催に努めてまいります。また、外国人観覧者向けの対応として展示解説パネルの多言語化や博物館ボランティアガイドの人材育成に取り組んでまいります。

《社会教育施設の整備》

学習拠点である社会教育施設につきましては、利用者が安心して学習活動ができるよう、 緊急性や利用頻度を考慮しながら標茶町公共施設総合管理計画に基づく施設の長寿命化によ る維持管理に努めてまいります。

特に、体育施設につきましては、農業者トレーニングセンター及び虹別酪農センターの一 部改修工事を進めてまいります。

なお、引き続き有効活用を図るため、管理・運営等のあり方について、評価・検証に取り 組んでまいります。

以上、平成31年度の教育行政方針につきまして申し述べましたが、町民の負託に応えるよう努力してまいります。

町議会並びに町民各位のご理解とご協力を重ねてお願い申し上げる次第であります。

○議長(舘田賢治君) 以上で、施政方針を終わります。

◎総務経済所管事務調査報告

○議長(舘田賢治君) 日程第5。総務経済委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長・本多君。

○総務経済委員会委員長(本多耕平君)(登壇) 総務経済委員会所管事務調査報告について。 本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了いたしましたので、標茶町議会会議規則 第75条の規定により報告いたします。

記

調査事項 標茶町育成牧場多和団地の現状と今後の経営について。

出席者、説明員は記載のとおりであります。

調査の経過及び内容

調査は場内施設の視察から開始、特に哺育施設を中心に飼育関係を調査、コンポスト育成施設舎を視察し、その後資料をもとに説明を受ける。昭和47年町内北部地区を中心とした育成牧場が開設され昭和61年標茶町育成牧場に改称、上オソ団地を編入、以来46年間国営大規模草地改良事業を始め多くの整備事業、開発事業が着工され現況に至っている。平成30年度の利用状況、主要施設、主要機械、家畜管理、草地管理、そして平成29年度決算状況の説明を受け質疑を行いました。質疑内容を特に抜粋いたします。

- 1、飼養頭数適正規模をどの様に維持するか。
- 2、施設、機械が老朽化していることにより飼養環境に及ぶ影響。
- 3、従業員の確保
- 4、収支バランスを考えた財産投資をどの様に考えるか。

以上であります。

次に、委員会の所見であります。

本町の酪農経営の大型化、分業化が進む中で育成牧場の果たす役割がますます重要になってきている。牧場開設以来、年々夏期、冬期とも300から500頭のマックスを超えた飼養頭数、さらに平成18年から哺育事業による管理体制の厳しさが見られる。JAを中心にして民間育成施設が2地区に開設されると聞く、町営牧場が2,400頭くらいの飼育頭数を理想としたいという基本的な経営目標を早期に作成し、酪農支援の立場から民間事業者と連携を図り本町の育成牧場事業を進めるべきと考える。

以上であります。

○議長(舘田賢治君) これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番·平川君。

○10番(平川昌昭君) 失礼ながら、委員長に若干 2 点ほど今回の報告につきましてお聞き いたします。

経過内容につきましては、この多和平育成牧場というのは大変重要な施設でありますが、その中でここにうたわれているコンポスト育成施設舎を視察したとなっております。このコンポストは従来から大事な肥料削減、肥料の節約等にかかわって、大型機械も何年か前に導入し攪拌とかいろいろちからを入れてやっていると思いますが、これにつきましてはコンポストにとってそういう草地管理はどのようになっているのかということを質疑はなされていたかどうかということを1点お聞きしたいのと、もう1点は所見の中で基本的な経営目標を早期に作成と示唆されています。基本的な経営目標というのは事務方に対してどの程度、例えば経営目標を単年度内にやるとか、目標年数をどうとかその辺のやり取りはどのようになされたか、この2点だけをお聞きいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 総務経済委員会委員長・本多君。
- ○総務経済委員会委員長(本多耕平君) それではお答えいたします。

ただ今平川議員のほうからまず2点の質問がありましたので、最初のコンポスト施設の関係でありますけれども、特に委員会といたしましては、実は29年度の決算審査委員会の時にも出ておりました堆肥の移動等々での予算が膨大になったということも考えまして、それから以前からご案内のように美幌の堆肥施設を大規模のほうでも利用するということから、堆肥の重要性についても委員会でも十分協議をしておりましたし、それが継続的になされているかということで実はコンポストも視察したということで、今後とも施設の利用については

投資も大きいわけでございますから、肥培管理においてもあるいは施設等々へのと言います か飼養の環境性から考えてもこれはぜひともコンポストの利用についてはしなければならな いですし、その意味から視察をさせていただいて現状を把握したところでございます。

それから2点目の経営目標ということでありますけれども、これについてはやはり前段、 幾年も言われております、常にマックスを超えた飼養頭数というようなことからなぜ飼養頭 数がそのように大きくならなきゃいけないのかというのかということも議論の対象になりま した。それはここにも書いておりましたけれども農家の大型化によっての分業化で育成ある いは哺育にかかる農家の負担が大きいということから、かなり町営牧場としては無理をして 飼養頭数をふやしてきたということが述べられておりましたし、と言いますことはそれに伴 い飼料の確保が非常に難しいということも問題になっておりました。

コンポストの関係も絡めてですね、飼養頭数それはどこから出てくるのか、限定するのかということになったときに、持っている町有地の草地ということから考えてのマックス頭数をどうするかということを早く検討していただきたいということで、限られた土地の中でここに出ております2,400頭ということの理想的な頭数と考えれば、機械の老朽化、施設の老朽化も含めて、これからかかってくるものはどうすべきかということをできる限り、いち早く、現況をよく見ながら将来目標に向かっての展望、計画を見出してほしいということも実は協議の中でしたことから、私どもとしての委員会所見としたところでございます。

以上です。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、総務経済委員会所管事務調査報告を終了いたします。

◎厚生文教委員会所管事務調査報告

○議長(舘田賢治君) 日程第6。厚生文教委員会所管事務調査報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・松下君。

○厚生文教委員会委員長(松下哲也君)(登壇) 厚生文教委員会所管事務調査報告書について。

本委員会は、所管の事務調査を下記のとおり終了したので、標茶町議会会議規則第75条の 規定により報告します。

調査事項、へき地保育所の現状と課題について。

厚生文教委員会所管事務調査報告書

調査日時は平成31年2月14日。調査場所、ひしのみ保育園・沼幌へき地保育所。

調査事項、へき地保育所の現状と課題について。

出席者については記載のとおりであります。

調査の経過及び内容

ひしのみ保育園、沼幌へき地保育所を訪問し、資料に基づき在園園児数、職員体制、課題 等の説明を受け、質疑後、施設を視察いたしました。

主な説明では、ひしのみ保育園、31年2月1日現在、8名の方が在園されています。職員体制は3名、代替保育士は4名であります。この代替保育士4名は全員沼幌へき地保育所と兼務であります。平成18年4月に常設保育所からへき地保育園に変更になっております。

ひしのみ保育園の課題として挙げられたことは、2年後には園児が5名程度になる見込みであり、常設保育園でありましたから専用施設ではありますが遊具も含め老朽化が進んでいる状況でございます。

その後沼幌へき地保育所に移動いたしまして視察いたしました。

沼幌へき地保育所、平成31年2月1日現在、17名の在園でありましたが、訪問した日には 18名になっておりました。職員体制4名、臨時職員1名は平成30年7月末退職後未補充となっております。

課題として、保育所単独施設でないことにより保育の困難さがあり、現園児数がマックスの状態である。保育所に対する要望が多様化しているが応えきれないところがあるということであります。

委員会の所見

へき地保育所は国の定める運営費(交付金等)だけで運営することは困難であり、厳しい 財政状況の中でも保育機能の維持を図るため町単費を充てて運営費の増額を行っております。 ひしのみ保育園は施設、器具の定期的な補修、交換等を含めて園児の安全な生活を確保す る必要があります。園児の減少傾向が見られるが今後の移住対策の状況を注意深く見ていく

沼幌へき地保育所は、園児数の増加が見られる現状ではこれ以上の受け入れは困難な状態であり、待機児童の可能性も考えられる。単独施設ではないため保育士の創意、工夫によって対応しているが、子育てに充分な支援を図る観点から待機児童の発生を防ぎ、保育環境の改善を図るために地域との十分な協議を重ねていくことが必要と考える。

以上であります。

必要があると考える。

○議長(舘田賢治君) これより委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

以上で、厚生文教委員会所管事務調査報告を終了いたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時54分 再開 午後 1時10分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第1号

○議長(舘田賢治君) 日程第7。議案第1号を議題といたします。

本案に関し、付託いたしました総務経済委員会委員長から、会議規則第75条の規定により 審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告 を求めます。

総務経済委員会委員長·本多君。

○総務経済委員会委員長(本多耕平君)(登壇) 委員会審査報告書。

平成31年第1回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

記

- 1. 事件番号 議案第1号
- 2. 事件名 標茶町森林環境譲与税基金条例の制定について
- 3. 審査経過 審査日、平成31年2月6日委員会開催。説明員は記載のとおりであります。
- 4. 審査結果 原案可決すべきものであります。

以上です。

○議長(舘田賢治君) これより、委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。

議案第1号を委員長報告のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 よって、議案第1号は原案可決されました。

◎一般質問

○議長(舘田賢治君) 日程第8。一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。

11番·本多君。

○11番(本多耕平君)(発言席) それでは、私のほうから、通告に沿っての質問をしたいと 思います。

先ほど町政の執行方針が説明されました。その内容を聞くとき、改めて本町の幾多の諸課題が提起されております。限りある財源の中で、めり張りのある予算編成、緊急性のある事業立案、施策実施等々、佐藤町政にとっては厳しい船出の年であります。町長の公約にもありますが、町民との対話を重視し、期待に応えるべく全力で前に進むことが最も大事な町政の姿勢であると思います。また、議員諸氏の議会の発言は町民の声を代弁するものであり、また、所管事務調査の委員会所見など、積極的に必要に応じ協議、検討すべきと考えております。

そこで私は、通告に沿って次の2点について質問いたします。

近年、異常気象での台風災害、水害、地震災害など、全国各地で想像を超える自然災害が発生しております。本町においても、昨年には春の水害、9月の45時間にも及ぶ停電など、今までに経験のない、また、想定外の災害であったと言っても過言ではありません。以来、本会議でも議員各位が防災対策、減災対策の必要性を訴え、総務経済委員会でも水害、地震災害の状況、さらには今後の対応など、町民の資料提供の協力も得て所管事務の調査をし、委員会所見として提言しております。特に対策は喫緊の課題であります。どのように協議されているのか、そして安心をし、暮らせる町であることをどのように発信していくのか、町長の所見を伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 11番、本多議員の防災・減災対策を問うとのお尋ねについて お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、毎年、全国各地において大規模自然災害が発生しておりまして、本町においても、一昨年8月の台風災害、昨年3月の大雨融雪災害により、標茶町では初めてとなる避難勧告と避難指示をそれぞれ発令し、避難所を開設する等、多くの対応に当たりました。昨年9月には北海道胆振東部地震の影響を受け、本町では過去に例を見ない最長45時間に及ぶ長期停電が発生し、酪農業や商工業者を中心に多くの被害が発生しました。さらには、この道東地域で地震発生確率は高まっており、平成5年に発生した釧路沖地震と同じクラスの地震が30年以内に70%の確率で発生するとの予想が政府より発表されております。こ

のような状況を踏まえ、本町においては、近年、防災対策を着実に取り進めているところで す。

防災対策推進に当たっての協議については、多くの関係機関で組織する標茶町防災会議を 基本に、釧路川外減災対策協議会や釧路管内防災・減災対策連携会議等の場において対策や 対応について提言をいただいたり、情報共有や協議を行い、さらに施策の検討に当たっては、 関係各課との連携の上取り進めておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、安心して暮らせる町であることをどのように発信していくかとのお尋ねについてでありますが、防災対策につきましては、ここで完成、ここで万全ということはありません。また、町民の方にも常に危機意識を持っていただくことが必要であると考えます。そのような意味で、安全・安心な町を目指して進めている対策や危険箇所等の状況について発信する必要があると考えますが、手法としては、広報しべちゃやSNS等の各種媒体や、近年実施しております企業や町内会等の出前防災講座等を通じて、防災体制の現状をお伝えしていきたいと考えております。これらの取り組みについては、町民の皆さんが評価くださったときに初めて安心して暮らせる町であることの発信ができたことになるものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

議員ご指摘のように、近年の自然災害は想定をはるかに超えるものが頻発しています。想 定レベルを引き上げ、緊張感、切迫感を持ち、今後さらなる防災対策を進め、災害に強いま ちづくりを進めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。本多君。
- ○11番(本多耕平君) ただいま、町長のほうから私に対してのご返答をいただきました。 私が申し上げたいことは、主眼であります防災対策をどのようにするか、さらには減災対策をどのようにしているのかという、いわゆる現実的に一歩踏み出したものを実は求めたいわけです。

といいますことは、本町において、その前に、この防災・減災対策については後ほどまた 同僚の後藤議員、櫻井議員が質問になるかと思いますが、私は余り各論には触れませんけれ ども、総論で少しお話をしたいわけですが、私ども総務経済委員会の中での所管調査のとき の町のほうからの資料の中でも、特に水害の例をとりますと、外水面あるいはまた内水によ る災害の問題を非常に担当の者は留意をしておりました。

特に先般の水害の場合での、もし釧路川が市街地の上流で決壊したらどうなるかというようなときに、いわゆる浸水想定図でいきますと、富士町の一部、桜町の一部、さらには旭町の一部が3メーターから5メーターの水害になるおそれがあるのだというようなことも、そういう予想的なことも想定の中で図面で知らしめながら、これをどうするかということを私たちは求めたいのですよ。ただどうなる、それを協議しているということではなくて、いわゆる防ぐ場合、例えば堤防を決壊させないためにはどうするかという、まず第一歩を踏み込

んだ私は答えをいただきたいわけですよ。そしてさらに、その中で減災という言葉を私はい ただきたいわけですよ。

まず、災害を防ぐのに協議だけしていてはだめなので、現実的に考えられるこの水害問題をどう本町として危険地域を検討しながら、その防災をどうするかというのを、現実的な施策が私はないのかと、それを実は委員会所見でも現実的に述べているわけですよ。さらに、本町においては内水災害が多いという中で、いわゆる排水機場という問題についても、この後の議員の方からも質問が出ると思いますけれども、であれば排水ポンプをどうするのか、いち早い整備をしなさいというようなことも、実は先般の所管事務の意見の中では述べているわけです。

そこで、私が前段言いましたことは、町民との対話を大事にする、あるいはまた委員会で の所見などももっと真摯に受けとめて、それを協議していただきたいということを私はここ で述べたわけですよ。

したがって、いま一度お話を伺いますが、防災の対策として、協議をしている協議をしているではなくて、まずは現実的にどうすればこの災害を防ぐことができるかという、現実的なものはまだ一向に進んではいないのでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) 少し具体的なお話でしたので、担当のほうからまずお答えをさせていただきたいと思います。

今、議員から、外水氾濫、それから内水氾濫、二つに分けてご指摘をいただきました。具体的にどのようにしているのかというところでありますけれども、釧路川本川の外水氾濫、これにつきましては釧路川の築堤、堤防で守られているわけですけれども、これの整備については、管轄としては国になっております。ですので、問題意識を共有しながら釧路開発建設部と協議をしているところであります。

また、新聞等でも報道があったとおり、釧路川の堤防につきましては、釧路川堤防技術検討委員会というものが平成30年度に設置されまして、専門家を招いて具体的な協議をしているように報道されております。その中では、現状の堤防の課題等が徐々に浮き彫りになっているようなふうに報道されておりまして、それらの検討委員会の結果を踏まえながら、堤防が増強される、よってより安心感が高まる、そういうふうに考えているところであります。

それから、内水氾濫につきましては、これも議員ご指摘のとおり、排水機場あるいは排水ポンプのご指摘を議会の場でいただいております。それは担当としても真摯に受けとめているところでありますけれども、機械による強制的な排水というハード的な検討の前に、まず内水の排水系統がどうなっているのかというのをきちんとつかまえるのが大事だよというふうに専門家のほうからは助言を受けております。この点については、建設課あるいは水道課と協議をしながら、今、川東地区ですか、オモチャリ川周辺の水がどこにどういうふうに流れているか、あるいはどの程度の排水能力があるか、そういうことも考え合わせながら、最

終的に必要な能力の排水ポンプ等の整備を行うということが手順ではないのかということで、 平成31年度の予算にはポンプ関係については表現することができませんでした。これについ ては、少し時間がかかるのかなというふうに担当としては思っております。

と申しますのは……、済みません。「と申します」以降については、後ほどのこともありま すので、まずはこの辺でとどめておきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 本多君。

○11番(本多耕平君) 「と申します」のは聞かないことにしまして、先ほどの町長の執行 方針の中ででも、特に減災と言う意味で、避難所の改修工事ですとか、さらには農家の発電 機の支援ですとか、これは通年やっている農家の耕作道の補修ですとか、もろもろな、いわ ゆる減災という面では、私は一部評価をしたいと思うのですが、前段、先ほど申し上げまし たように、いわゆる防災という意味で、今、総務課長のほうからありましたけれども、内水 の氾濫をどう防ぐのか、さらにはまた先般の所管事務調査でもオモチャリ川の新設工事も見 てまいりましたけれども、それをすることによってどの程度の内水災害を防げるのかという ようなことも、いち早く私どもは、実務的なものだけではなくて、現実的にそれがいつ起き るかわからないということから考えれば、先ほど課長がおっしゃった排水機場の問題が、費 用等々の問題ということがあるのであれば、できる限り排水ポンプをいち早く予算づけをし て、減災の面でもぜひその辺はいち早い措置をお願いしていきたい。お願いというよりも、 これはもう申し上げましたように、いつ起きるかわからない喫緊のやっぱり命と暮らしを守 る大変な問題だと思いますので、私はこれ以上、技術的なことはよくわかりませんので、後 ほどまた後藤君なり櫻井君のほうからお話があると思いますので、この点については、やっ ぱり現実的に協議だけするのではなくて、それのいち早い着手をお願いしたいということで、 私はこの防災問題についてはこの程度にしておきたいと思います。

続いて、2番目のめん羊事業の経営計画を再構築すべきということで、次の質問に移りたいと思います。

昭和46年、振興生産基地としてサフォーク種を中心にめん羊飼育を開始、以来47年間、多和平の広大な景観の一部として、あるいは福祉事業の一環としての役割、何よりも標茶産の羊肉サフォークは、町内外で根強く人気があります。しかし、この数年、右肩下がりの飼育頭数で、販売総額も78万円から昨年は66万円と低迷してきています。一方、町の管理費負担は500万円前後となっています。

さきの決算委員会では、前町長はめん羊事業について「コスト的に経営を圧迫しているが、 町の観光資源や福祉の面からプラスアルファがある。どの現場においても採算面だけではな く、トータル的で考えたときどうあるべきかを考えるべき」というふうに答えられました。

私は、そこで、現場はもちろんのことでありますけれども、町長みずからがめん羊事業の 必要性を再確認されて事業の中長期計画を構築すべきというふうに思いますが、町長の所見 を伺います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 11番、本多議員のめん羊事業の経営計画を再構築すべきとの お尋ねにお答えします。

まず、めん羊事業の経過でありますが、昭和49年に牧歌的景観の中、多和平でサフォーク種を中心とした羊の飼養を開始しました。標茶町の観光振興策として多大な貢献をしてきていることから、政策的事業とも位置づけられ、標茶の羊、多和平の羊として名前も一定程度売れ、一定の効果が図られていたところであります。また、農福連携の一助となるべく、福祉事業の一環としても役割を果たしてきておりいます。

一方で、町内においては、個別農家への牧場産の繁殖用雌羊を譲渡し、めん羊飼育頭数の 増頭を目指しましたが、肉めん羊生産の定着には至りませんでした。

また、その後も、スクレイピーの問題やめん羊事業としての生産性の課題から牧場の経営を圧迫しており、経営上好ましくないとの議論経過もあり、牧場本来の預託牛事業に戻るべきと新たな哺育事業も進められるなど、方向性が打ち出され、めん羊については飼育頭数の整理も図り、近年に至っているところであります。

めん羊事業の必要性を再確認され、事業の中長期計画を構築すべきと考えるがどうかとのお尋ねですが、公約でも触れているとおり、これまで築いてきた標茶の羊、多和平の羊というブランドを再構築するためにも、現在、贈答に向け増殖計画も樹立中であり、また、肉資源の付加価値化のため、現在の1頭売りだけではなく、部位別や加工販売の可能性がないかなど、関係機関や研究機関などとの情報交換や販売方法の検討も進めたいと考えております。めん羊事業としては、採算性は厳しい状況にありますが、観光振興としての役割、標茶の情報発信としての重要な役割を担っているものであり、政策的事業として中長期計画の構築も進めていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 本多君。
- ○11番(本多耕平君) 私の思う100%の答弁をいただきました。

ぜひ、町長、失礼ですけれども、町長も説明員でいたころに菊地議員がめん羊の問題で質問したことがございます。私もちょっと帳面を開いてみましたら、菊地さんが質問したときに牧場長は、いわゆるめん羊事業だけでやると、費用対効果をいろいろ考えると今の段階では決してペイするものではないと、将来展望に向かっては4桁の台の頭数を飼育しない限りなかなかめん羊事業だけではペイしないのだという、実は答弁がちょっとメモしてありました。4桁といいますと、やっぱり1,000頭以上ですね。

したがって、今、町長が言ったように、トータル的ということは、もちろん私もそう考えます。しかしながら、やはりめん羊事業としての一環としてのいち早い確立を私は再度ここでまたお願いをしておいて、私の質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長(舘田賢治君) 以上で11番、本多君の一般質問を終わります。 続いて7番・川村君。

○7番(川村多美男君)(発言席) 通告いたしました2件について質問をさせていただきたいと思います。

久しぶりの一般質問で大変緊張してはおりますけれども、学校給食共同調理場の建てかえ についてであります。

学校給食共同調理場については、今年度の町政執行方針でも触れられ、平成31年度一般会計予算に計上されました。町長の公約でもあり、私も大変このことについて気にしていたということもあり、安堵の気持ちではあります。しかし、あえてこのことについて何件か伺いたいと思います。

1点目は、学校給食調理場は、築37年を経過し、老朽化が著しいことは明らかであり、平成26年に同僚議員が一般質問した際には築後33年を経過していたと思いますが、当時の教育長の答弁では、今後、町長部局と整備方針の検討をしてまいりたいということでありました。この時期に改築となった主な原因は何か伺いたい。

次に、調理場の建設地、規模、方式はどのように考えているか。また、工期はどれくらいの期間を予定し、いつから稼働するのか。あわせて、建設費はどれくらい予定しているのか、 財源は町単費か伺いたいと思います。

現在の給食提供数は何食なのか、改築後は現在よりふえるのか、または少なくなるのか。また、給食の提供については何か考えているのか、あわせて伺いたい。

最後ですが、町長の公約で「ふるさと給食」「食育教育」と何か関連はあるのか伺いたい。 以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 7番、川村議員の学校給食共同調理場の建てかえについての ご質問にお答えします。

1点目のこの時期に改修となった原因は何かとのお尋ねですが、ご案内のとおり、学校給食共同調理場は昭和56年建築で、現在37年が経過しております。施設全体で老朽化が進んでいるため、以前から建てかえは喫緊の課題となっておりました。この間、優先すべき大型事業の施設整備事業の見通しなどを勘案しながら、改築に向けて教育委員会と整備方針の検討を進めてきましたが、このたび整備方針が整ったことから、その重要性を鑑み、改修の決定を行ったものであります。

4点目の町長公約である「ふるさと給食」「食育教育」との関連についてのお尋ねですが、 ふるさと教育は食育教育に含まれるものであると考えております。地元食材を活用するとい う面では既に行われており、特に標茶高校で収穫された食材を使っての給食提供は、標茶高 校と連携した食育推進事業がスタートしており、引き続き推進しながら標茶の子供たちの教 育に生かしていきたいと考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君)(登壇) 7番、川村議員の学校給食共同調理場の建てかえについて、 教育委員会に関連するお尋ねにお答えをいたします。

2点目の調理場の建設地、規模、方式はとのお尋ねですが、建設地につきましては、標茶小学校校舎北側の、現在、教職員及び調理場職員の駐車スペースとなっている小学校敷地内に建設を予定しています。

建築規模につきましては、今後、実施設計委託業務により詳細が決まりますが、建築面積は、現施設の514平方メートルを超える施設となる予定です。

また、方式につきましては、学校給食衛生管理基準に沿ってドライシステム方式の採用を 考えております。

次に、工期、稼働時期、建設費についてのお尋ねですが、現時点での計画では、工期は平成32年6月着工、平成33年6月末完了の2カ年計画で、稼働時期は、工事完了後、準備期間を経て平成33年8月の夏休み明け、2学期より供用開始を予定しております。

なお、建設費につきましては、今後、実施設計委託業務により建築規模等の詳細が決まりますので、現時点で正確な数字は明言できませんが、本町と同等の給食提供を行っている自治体の例を見ますと、おおむね10億円程度の建設費となる見込みです。なお、文部科学省の補助金等をもって実施を予定しています。

3点目の現在の給食提供数と給食提供の考えなどについてのお尋ねですが、平成31年2月 末現在の給食提供は、児童生徒数及び教職員の合計で752食を提供しておりますが、改築後は、 標茶高校の生徒及び教職員への給食提供について、今後、検討を進めてまいりたいと考えて おります。なお、高校への給食提供を実施した場合、生徒及び教職員の合計で260食ほどの増 加が見込まれます。

4点目の「ふるさと給食」「食育教育」との関連についてのお尋ねですが、学校給食につきましては、子供たちの食生活や食習慣と密接に関係することから、学校、家庭、地域と連携が重要となります。ふるさと給食につきましては、JAしべちゃ、町長部局の支援をいただきながら地産地消の取り組みを継続するとともに、食育教育につきましては、栄養教諭による食育に関する授業の推進と、町長の答弁にもありましたとおり、標茶高校産の食材を使用した学校給食を提供する標茶高校と連携した食育推進事業の取り組みにより、新施設移行後も引き続き安全・安心でおいしい学校給食の提供に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) 再質問を許します。川村君。

○7番(川村多美男君) ただいま、町長と教育長のほうから、それぞれご答弁がありました。

私は、立場上、共同調理場には年1回、通算で4回お邪魔させていただいておりました。

その間、担当者といいますか、苦労なり心配なり、いろいろと現状を聞いていた立場上、この給食センターの特にボイラーは大変もう古くなって、ボイラーだけ取りかえるのも費用対効果のほうから見ると、新築時に一緒にやったほうがいいのだろうなというふうには思っていましたけれども、今回、新町長のもとで何とかこれが実施設計に入るなということで本当に私も安心していますし、現場の担当者、従事されている方々も、このニュースを聞いて大変喜んでいるのではないかなと、このように思っております。

私個人的には、もう8年から10年前くらいから、この給食場のボイラーというのは古くて、修繕しながら何とかもたせてきているのですということも聞いていましたから、私個人としては中学校よりも先に給食調理場のほうを手がけるのかなと、こういうふうに思っておりましたが、なかなかそれが実現できなくて、新町長になって何とかこういう形になったと。

また、町長の公約にもありましたということで、さきほども述べておりますけれども、私 も今の町長で4代目の町長になるわけです。1期目に出てきたときは千葉さんでしたけれど も、それから今西さん、池田さん、佐藤さんということで、この間ずっと給食調理場もその まま移行してきたということですね。

町長の公約を見てみますと、5ブロックに分かれていまして、3ブロックの2にこの学校 給食センター改築の促進というのがありまして、いろいろ期待度の高い町長でもありますけ れども、何とかこの英断をしていただいたなと、このように思っておりまして、この決断を 私個人としても高く評価したいなと、このように思っておるところでございます。

また、高校の260食という教育長からの説明もありましたけれども、5年前に熊谷議員も、この場で調理場の、民間によるPFIを取り入れてどうだという話もありましたけれども、そのときにもたしか出ていたと思うのですが、やすらぎ園とか病院だとか、それから高校にはどうなのでしょうということも言われていましたけれども、今、教育長のほうから高校に提供するとなると260食の増加が見込まれるということで、大体1,000食ぐらいになるのかなと、このように思ってございます。完成が33年の夏に何とか稼働できるのではないかと。試験もしながらやっていくのではないかなというふうには想像しますけれども。

財源については、文科省のほうからも幾らか出るのかなと思います。また、防衛のほうはどうなのかなと、こういうふうにも考えていますし、町単費は、この現時点ではどのぐらい充当するのか、その辺は丸っきり資料を見ると過疎債ということになっていますけれども、その点についての財源の部分と高校の部分、これは今、協議しているということで、決定したということでよろしいのでしょうか、高校の部分については。

- ○議長(舘田賢治君) 教育委員会管理課長・穂刈君。
- ○教委管理課長(穂刈武人君) お答えしたいと思います。

まず、建設費の関係につきましては、今、教育長のほうから答弁あったとおり、これから 実施設計をやりますので、おおよそ同じ食数を提供している給食センターを見ると、具体的 に言うと、この4月から稼働している浜中町をちょっと視察してきましたが、大体食数的に は、あそこは霧多布高校に新施設になってから給食提供を始めているのですけれども、大体同じぐらいの食数です。そこで大体建設費が、先ほど答弁したとおり10億円程度ということで、これから実際、実施設計をやりますので、規模もまだ確定されていませんので、事業費的にはそういうような形で、そこから文科の補助、これから申請しまして、採択になるかどうかというところですけれども、そこの浜中町で同じように文科の補助を受けて決定したのですけれども、補助的には10分の1程度ということで、そういうような形で伺っております。それと、防衛のほうにつきましては、これも私どもいろいろと、いろんな補助制度がないかということで確認はしてきたのですが、防衛のほうは該当はならないということでございます。

それと、高校の給食提供の関係なのですけれども、これも今後、高校と協議をしながら検 討してまいりたい、そのように考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 川村君。
- ○7番(川村多美男君) わかりました。すばらしい学校給食調理場ができることを願いまして、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次、風疹の感染拡大防止の取り組みについてということでございまして、風疹の感染拡大防止に向けた取り組みとして、39歳から56歳の男性の抗体検査と予防接種が今春から2021年度までの3年間、原則無料化されると。妊婦が風疹に感染すると赤ちゃんが難聴や白内障などになって生まれる可能性があることを踏まえ、抗体検査などの経費を盛り込んだ18年度第2次補正予算が2月27日に成立しました。

厚生労働省は、2月1日、予防接種法に基づく定期接種の対象にこの内容を加える政令改 正を行ったとの報道があったことから、以下の点について伺いたい。

1点目は、39歳から56歳の男性は、これまで接種の機会がなく、抗体保有率79.6%と他の世代に比べ10ポイント以上低く、このため集中的に予防接種を実施し、抗体保有率を90%台に引き上げることを目指すとされていますが、本町に居住の39歳から56歳男性の年代別総数はどのくらいいるのか。

2点目は、ワクチンの効率的な活用は、対象者が抗体検査を受け、抗体保有率が基準を満たさない場合、予防接種を受けることになるが、今後、対象者に対し、どのような取り組みを考えているのかでございます。

3点目、特に47歳から56歳の対象者全員にも抗体検査や予防接種を受診できるよう、町と して受診券を発行し、取り組むべきと思うがどうか、また、家族や職場からも背中を押して もらうためにも、積極的に町広報等で周知すべきと思うがどうかを伺いたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 7番、川村議員の風疹の感染拡大防止の取り組みについての お尋ねにお答えいたします。

これまで町が実施する1歳児及び小学校入学前の子供に対する予防接種と、北海道が助成

を行っている妊娠を希望する女性等に対する風疹抗体検査の取り組みに加え、抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査及び予防接種を実施する追加的対策を行うこととしました。 議員ご指摘のとおり、追加的対策の対象者は、1962年(昭和37)年4月2日から1979年 (昭和54年)の4月1日までの間に生まれた男性とし、今後の風疹の発生及び蔓延を予防するために、可及的速やかに当該世代の男性の抗体保有率を上昇させる必要があることから、2022年3月31日までの時限措置として定期接種を行うものとしたものであります。

1点目の本町に居住の39歳から56歳の男性の年代別総数は何人かとのお尋ねにつきましては、事業実施の基準日が4月1日となることから、この時点での39歳の対象者は40歳となりますので、40歳からの対象者としては、40歳から49歳までで440人、50歳から56歳までで339人、合計で779人と見込んでおります。

2点目の、今後、対象者に対してどのような取り組みを考えているかとのお尋ねにつきましては、総合住民健診や町立病院で実施する国保ドック、一般事業者の生活習慣病検診における風疹の抗体検査の実施体制をどのように整えていかなければならないかを協議していくこととあわせて、全ての医療機関で抗体検査及びワクチン接種が実施できるよう、国が示す実施方法に基づき、早急に対応してまいりたいと考えております。

3点目の特に47歳から56歳の対象者全員にも抗体検査や予防接種を受診できるよう、町としても受診券を発行し取り組むべきと思うがどうか、また、積極的に周知すべきかと思うがどうかとのお尋ねにつきまして、国では段階的な措置としまして、1年目に昭和47年4月2日から昭和54年4月1日の間に生まれた40歳から46歳までの男性に対し、市町村から受診券を送付することとしておりますが、議員ご指摘の1年目に該当しない世代に対しましても、希望すれば受診券を発行し、抗体検査を受検できるものであることから、本町におきましては、国の方針にのっとり同様な対応を図ることとしております。

現在、4月から事業を実施できるよう準備を進めておりまして、町民への積極的な周知を含めまして、対象者の漏れがないよう務めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。 ○議長(舘田賢治君) 再質問があれば許します。 川村君。

○7番(川村多美男君) ただいま町長のほうから細かくそれぞれ説明をいただきまして、4月から40歳になるという方がいると、39歳が40歳になって、それから49歳までが440人、50歳から56歳までが339人で、合計779人と見込まれるということでございました。本当にどのぐらいいるのかなということは考えていたのですけれども、全然それはわかりませんので、やっとこの実態がつかめたといいますか、そういうことで、取り組みもそれぞれ町長が丁寧にご説明されましたけれども、そのように対応していただければと思います。

あと、最後に提案というか、本年から21年度末、3月までということですか、3年間で実施されるのですが、この39歳、40歳になるよという人から59歳というのは、社会的にも、家庭的にも、本当に働き盛りの人がほとんどなのですね。それで、働いているときにはなかな

か健診だとか、病院へ行って抗体検査をするとか、そういうのはなかなか難しい部分がある と思いますので、今後、検討していただきたいと思いますけれども、夜間の町立病院なり、 他市町に、仕事に行っている先の医療機関だとか、あと職場の健診だとか、そういう形もぜ ひ考えていただいて、取り入れていただければと思います。

最後に、最近も関東のほうでも、結構、今はやっているようでございます。風疹は、妊娠20週くらいまでの妊婦が感染した場合に大変重篤な子供が生まれてくるよということでございます。先ほども言いましたけれども、難聴や白内障、心臓病などの先天性風疹症候群にかかるのですよということですね。深刻な障害が残って、死亡するケースもあるということですね。患者が一番多かった、1万7,000人近くに上った2012年から13年には、45人が同症候群と診断されて、11人が1歳半までに亡くなっていると、本当に恐ろしいウイルス性の感染症でございます。標茶、この辺ではまだそういう感染したという部分はないと思いますけれども、まず抗体検査を積極的に進めていっていただきたいなということを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

- ○議長(舘田賢治君) 返答をもらわなくてもいいの。
- ○7番(川村多美男君) いいです。
- ○議長(舘田賢治君) 以上で7番、川村君の一般質問を終わります。 続いて、1番、櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君)(発言席) 1番、櫻井であります。

3点ほどお伺いしたいと思っておりますので、1つずつまずやっていきたいと思います。 まず、1番目としまして、働き方改革について伺いたいという命題でございます。

質問の内容は、本町職員の年間残業数は、他の町村に比べて多いと言われている。職員の 健康管理と労働効率を考えると、余りよいこととは言えない。「めり張り」のある労働環境を つくるべきではないのかと思う次第であります。

私も近隣町村を調査してまいりますと、「タイムカード」もしくは「ICカード」の導入により確実に労働時間を把握していると。本町も積極的にこのような先進地の考え方を導入すべく、そういう体制をとるべきではないかという趣旨の話であります。町長の所見をお伺いしたい。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 1番、櫻井議員の働き方改革についてのお尋ねにお答えします。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が昨年7月に公布され、当該法律の施行に伴う厚生労働省令等が定められました。これに伴い、国家公務員の勤務時間、休日及び休暇に関する人事院規則の一部を改正する人事院規則が公布されるとともに「職員の勤務時間、休日及び休暇の運用について」が発出され、平成31年4月1日より施行される

こととなっており、時間外勤務に一定の制限がかけられることとなっております。

本町におきましては、長時間の時間外勤務が継続することは、職員の心身の健康及び福祉に害を及ぼすおそれがあり、また、仕事と生活の調和、若手職員の士気の確保等の観点からも時間外勤務の縮減は喫緊の課題として捉え、各所属長へは業務のあり方や処理方法等について見直しを行い、事務の簡素化、業務処理方法の改善、計画的な業務執行に努めるよう通知をするとともに、職員に対して1年につき100時間を超えて時間外勤務をさせないよう指示しているところであります。ただし、業務遂行上、特別な事由があり、やむを得ず時間外勤務命令をする必要がある例外として取り扱う業務がある場合については、毎年度、年度当初において特認事項として事前承認を受けることとしております。

しかしながら、ご指摘にあるように、釧路管内で見ても本町の時間外勤務が多いのは事実であり、これは、めり張りある労働環境という一面的な要因ではなく、業務と人員、社会的要請など多面的な要因があるものと推察しております。

労働時間管理に必要な勤怠管理には、本町は現在使っている出勤簿やタイムカード、ICカード、さらに最近では指紋認証など、さまざまなシステムが存在します。これまでは庁舎の建てかえのタイミングなどを考慮して見送られてきましたが、勤怠管理と時間外勤務の縮減効果などについて研究してまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。

1番・櫻井君。

- ○1番(櫻井一隆君) かなり時間外労働が、私の調べたところ、本町においては一課において集中して特段に多いと、そういう話があるので、外的要因とかいろんなことを今、町長はおっしゃったけれども、どのような内容があって時間外が他町村から比べて多いのか、そこをちょっと一言お伺いしたい。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) ちょっと内容が個別の部分になりますので、私のほうからご説明をさせていただきます。

時間外勤務の多くなる要因という部分のお尋ねだと思いますけれども、先ほど町長からの答弁にあったとおり、一律的にまず年間100時間の中でおさめるようにと、そういう日常的な業務をしなさいという指示が出されております。それに対して、特認という形で突発的業務等々の対応があった場合について時間がふえている状況であります。例えば、災害が発生した。これは平成29年度、それから平成23年度、総体の時間外勤務数が多くなっているのですけれども、これについては先ほど来、話になっている災害対応でふえたというふうに考えております。

それから、各年度それぞれの課で突発的な行事等が発生して、そこで時間外が必要になってくる、そういうケースがございます。そういうことで、通常の事務分掌上ある通常各担当が考えている業務のほかに突発的なものが発生したときに特にふえる傾向にある、それから

専門的な業種のところで、要は、かわって周りの人間がなかなかヘルプできないような状況、 技術職等の部分につきまして周りの事務職が手助けをできない、そういうケースで一人にか かってしまってふえてしまっている、そういうケースも散見されているところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 何かそれは労働してもらっているというか、職員さんの中の物覚えが悪いから、どうしてもサポートして教えてやらないとならない、そんなように聞こえるのですが、そういうことなのですか。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) 私の説明の仕方が拙かったのか誤解を与えてしまったかと思いますけれども、そういうことではございません。一人に一時的に過重に労働量がふえてしまって、周りがそのときに、専門職ですので誰でもそれがかわりができない、そういう状況で、その部署に過重がかかってしまうということであります。
- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 専門職に過重がかかるということならば、その専門職というのは資格を持っている人間という意味なのですか。そこはどうなのでしょう。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛崎康人君) そのとおりでございます。
- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) ならば、その専門職を取得するように職員教育あるいはそういう資格を取らすような、そういう奨励みたいなことを積極的にやっているのですか。そこらはどうなのですか。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛崎康人君) お答えいたします。

人材の確保の部分では、常々そういう人材の確保についてアンテナを張っているところで あります。

それから、私が申し上げたいのは一時的な業務量の増大ということでありまして、そのときに専門職を雇用した場合、逆に一時的な仕事がなくなったときにバランスが崩れてしまうということでありまして、その一時的増大のときにどういうふうに乗り切るか、そういうところで苦労しているという、そういう現状でありますので、ご理解いただきたいと思います。 〇議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 私が聞いているのは、そういうことではないのですよ。職員がそれ ぞれの資格、例えば建築法に伴う、そういう建築に関する資格を取ってきなさいよと、ある いは土木なら土木の資格を取ってきなさいよと、そういうことを積極的にやっておられるの かということをさっきお聞きしたのですよ。町みずから職員に資格を取るようにと、いろん な助言だとか金銭的助成も含めてそういうことをやっておられるのか、一人の人間に過重な 労働を与えないための、そういう施策を現実としてとっておるのかということをお聞きして いるわけです。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

私のほうからは、現状の部分についてお答えさせていただきたいと思いますけれども、専門的な技術力につきましては、まず業務量に応じて人員を確保している、そういう状況にあります。そして、議員ご指摘のように、業務量がふえたときに、例えば周りにいる一般事務職に、建築士であるとか土木関係の資格であるとか、そういうものを取るように促さないのかというお話でありましたけれども、それについて今までそういう取り組みはしたことはございません。

また、そのような一般職につきましても、時間を費やして、なかなかそういった簡単に取れる資格ではないという、そういう認識でおりますので、現実的には難しい問題なのかなというふうに理解しております。そこの人材が不足して恒常的に足りないという、そういう想定が起きたときにはその専門職の雇用というものを考える、そういう形で今までは人材を充当してまいりましたので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 理解せ理解せと言われたって、なかなか私は理解できないので。

本町の登庁あるいは退庁、出てくる、帰るという中で、いろいろこうやってペーパーで本町はやっているわけですね、これは本町のやつなのですが。それで、この中を見ると、出てきましたと、有給休暇をとりますとか、何か時間外を途中からとりましたとか、なかなか難しいと。これで見たって、ちょっとわからないのです。

他町村を見ると、例えばA市、町村名を言ってはまずいでしょうから、A市においては、皆さんもお持ちのこういうカードの中にICチップが入っているわけですね。そのICチップを通用口というか、職員が出入りするところに感知する機械がございまして、そこでこうやれば必ず何か言うのです、朝来たら「おはようございます」と、これで感知しましたという合図なのですね。お帰りになられるときは、また同じようにかざす。そうしたら、感知したら「お疲れさまでした」と、こういうメッセージが来ると。それで自分は朝来たことを確認されているのだな、あるいは帰りは帰りで、今、確認されたのだなと、こういうことをちゃんとコンピューターがやっていると。そして、それは、この市は約3,000人の職員がおるということで、そのICカードの中に全て超勤についても一元管理できるようになっている、そういうこともありました。

それから、ある村を調べたところ、これまたおもしろいのが、こういうネームカードのほかにICチップ用の専門のカードがもう一枚この中に入るわけです。そして、それを持ってきて通用口に入ってきてかざすと。そして初めてそこから仕事が始まるのですけれども、これが出張したり、長期出張したり、そういうときにICカードをなくしたりなんかすると大

変なことになりますから、そういうときは取り外していくと。そして、帰ってきてからその I Cカードをまた入れて仕事に臨むというときに、そのカードがないと、それぞれのデスク にあるパソコンが開かないと、仕事にならんと、そういうふうになっているのです。そこまで徹底して管理しているのですよ。これは、小さなところですから結構細かなところまでできていて、その目的、なぜ導入したのだという目的を聞いたときに、この村は、まずセキュリティーの強化が必要だよと、それから個人情報の流出と不正アクセス、こういうものをきちっと管理しなければならないのだと、そして誰が見たのかというのが一目瞭然わかる、これはここもそうだと思うのですが、そして特定の人間しかそこにアクセスできないと、こんなような徹底した管理をなさっていると。また、保育園とかそういうところは、そこはペーパーでのこういうもので出勤簿と、こういうペーパーを使ってやっておられる。時間外については、そういう遠いところは、時間外勤務命令書というようなもとで本町と同じようにやっておられるということなのですよ。

また、違う町は、これ簡単な方法でタイムカード、タイムレコーダーというのですか、来たときはガシャンと入れて何時何分出ましたと、帰るときはガシャンとまた入れて何時何分帰りましたという、こういうことをやっている町もあります。

ですから、本町は、建てかえというものを一つ目指してそこまで我慢しようかなんて思っているのかもしれないけれども、他町村を見ながら、早い時期にこういう先進的なものを導入しているところもあるわけですから、それを参考事例としてやっていくべきではないかと、そういうふうに思います。時期的には、可及的速やかにという言葉を使いたいのですが、町長のお考えはいつごろになりそうですか。

○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君) 櫻井議員から今いろんな町村の事例も含めてご紹介ありましたので、 それについては、本来であれば、今、時間外削減が一番うちにとっては喫緊の課題でありま すので、それらとあわせて、有効なアイテムとして本当に活用できるのか、あと先ほども答 弁しましたけれども、庁舎改修という部分もございますので、二重投資にならないような形 で研究を進めさせていただきたいと思います。

(「わかりました」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) それでは、2つ目のお話をさせていただきたいと思います。

脆弱なる堤防の危険性の周知徹底と水位の可視化、目で見てわかるような、そういうこと を考えてはいかがですかという内容のお話であります。

昨年3月、先ほども同僚議員がおっしゃっていましたが、降雨とそれに伴う融雪により、 釧路川が危険水位に達した。そのために各水門を閉鎖するに至り、オモチャリ川を初め各河 川が増水し、堤内氾濫を引き起こすに至ったと。町も多くの住民に避難を勧告するに至り、 また、関係機関や各町内会が家庭を回り避難を呼びかけたが、実際には、ここが大事なので すよ、実際には「避難せず2階にいた」という方も、後から自慢げにお話しされていたと、 そういうこともあるわけですよ。これは、その人がいいとか悪いとかではなく、堤防は安全 なものだということを信じ過ぎての結果だと思うわけであります。

それで、以下についてご質問をしたいと思いますので、答弁のほどよろしくお願いしたい。 1つ、いま一度住民に対して現実的に脆弱な堤防の構造、これを理解していただいてはい かがなものかと。その必要性、これは絶対私は必要な話だと思うので、わかりやすく、図で も何でもいいですよ、そういう各自に避難を呼びかける、そしてなぜかということをわかっ ていただく、そういうことが必要ではないかなと思うわけであります。

2つ目は、一つの方法として水位表示等の設置をし、危険性を目で確認できる表示板みたいな、あるいは表示機みたいなものを関係各機関と協議をし、設置してみてはいかがかなと、こういう話でございます。

町長の答弁をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 1番、櫻井議員の脆弱な堤防の危険性の周知徹底と水位の可 視化についてのお尋ねについてお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、昨年3月の大雨融雪災害時に、釧路川標茶水位観測所において氾濫危険水位を超えたことから避難指示を発したところですが、その際の避難率は60%にとどまり、また、避難しなかった方の55.9%の方が「大丈夫だと思った」との理由で避難しなかったと事後のアンケート調査で回答されております。この結果は、これまで釧路川の水が堤防を越えたり、あるいは破堤したことがないという経験知から来るものと推測するところでありますが、一方で平成28年には堤防ののり面滑りが発生していることも事実であり、今現在、釧路開発建設部において大雨に強い堤防づくりに向けた検討が行われておりますが、いずれにいたしましても、絶対の安全はないことを住民に周知しなければならないと考えており、住民の危機意識の高揚と防災啓発を進める必要があると考えております。今後、出水期前に防災啓発を実施していく中で、河川堤防の構造や水位危険レベル等の情報についても周知徹底を図ってまいりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、水位表示機等の設置をし、危険性を目で確認できる表示機を関係機関と協議をし設置すべきではないかとのお尋ねでありますが、このことにつきましては、釧路開発建設部と協議中でありますので、ご理解をお願いいたします。

近年、頻発する大規模自然災害に備え、本町では防災対策を強力に取り進めておりますが、 災害時には自助、共助、公助のそれぞれの役割を全うすることが重要になります。住民一人 一人の災害に対する心構え、物心両面での準備が減災につながるものと考えております。い つ発生するかわからない災害に備えて標茶町全体の防災力向上を目指していく所存でござい ますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 構造上のことも含めて町民に周知徹底をしていくというお話ですが、その構造上というものは、1つには、皆さんもわかっているとおり、堤防の上は、今、舗装していますね、左岸、右岸ともに舗装している。それは何でかというと、歩きやすいために舗装しているのではないのですよ。あれは堤防の上に降った雨水が堤防に浸透し、そして、その水によって堤防がやわらかくなる、堤外の増水によって弱くなった堤防が崩壊すると、そういうことを防ぐために、今、堤防に舗装をしているわけなのですよ。

昔は、重機がなかったですから、トロッコで表土を使って堤防をつくったのですね。トロッコで押し上げるものですから、堤外の川のほうの表土をトロッコにスコップで積んで、とことこレールを敷いて押してあげて、あるところに行ったらガシャンとぶつかったら、ころんとひっくり返ると、そういうふうにしてつくった。ですから、非常にそのときの堤防というのは、表土を使っていますから黒土ですね、強いのですよ。

ところが、開運橋の決壊があったり、いろんなことをして、川の拡幅と、それから橋が長くなったことによる堤防の移動と、そういうときには、その心土になっていたという、中心になっていた黒土が移動されてなくなって、新たに山砂だとか、そういうもので現代的な力学というか計算において、そういう土を使われてきたと。だけれども、それは我々人間が考えられるという限界を超えて、自然というのは恐ろしいもので、そんな計算上の砂とか土とかというのは、もろいわけなのですよ。

だから、今あるオモチャリ川周辺というのは、昔、河川だったわけですから、そこを、その河川を無理して埋め立ててつくり直したわけですから、土は弱い土を使っているし、昔の河川ですから、その堤防の下には砂利の川底があるわけです。そこを水が出入りするわけですね。水圧がかかれば堤防の河川のほうから堤内に水が流れ込む。それを繰り返すから水が引いていくときに、堤防が引っ張られて亀裂が入る。こういう構造になっているのが、開運町の開発センターの周辺での三日月湖であったところであったり、あるいはオモチャリ川の周辺のそういうところだ、こういう理屈をちゃんとわかるようにお話ししたほうがよろしいのではないかなと思うわけであります。

それからもう一つ……、これでちょっと1回切りますか。町長、どうですか。こういう、 詳しく皆さんに、住民に説明するという考えはないですか。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) 済みません、担当のほうからお答えさせていただきたいと思います。

櫻井議員から詳しくお話をいただきました。先ほど町長の答弁の中で住民に周知をする機会を持ちたいという考えありましたけれども、その際には、開発建設部さんのほうとも十分協議しながら、正しくわかりやすい情報を町民に伝えていきたい、それをもって防災力の向上に努めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) ぜひ、私のような者の話が参考になるかどうかはわかりませんが、 どうぞ皆さんのほうでもっと研究をなさって、わかりやすく住民の方に周知徹底するという 努力を続けていただきたいと思います。

続けて、2つ目の話で水位計の目視でできるという話なのですが、関係機関と協議をしているということですが、関係機関との協議はいつごろ現実のものとして具体的に我々の目に見えるのか、そこらのめどは立っていますか。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) 開発建設部との、今、窓口をやっておりますので、これも私の ほうからお答えさせていただきたいと思います。

実現するめどは立っているのかという、そういうご質問でありますけれども、結論から申し上げますと、まだ具体的にはいついつということにはなっておりません。町民の方からの要望もある、それから我々も実際わかりやすいほうが迅速な避難行動に結びつくのではないかという観点で、議員ご指摘の内容について、同じような内容を開発建設部のほうに申し入れをした経過があります。

それによって、開発建設部さんのほうでもわかりやすい表示を検討したいという話が担当 レベルでありまして、例えば橋脚に線を入れる、色分けをする、そんなのでどうだろうかと か、そういう話が幾つか出てまいりました。実際その方向で進んでいたのですけれども、先 方の中で議論される中で、表示の仕方によっては非常に誤解を与える可能性があるのではな いか、そういう慎重論が出てきたそうであります。

と申しますのも、例えば開運橋の周辺で言うと、氾濫危険水位を過ぎても実際に堤防のどの辺かというと、まだ下のほうなのですね。随分堤防に余裕があるのではないか、それを見て、こちらが発したい警報をきちんと受け取ってくれるのかどうかというのがちょっと心配だという、そういう考え方であります。もしかすると、それも十分な周知をすれば改善できるのかもしれないのですけれども、やる側として結果として誤解を与えるやり方はまずいのではないか、慎重に考えようということで、まず一つ慎重になっている。

それからもう一つは、釧路川の標茶水位観測所、そこの水位で判断をするのですが、その 観測所の守備範囲の中で、どこか危ないところがあったら氾濫危険という判断もあり得るよ ということであります。ですので、標茶の水位と、あるいは下のほうの水位と大きな差があ るときに、なかなかそこが表現の仕方が難しい。

大きく言うと、この2点で今、慎重に先方のほうでは議論をされている、そういうふうに 伺っております。これらについて、いい解決策が出てくれば恐らくすぐに施工していただけ る、そういうふうに考えております。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 人間というのはおもしろい心理を持っている動物で、危険だといっ

たら何かおっかないもの見たさみたいなものがありまして、どこまで水が上がったのかななんてわざわざ見に来ると、そういう心理を持っている動物ですから、これは見るなと言ったって仕方がない、見たいものは見たいと。ですから、その見るという行為に着目して、その逆転の発想を使ったらいいのではないかと。

私も湿原再生協議会の中ではいろんな委員を務めていますので、開発建設部ともいろいろ裏でお話を申し上げています。本来ならば、堤外の川のほうにあるパークゴルフ場だとか、そこにある便所だとか、あるいは開運橋のすぐのところにあるバックネット、ああいうものは全部撤去せと、氾濫のときに。そういう話になっているから、簡易トイレとかそういうものは撤去したりなんかしている。ところが、バックネットは、きちっと足がついてコンクリでとめていますので、なかなか撤去できないわけです。ですから、一つの案として、そのバックネットに何か仕掛けをして、例えば回転灯、赤い回転灯が2つついたらいよいよ危ないぞとか、1つは中ぐらいの危なさだと、黄色はまだちょっと注意だなと、こんなような形もいいのではないかというものもある。

また、開発センターのほうには堤外で遊んでいる人、川のほうで遊んでパークゴルフをやったり、いろんな、のんびりとひなたぼっこをしている方もいるかもしれない。それに対して掲示する、そういう標識がありますね。ですから、あれを使って同じように何かできないかと。こういうことも、どうぞ開発と今ある既存のものを使ってわかりやすく皆さんに周知徹底するということを、お考えになってはいかがかと思うのですよ。どうですか。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

先ほどお答え申し上げたとおり、今、表示をすることには賛成をいただいている。ただ、何をどういうふうに表示するかというところで慎重になっているということでありますので、バックネットの活用については、私のほうからも開発建設部のほうにアイデアの一つとして申し伝えたい、そういうふうに思います。

それから、後段の電光掲示板の活用ですけれども、これはある意味そのためでもありますので、当然活用してくれるものだというふうに私は議員からお話を伺うまで思っていたのですけれども、これについてもあわせて確認をしてきたいというふうに考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 災害はいつやってくるかわからないと。よく前町長は、自然はおっかないもんだと、人間はどうもならないのだという話をされていますので、いつ来るかわからないことですから、これも早く開発とそういう連携をとりながら、町民がわかりやすい、そういうことを、皆さん頭いいわけですから知恵を出し合って形にしてください。

いいですか。最後の質問でございます。

株式会社標茶観光開発公社についてという話でございますが、この内容は、町が貸し付けた3,000万円のうち、今年度返還分の見込みは立ったのかという易しいお話でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 1番、櫻井議員の3点目の株式会社標茶町観光開発公社についてのご質問にお答えします。

町が貸し付けした3,000万円のうち今年度償還分の見込みについてのお尋ねでございますが、過日、町に対して12月末までの第3四半期の経営状況について報告書が提出されております。その報告書の状況では、売上高6,622万3,000円で、販売管理費等を差し引くと488万4,000円の経常損失となっておりまして、現状、貸付金償還については非常に厳しい状況にあると受けとめております。今期残された期間はわずかでありますが、善処いただけるよう公社に伝えてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 非常に厳しいというお話でした。町長に一言申し上げておきたい。 一言だけです。

ここに「社長に佐藤町長選任」という記事がございます。私も株式会社のその名義というか、取締役についてどのようになっているのかと思って、実は合同庁舎のほうでこの株式の登記簿をとってまいりました。しかし、佐藤町長の名前はどこにもないと。まだ登録されていない。本論に入っていきたいのですが、法的にはきちっと立場がなっていないので、私は、きちっと法務局のほうに届け出た段階で、このことについて再度お話を申し上げたいと思います。今回は、まだ十分ではないと、私の意に沿うような答えは出せる立場にあなたはないというふうに私は思いますので、この件については、以上、総括並びにその他でやらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

以上、私の質問を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 以上で1番、櫻井君の一般質問を終わります。 続いて、6番・松下君。
- ○6番(松下哲也君)(発言席) 私のほうから通告してありますテーマは、10連休に対して 町民生活に支障のない対応をとっていただきたいという内容についてでございます。

では、質問させていただきます。

ことしは、皇位継承に伴い、4月末から10連休という本当に長い連休になります。ことしに限っての特例の長期連休でありますが、この連休によって、いわゆる国民生活または言いかえれば町民生活の中でもいろんな面で支障が出てくることが予想され、それに対する方策が各分野でいろいろと検討されている状況になっております。長期連休に対して町民の不安を払拭し、それに対して対応を万全にしていかなければならないと考えるわけでございます。

町の保育所、病院等の公共施設並びに民間である金融機関、また、雇用対策とありますけれども、これは民間の会社で、いわゆる時間給だとか、パートさんの中での連休によって休んでの収入減と、そういうことを指しているわけなのですけれども、町民の生活に直結するものでもあります。

そういう中で、特に保育所に関しましては、国においてもこのたび10連休限定の補助を加算するという制度を創設いたしました。一時預かりに対しての、その人数に応じての特別な加算というような内容でありますけれども、そういうことが決定されたわけなのですけれども、このことにつきましては本町でも検討されていると思いますが、どう対応していくのかお伺いしたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 6番、松下議員の10連休に対し町民生活に支障のない対応を のご質問にお答えします。

本町では、これまでも年末年始の休暇が長期間に及ぶとき、役場庁舎1階窓口を中心に臨時的に開庁し業務を行い、町民の利便性の確保に努めてまいりました。今般の10連休の対応につきましてもこれに準ずるもので、役場庁舎は、5月2日に臨時開庁する予定です。

また、町立病院は救急のみとし、保育園、幼稚園は休園としますが、児童館、トレーニングセンター、図書館は、子供たちが過ごす場所の提供という意味で、5月2日は臨時に開館する予定です。

ごみの収集は、平常時と同じく土曜日、日曜日は休みとし、加えて5月3日のみ休止させていただく予定です。

さて、議員から特に保育所の補助制度について例示いただきましたが、本町のように休日保育を実施していない場合は、地域の実情に応じて一時預かり事業や子育て活動支援事業により対応することとなります。必要な保育ニーズを充足できる対応を図るよう検討してまいりましたが、保育職場の人手不足は殊に最近顕著であり、各園多忙を極めているところでありまして、この機会に休養を与え、後のサービス向上に期待し、結果、閉園でありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 松下君。

○6番(松下哲也君) 今、各職場における対応、町長のほうから、5月2日には臨時に開 庁すると、ごみ収集に関しては5月3日だけお休みにして通常と変わりない状態で行うと。

そういうような中で、年末年始の長期の休み、これも正直言って昨年の12月とことしの年 明けての年末年始の連休も、多分10連休近くになったと私もちょっと記憶しているのですよ。 役場そのものは8連休だったかと、中には10連休のところもあった。そういう中では、4月 から5月のを特別視するというわけではないのですけれども、年末年始という一つの特別な 時期ですか、その中では、これは多分町民の方も理解されるのかなと思うのですけれども、 今回の5月、4月末からの連休ということは、やはり何かかにかいろんな面で支障が出てく るのではないかなというふうに思っています。

その中では5月2日、臨時にあけるということでは私もそれなりの理解もいたしますし評価もしたいのですけれども、やはりこの中で保育所が、いわゆる10日間閉園ということ、その中では非常に困るといいますか、そういう家庭が出てくるのではないのかなというふうに

は思っております。特に、パートさんだとか日中子供を預けて仕事をされている家庭というのはかなり多くいると思うのですけれども、非常にそういう面では厳しい状態に陥ってくるのではないのかなというふうに思います。

その中で、確かに保育士が不足しているということも十分理解できます。そういう中では、私も質問するほうとしては非常に、どっちがいいのかなということもちょっと悩んでしまうのですけれども、ただ、やはり町民のほうとしては少しでも、保育所を一日でも二日でもいいからあけてほしいというようなのは願っていることは事実だと思いますので、そこら辺では何とかそういう対応をとっていただけないのかなということを再度求めたいと思いますし、でなかったら先ほど一時預かりだとかというような児童館の利用だとかいうことを、もともとこのことに関しては町民の方に理解を求めることをやっぱりやっていただきたいなと思いますけれども、そこら辺はいかがでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えします。

保育所の予算等々担当している立場から答弁させていただきたいと思います。

先ほど町長が申し上げましたとおり、現状は大変保育士の確保が厳しいという状況でございまして、新年度に向けて今るる努力して職員の確保に向けているところですけれども、なかなか厳しい状況でございます。その中にあって、連休中の職員を確保できるのかというところも含めて検討した結果、なかなか難しいのではないかというふうに結論に至ったところです

地域性も考えていくと、やはり一時保育ということではなくて、本町の場合でしたら、やはり通常保育という形が適切ではないかというふうに考えますし、一時保育という形態では、なかなか町民の理解が得られないということであれば、通常保育という形が本来であればいいというふうには判断しておりますけれども、先ほど回答しましたように、対応する保育士が難しいということであれば、実際やるといったときにできなかったということは言えないという判断から、一応閉園という形をとらせていただきましたということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) ちょっと私のほうから加えてお答えさせていただきたい部分があります。

先ほど町長から現在の予定の答弁ありましたけれども、これにつきましては、最終的なものを4月号の広報しべちゃ等を用いて総体的な周知を図りながら町民の皆さんのご理解いただきたいというふうに考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 松下君。
- ○6番(松下哲也君) 町民に対しての周知というのは、そういうような形で庁舎を何日に あける、ごみ収集はどうだとかということは、これは町民に対してきちっと周知していただ

くということは当然大切なことだと。

ただ、確かに、保育園を連休中に一日でも二日でもあけてもらいたいというのは、これは 町民の本当に切実な願いだと思うのですけれども、現実として保育士がいない、対応してく れる保育士が不足していてできないということであれば、それはそれとして今の段階では私 は受け入れるほかないのですけれども、でもそのことについても、やはりきちっとした町民 に対しての理解を得られるような対応を、現実に保育園に通わせている家庭に対しての説明 というのは、私はとる必要があるのではないのかなというふうに思いますので、そこら辺の ことについて配慮していただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 以上で6番、松下君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。 本日の会議は、これにて延会をいたします。

(午後 2時54分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘田賢治

署名議員 5番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6番 松下哲也

署名議員 7番 川 村 多美男

-	58	-
---	----	---

平成31年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程(第2号)

平成31年 3月11日(月曜日) 午前10時00分開議

- 第 1 一般質問
- 第 2 報告第 1号 専決処分した事件の承認について
- 第 3 議案第 3号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 4 議案第 4号 標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 第 5 議案第 5号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定に ついて
- 第 6 議案第 6号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制 定について
- 第 7 議案第 7号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
 - 議案第 8号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
 - 議案第 9号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
 - 議案第10号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
 - 議案第11号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 議案第12号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
 - 議案第13号 平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算

○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君		2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君		4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君		6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多美	美男	君		8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	1	0番	平	JII	昌	昭	君
1	1番	本	多	耕	平	君	1	2番	菊	地	誠	道	君
1	3番	舘	田	賢	治	君							

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 藤 □ 彦 君 総 務 課 長 牛 﨑 康 人 君 企画財政課長 税 務 課 長 管 理 長 課 農 林 課 長 農林課参事 住 民 課 長 保健福祉課長 建設課 長 観光商工課長 水 道 課 長 育成牧場長 病院事務長 やすらぎ園長 農委事務局長 教 育 長 教委管理課長

武山正浩 君 典 君 服 部 重 原 久 君 相 村山裕 次 君 柴 洋 志 君 松 本 修 君 伊 藤 順 司 君 狩 野 克 則 君 多津美 悟 君 平間正通君 常 陸勝 敏 君 齊 藤 正 行 君 中 村 義 人 君 撲 浩 信 君 相 島 田哲 男 君 刈 武 穂 人 君 蠣 崎 浩 君 伊藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

指 導 室 長

社会教育課長

議会事務局長 佐藤弘幸君 議事係長 小野寺 一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 休会前に引き続き、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎一般質問

○議長(舘田賢治君) 日程第1。一般質問を行います。 質問の通告がありますので、順次発言を許します。 2番・後藤君。

○2番(後藤 勲君)(発言席) とりあえず通告どおりお話はいたしますけれども、きょうは東日本大震災ということで、その日だったということと、また、昨年3月に標茶で洪水が起きたという日でもありますので、きょうは正直なところ、黙祷はやるのですか。やらないのですか、とりあえず。やりますか。やらないのですか。それをちょっと聞こうと思ったのですけれども。

入る前に、この間、櫻井議員と本多議員がいろいろ水害について話をしたということもありまして、いかに水害について皆さんが関心を持っているかということなのですけれども、ただ一つ、私、開発局にいて水位のことをやっていた関係で、ちょっと櫻井君の言った話についてお話をすると、バックネットは、あれは河川法上、一応洪水が来ると倒れる仕組みになっているのです。皆さん方、相当古くなっているからわからないだろうと思いますけれども、とりあえず、そういうような状況になっているということと、それから警戒水位になったときには、富士樋門に赤ランプがつくようになっているのですよ、あれ。だから、浄水場があの辺にあっても、さほど意味があるのかなという感じがしないでもないですけれども、とりあえず、それをちょっとお話ししておきたいと思います。

まず、通告どおり、市街地の水害対策についてどのように考えているのかということで、 昨年6月の議会において、標茶市街の水害を防ぐ方法として釧路川に排水機場を設置するよ う要請してきたが、その後、国との交渉等についてどのような話をしたのか。また、これが 設置されない場合は、町として今後どのような対策を考えているのかを伺いたいと思います。

3年間に2回もの災害が生じ、ある程度町民は避難に対し危機感を持っているも、最終的にはオモチャリ川の氾濫をどのように防ぐかが問題である。

前回の報告では、開発局が市街地の重要性よりも費用対効果を考えているように聞こえるが、人の命と金との対比はとんでもない話であるので強力に要請してもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 2番、後藤議員の市街地の水害対策についてどのように考えているかとのお尋ねにお答えいたします。

本町においては、平成28年に25戸の床下浸水、平成30年に4戸の床上浸水、8戸の床下浸水を記録する出水があり、それぞれ避難勧告と避難指示を発令したのは記憶に新しいところです。

この2度の経験から、標茶市街地の水害対策はソフトとハード両面の対策が必要な喫緊の 課題であると認識をしております。

昨年の第1回定例会議において議員から排水機場の話をいただき、また、第2回定例町議会では、総務経済委員会から内水氾濫を防ぐために排水機場の設置と水中ポンプの確保は重要案件とすべきとのご意見を頂戴したことから、釧路開発建設部と協議を行っております。その中では、国が整備する場合は、あくまでも外水氾濫対策としてであり、非常に厳しい条件となるであろうと。内水氾濫対策として行うのであれば、基本的には町が施設整備を行うべきことが示されたところです。

ただ、どちらにしても、多額の設置費用と維持費が必要となることから、排水機場の整備 は取り得る選択肢の一つではあるものの、排水系統などのオモチャリ川に流れ込む内水の分 析を行った上で対策を検討すべきとの助言をいただいたところであります。

町としましては、この間、経済的で効果的な方策を模索している状況にあり、その1つとして、オモチャリ川のしゅんせつに取りかかっています。また、開発建設部が所有する排水ポンプ車の有事の際の優先的配置について申し入れを行い、理解を得ているところであります。

一方のソフト対策では、釧路川水害タイムラインを設定し、さらに確実な運用ができるよう、過日、釧路開発建設部、釧路気象台のご協力をいただき、図上演習を行っております。 また、人的被害を未然に防ぐため、有効な情報伝達手段について整備を進めたいと考えているところであります。

今後も、引き続き釧路開発建設部との連携かつ要請すべき部分はしっかりと要請しながら、 釧路川の氾濫対策並びにオモチャリ川を初めとした内水氾濫対策について取り組みを進めて まいりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 2番・後藤君。
- ○2番(後藤 勲君) 開発局とそれなりの話し合いをしているということなのですけれど も、今まで、大体10カ月たっているわけですけれども、このときはそれなりの、何回ぐらい 会議を開いたり打ち合わせをしているというような状況なのでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

開発建設部との協議の経過のお尋ねだということで、担当のほうからお答えさせていただ

きたいと思います。

昨年、先ほど町長の答弁にもあったように、第1回定例会で排水機場という言葉に初めて 触れまして、直ちに5月上旬に、まず開発建設部に行って担当レベルでの話をしております。 また、その後、同じ月のうちに、今度は建設課と一緒にお伺いしまして、事業としてどう なのか、もろもろ細かな話まで含めて協議をしてきたところであります。

その際に、開発建設部として直接事業をやるのであれば、よその地域で事業費の積算になかなか苦労しているのだというお話を伺った。そのことをこれまでの議場、この議会の場でご説明をさせてもらっておりましてというところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 後藤君。
- ○2番(後藤 勲君) それはわかりました。

ということは、町のほうとしては、内水については、ある程度責任を持って町を守るというようなことしかないのだろうかなと思っていますけれども、それと住民に対しての避難の徹底というようなことだとか、そういうことでこれから進めていくといいながらも、あのままの現状ではどうにもならないと。きょうにでも、あすでも、また水害が来る可能性だってないわけではないわけですから、これに対して具体的にどのようなことを考えているのかということなのですよ。ということは、この3年の間に初めて2回ほど水害が来たということで、なかなかこの水に対しては皆さん方も疎い関係があろうかと思いますけれども、私が水路をずっと見て回りました。ということは、一番上に鉄東2号橋というのがあるのですけれども、あそこまでの距離は何ぼもないのですよね、正直なところ。そうすると、あれの奥にダムみたいというか、ただの池を、水をためる場所をつくるということが、まず1つ考えられるのですよ。

というのは、開発局も昔は釧路川の付近にそういう水をためる場所をつくるという計画も あったのですけれども、それは今のところないようですけれども、そういうようなことで、 まずいっとき水をあそこにためると。なぜかというと、あそこは沢がそんなに深くないので すよ。ですから、急流でもって水が流れてこないから、あのオモチャリ川が自然と、ぶわっ と浮いてくるという格好になるわけです、原理としては。

例えば、釧路川の場合は鐺別川がありますけれども、あれが阿寒から流れてくる。前にいろいろ話したことありますけれども、阿寒から流れてくるということで、あれが一気に来るから釧路川がふえるということになって、屈斜路の場合はダムの役割をしているから調整されながら出てくるということ。あの鐺別川が一番おっかないということを考えると、標茶にはそういう深い沢がないので、まずそんなに急流が、水が流れてこないということがあるのですよ。だから、あふれ出る水ですから、あの縁を見ると護岸の上、まだ30センチや40センチは十分、例えばブロックの積み張り、それから土のうをずっと張りめぐらすということで、30センチや40センチの水かさを保つことができるのですよ。町でやるということは、そういうようなことぐらいしかできないのではないかなということも考えられます。それとまた、

土のうは町内会に協力してもらって、ある程度置いておくと。自分のうちの周りをやるとか というやり方だとか、私が見た限りは。

それと、今回や去年の段階で、どことどこが低くて水がたまっていたということは恐らく 把握していると思うのですけれども、それについては、例えばオモチャリ川を30センチ、40 センチ、土のうをずっと積んだとすれば、今度そのほかの水がありますよね、低い道路の。 それは、消防のポンプで十分間に合うと思うのですよ。というのは、道路の縁に雨水ますを つくって、そこからオモチャリ川に入れるということなのですよ。なぜかということは、富 士樋門が閉まったときには、まだまだずっとオモチャリ川は水はたまっていませんから、だ から、そのときに全部低いところからオモチャリ川に水を入れるということなのですよ。そ れは、例えば10カ所あったら、10カ所のところから、管内の消防車を呼んで、そのときに1 本ずつでも、2本ずつでもそういうものを道路をやるということにすることによって、そこ まで被害が高じないと思うのですよ。

それと、富士温泉の前は非常に低くなっていて、車が通れない状態が起きていたのです。 あそこは当然、河川のブロックと同じように道路を土盛りすれば、あそこは道路は通れると 思うのです。

だから、そういうようなところに常に雨水ますをつくって、そして、あっちこっちからたまったところから釧路川に入れるなり、オモチャリ川に消防のホースでやると。標茶のホースで足りなければ、弟子屈だとか厚岸だとか頼んででもいいですから、そういうようなことでやると。そして、その間に開発局のポンプが来ると。そして、それを排出するということになると、あんなに床下だとか床上浸水というのはなくなると思うのですよ。だから、そういうようなことを考えて、町でやることというのは、小手先のことかもしれませんけれども、そういうようなことで守っていかなければならないのではないかなと私は思ったのですけれども。

それと、富士樋門は、もう相当古くなって老朽化も進んでいるということで、2年くらい前に河川の課長と話ししたときには、もうそろそろこれも建てかえなければならないという話もあったので、これから開発局と交渉するときには、やはりもう老朽化で同じようなものをつくられても困ると。だから、我々も池田のほうに排水機場を全部見に行ってまいりましたけれども、皆さんがこれはすごいものだということで、私もあそこを守るにはそれしかないだろうというふうに思っています。ただ、10億円も20億円もかかるということなのですけれども、あそこにあるやつは、毎秒ですよ、毎秒8トンの水が放水できるということになっていますけれども、たとえ半分の排水機場をつくっても、その半分ぐらいの経費で済むのではないかということがあるので、この辺については強く要望していただければと思います。

それと、特に、私も開発にいたのですけれども、費用対効果なんてとんでもない話だなと。 私がそこにいたら、ふざけるなという話をしますけれども、やはり人間が第一だということ を考えて、そういうことを含めて徹底的に、やはりこれからそういう水害に備えてやってい ただきたいなというふうに思っています。

そんなところで、一応参考になるかどうかわかりませんけれども、とりあえずそういうことで終わりますけれども、何か。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) 大変貴重なご提言ありがとうございます。今後の防災対策の参 考にさせていただきたいと思います。

それで、何点かこちらのほうからもお話をさせてもらいたいことがあるのですけれども、まず、先ほど昨年5月に2回ほど協議の場を持ったというふうにお答えしましたけれども、実は昨年来、町長の答弁にもありました釧路川水害タイムラインの策定作業をしておりまして、特にこの一、二年は開発建設部河川担当の方と面談をする機会が多かった年であります。ちょくちょくその場において排水機場のことであるとか、排水対策、水害対策、それらについて情報交換等を行っておりますので、そこでかなりこちらのほうでも蓄積できたのかなというふうに思っております。先ほどの答弁から漏れておりましたので、つけ加えさせていただきたいと思います。

それから、それらの会話の中で、先ほど議員から鉄東2号橋の上の遊水池、そのアイデアをいただいたのですけれども、実は開発建設部と広範な水害対策の話をしている中で、特にオモチャリに着目をしたときに、富士公園の活用というのが一つ有効ではないかというアイデアをいただいております。議員のご指摘と同様に、遊水池、遊水公園として再整備をして、そこにある程度水をためられるような形にするというのも可能性があるのではないかと、そんなことをいただいておりまして、これについては先日の櫻井議員に対する答弁の中で総合的な排水対策という話をしていたのですが、そこで有効性が確認されれば、十分検討に値する方策だろうなというふうに思っております。そんな中で、ほかの場所についても、さらに有効な場所があれば検討しなければいけないなというふうに思ったところであります。

それからもう一つ、消防ポンプの活用の話をいただいております。

これについては、消防、それから建設土木協会との連携等々で、これまでも水中排水ポンプの活用をさせてもらっているのですけれども、従前どおり、これについてもさらに迅速な対応ができるように、水害タイムラインの中にこういうことが起きたらこういう対策をしなければいけないよということを書き込んで、先回りをして対策をするというのがタイムラインのいいところでありまして、そこに具体的な書き込みをしていく必要があるというふうに思っております。

それから、富士樋門の老朽化については、以前、議員からご指摘をいただいております。 更新の話がもたらされる前に、これは先ほど来申し上げている日常的な情報交換の中で、こ ちらのほうの希望も流し込んでいきながら、よりいい形になればいいのかなというふうに思 っております。場所等々含めて検討する部分が必要なのかなというふうに思っているところ であります。 それから、最後に費用対効果のお話がありましたけれども、人命とお金の比較を開発建設部がおっしゃっていたという、そういうわけではありません。あくまでもほかの地域で事業採択をするときに、なかなか補助金を引っ張り出すまでにいかないのだなというような、そういう事例が示されて、そこでどういうことなのですかというお話を伺ったら、そこで抱える被害の額等々がいわゆるB/Cの部分で出てくるというところで、標茶の場合どうかなというお話があったということで、詳しく計算をして、だからだめだというふうになったわけではありませんので、そこはご理解いただきたいと思います。

また、国の基本的な考え方として、先ほど町長から答弁がありまして、純粋な内水対策というふうになってくると、町が持つべきだよというようなことでありますが、これについてはもちろんそのとおりなのですけれども、国のほうでも、昨今、災害が続く中で、内水氾濫対策についても協力をするという、そういう方針を示されているというふうに聞かされております。ですので、必要な取り得る支援については積極的にお話を聞いていただいている、そういう現状にあります。

例えば富士樋門であれば、内水排水をしやすいように釜場を整備するとか、そういうところでこれまでは町のほうの考えも取り入れながらやってきていただいておりますし、これからも十分な連携を図りながら、こちらの考えも反映していただけるように努力をしていきたいというふうに担当のほうでは考えておりますので、よろしくお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 後藤君。
- ○2番(後藤 勲君) 今、詳しくお話をいただきましたけれども、いずれにしろ、町でできることは早急にやらないと、あしたからも水害が起きるかもわからないわけですから、例えば先ほど言ったような土のうだとかを積むことはいつでもできるだろうと。ブロックで積むまでの間は土のうで抑えておくということもできますから、一刻も猶予がならないので、その辺については早急にやっていただければなと思います。

以上で終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 以上で2番、後藤君の一般質問を終了します。続いて、5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君)(発言席) では、私は1点、幹線町道の冬期間の危険を解消すべきという表題でお話をいたします。

磯分内のホクレンクーラーステーションから川西地区を通って鶴居へ通行する大型トレーラーの牛乳トラックは、毎日休まず通っているわけですが、12月から2月の道路は路面凍結で非常にトレーラーが通行するのに難渋しております。15トンの牛乳を満載して磯分内から釧路西港へ毎日運んでいるわけですが、磯分内川西地区では急勾配でスリップして上れないことが時々あって、それを諦めてずっと300メートルも下がって塘路回りで釧路へ行くのをよく見ております。構造的な道路の改修をすべきと思いますが、実情を把握した上で対策を考えていただきたいということです。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 5番、黒沼議員の幹線町道の冬期間の危険を解消すべきという質問にお答えいたします。

ご質問の町道につきましては、磯分内地区と中オソベツ地区を結ぶ延長約10キロメートルの幹線町道です。昭和59年に舗装工事に着手し、平成9年度に全区間工事が完了しております。

本路線の構造につきましては、定められた一般技術基準に基づき設計されていますが、山間部を通過することから一部区間の道路勾配はややきつくなっており、議員ご指摘の冬期間の路面凍結の際は、凍結防止剤散布や滑りどめ用砂の散布による対策を行っているところであります。

この路線につきましては、冬期間の路面凍結により磯分内のクーラーステーションから釧路西港へ生乳輸送する大型トレーラーの交通に支障を来していることから、急勾配箇所の道路改修をすべきとのご質問でありますが、町道の改修につきましては、限られた予算の中で各地域からの改良要望に応えるため、未改良道路の改良舗装事業を計画的に進めておりますので、事業が完了している道路に多額の費用を投じて行うことになる構造改修につきましては、必要性、事業効率などを慎重に検討し、判断しなければならないと考えております。

大型トレーラーによる生乳の輸送の状況について関係者へ確認したところ、毎日13台から16台のトレーラーが運用されています。そのうち、10台から12台が釧路西港へ向かい、通行経路としては、ほとんどの車両は五十石橋のかけかえにより、冬期間の安全な通行が確保され、さらに釧路外環状道路の開通で市街地の交通渋滞が解消されたことで、所要時間が短縮され、国道391号を経路としているということであります。しかし、苫小牧港へ向かう車両がそのうち3から4台あり、走行距離が短縮されることから、町道を経由して国道274号線を利用しているということでありました。

以上のことから、当面は生乳の集配関係者に対して冬期間の道路管理の状況をご説明申し上げ、経路の選択をいただくよう取り進め、冬期間の滑りどめ対策により、地域間交通の安全確保に努力してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 今、町長から運行状況、牛乳ローリーの状況が報告されて、そのと おりなわけです。

あそこの急勾配は、どうしてああいうふうに曲がりくねって道路をつけたのかなというふうに私はいつも通りながら思っています。確かに当時はそれでよかったわけですが、あそこで昨年も随分、私が見ただけでも3台は乗用車が側溝から落ちて、非常に近所の農家の人が、いつもこういうふうになるので本当に気の毒だと、車であそこで転落しているのを見て気の毒だというようなお話もありますので。

当時つくったときは、磯分内に牛乳を運ぶための路線整備だったという、ほとんど虹別、弥栄、この御卒別方面、磯分内に牛乳を運ぶためにつくった道路というふうにしか私は思っていないぐらい磯分内に道路が集中しております。ここが、今言うところが一番急です。もう一カ所、弥栄へ行く途中の墓地のところも急なのですが、あそこは割と日当たりがよくて、スリップは起きません。ここの場所は日陰で、本当に8トン車ぐらいなら全然問題ないと思うのですが、この15トントレーラーは牽引タイプですから、本当に危険です。

それと、たしか側溝が崖下というか、2メートル以上あったら普通ガードレールが設けられるのですが、ここの場所はガードレールがありません。したがって、雪をぎりぎりまで掃いて落とすものですから、道路だと思って車が落ちていくと。そんなことも、私もそう思っていますから、この対策は応急的なそこのカーブの場所を拡幅するとか、いろんな手だてをして、大きな事故が起きないように考えていただきたい。

もう一度その対策は全然しないのかどうかについてお伺いしたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 建設課長·狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) 質問にお答えいたします。

道路管理者としましては、町長答弁にありましたとおり、現在の状況につきましては、路線としましては、かなり急勾配な箇所があるということは認識しております。磯分内側から約900メートル上り坂が続いておりまして、その間のうちに特に勾配がきつい箇所が300メートルございます。そちらにつきましては、当初設計の段階で山を越えるということで、現道はさらにきつい道路でありまして、それを切り崩していかないと道路はできませんので、その設計の勾配については、今、法律で決められました基準、それの上限値に近い数字となって設計しております。それはかかる費用を抑えるため、もろもろのいろいろ現場条件等の理由が当時あった結果だと思っております。

実際に、その部分を工事としまして公道を改造する工事を行いますと、その勾配のきつい 箇所330メートルを修正するには、前後の部分も含めますと500メートルの勾配の修正が必要 ということで、概算で見ましても2億5,000万円程度の費用がかかるということで積算いたし ました。

また、用地としましても、広げることで6メートルの幅を広げる必要があります。

そして、議員おっしゃられますとおり、そこの勾配をある程度下げる状況で行いましても、 斜面の日陰となることで、冬期間のアイスバーンの発生はちょっとどうしても心配しなくて はならない箇所になるのかなというふうに考えておるところでございます。路面凍結対策と しましては、現在、事前に天候等を気にかけながら、前日のうちに対策をとれる部分はとる、 また、情報が入り次第対策を行うということで対応しておりますが、これもさらに努力して 通行の支障のないような形で冬期間の安全を確保したいなというふうに考えております。

また、一部危険な箇所ということで、防護柵等がないところということもご指摘を受けま したので、それにつきましては、これから調査いたしまして、でき得る対策を検討していき たいというふうに考えているところであります。

- ○議長(舘田賢治君) 黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 詳しく今、答弁いただきましたので理解できますが、瀬文平から釧路川までの間は、これで5年ぐらい工事が進みまして、あと二、三年で全線新しい改良道路になることは、今そっちのほうに力が入っているのは私も存じています。それが終了したら、ここの中オソ線にぜひ力を注いでいただきたいなと、こういうことをここで申し上げまして質問を終わりたいと思います。答弁もらおうかな。
- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。
- ○建設課長(狩野克則君) 道路改良舗装事業につきましては、今、町内各地域から要望も 来ております。

また、予算的な限りのある中で計画を持って進めておりますので、今後の計画ということ でありますので、その部分を再度検討するということで、ご理解を願いたいと思っておりま す。

(「終わります」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 以上で5番、黒沼君の一般質問を終了します。続いて、9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君)(発言席) 3点についてご質問を申し上げたいというふうに思いますが、最初に子育て支援ファミリーサポート事業の利用者負担について伺います。

平成27年10月から社会福祉協議会が実施しているファミリーサポート事業ま一ぶるは、厚生労働省の地域子ども・子育て支援事業の一環であり、地域の中で子育ての総合援助を行う組織です。

この制度は、子育てを希望する人(依頼会員)と引き受けることができる人(提供会員)をあらかじめ登録し、依頼会員の必要に応じて提供会員の調整を図りながら保育を行うものです。現在、依頼会員は25名、そして提供会員は8名の登録があると聞いております。依頼会員は利用の都度、提供会員に対して1時間500円の利用料を支払うことになっており、これまで3年間での実績は約9万円ほどと聞いております。

町長は、日ごろから子育て支援の必要性を強く訴えておられ、その具体化として、この4月からは保育料を無料にすることで予算を提示されております。ファミリーサポート事業まーぶるも子育て支援の保育事業の一つであり、公平性の観点からも利用者負担を無料とするよう町が支援すべきと考えますが、いかがでしょうか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 9番、鈴木議員の子育て支援サポートファミリー事業まーぶるの利用者が負担している利用料を町が負担すべきとのお尋ねにお答えいたします。

標茶町社会福祉協議会では、平成27年11月から標茶町子育て支援サポートセンターを設置 し、地域の中で助け合いながら子育てをする事業を実施しております。 当該事業は、会員制をとっており、子育ての支援を受けたいとする依頼会員と、子育ての 援助を行いたいとする提供会員またはその両方会員として、預かる場所は原則、提供会員宅 とされています。

援助活動の内容としましては、保育園終了後の預かり、通園・通学時の送迎、宿泊を伴わない冠婚葬祭時や家族の病気などで子供の面倒を見ることができない場合の預かりなどを行っております。

利用料につきましては、基本、月曜日から金曜日の午前7時から午後7時までは1時間当たり500円とし、土曜日、日曜日、祝祭日は1時間当たり600円として活動しております。

平成29年度の実績では、提供会員7名、依頼会員13名で、活動時間は56時間との報告を受けているところです。

町としては、本事業に対しましては、補助金を支出し支援をし、子育てサポート事業打ち合わせ会議において意見交換する中で、適切な運営体制の構築を図っていただいているものと思っております。

子育て支援に対しましては、私自身、平成30年第4回定例町議会の場において所信表明を行い、「子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、幼稚園・保育園の保育料の全面無料化、医療費無料化を大学生まで拡大」すると申し述べ、本定例会で申し述べた町政執行方針の中でも同様に取り組むこととしております。子育て支援に対しましては、しっかりと取り組む姿勢は崩しておらず、まずは幼稚園・保育園の全面無料化を優先的に取り組みながら、議員ご指摘のサポート事業につきましては、社会福祉協議会と協議を行い、さまざまな角度から検証し、判断してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 今、町長から社協と協議して検証して判断をしたいというご答弁をいただきましたが、私が聞き及んでいるところでは、今年度の予算要求に社協から予算要求をしているというふうに聞き及んでおりますが、それがつかなかったと、予算がつかなかったということで、残念ながらそのように聞いておりますが、もう既に子育て支援を町長が一生懸命うたっておりますから、協議する段階ではないというふうに思うのですね。やはりもう本当に町長がいつものご挨拶の中で、子育て支援を本当に公約としてきたのをやるのだというふうに訴えておりますから、まーぶるに関しても、本来は町がやるべき仕事を社協にやらせているというのが実態ですから、子育て支援という意味では、即急に支援をしたいというご答弁があってもいいのではないかという、私は期待をしながらも申し上げたところですけれども、社協が予算要求もしているという背景もありますから、もう一度お答えをいただきたいというふうに思います。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

議員ご指摘のとおり、最初、年度当初に向けての予算要求時に社会福祉協議会のほうから 当サポート事業についての予算要求の案が示されたところでございますけれども、実際その ときに、まだこれからの子育て支援に対する事業等々を考えますときに、保育園・幼稚園の 全面無料化がこの先どういう方向に向かっていくのかというところも担当としては余り理解 していなかった部分がございますので、トータル的な流れの中で総合的に判断した中では、 ま一ぶる事業についてはもう少し時間をかけて検討していきたいという判断から予算要求の 額を認めなかったというところでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 担当課としてはそのようなご判断だったというふうに思うのですが、 改めて伺います。

やはり町長が全面を持って子育て支援をしということですから、正直言って、私、一般の中で述べましたように、先ほど町長は平成27年11月からというふうに言われましたが、10月にもう既に実施されております。ですから、10月からの実績で9万円程度なのですね。27、28、29、30の、きのう現在まででも9万円程度の利用料です。ぜひ、これは町長の子育て支援に対する思いですから、復活予算はもうないですから、補正予算で6月なりの補正予算で利用料の保護者負担を町が持つというふうにお考え、もう一度伺いたいというふうに思います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

基本的には、先ほど答弁した内容に変わりはございませんが、現状として、このファミリーサポート事業については、例えばそれを万が一、仮に無料にした場合に、例えばどのくらいの利用者が拡大するとか、非常に見えないものがあるという、それが一番の、制度設計上なかなか今すぐスタートするには厳しいということもあって、その辺を含めて少し社協さんと、どういう仕組みで、例えば無料にしたときに利用の希望をどういった場合に受け付けするのかとか、その理由もいろんな場合があると思うのですね。その辺もかなり厳格にして、本当にその制度が子育て支援に資するような、例えば体制がちゃんと構築できるのかとか、そういったこともやはり検証したい。実際に子育て支援のお金を本当に困っているところに使えるような仕組みが構築できれば、私はその時点でスタートしたい、そういうふうに考えておりますので、少しお時間をいただきたいと思っています。

- ○議長(舘田賢治君) 鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 最終的には少しお時間をいただきたいということですから、期待をいたしておりますけれども、先ほど町長の答弁で、無料にしたらどのぐらいの利用があるだろうかというふうに言われましたけれども、それは保育園だって、私が聞き及んでいるのは、今、申し込みとっていますよね、それがふえてきているというふうに私は聞いております。これがもし違えば訂正をしたいと思いますが、それと同じですよ。その考え方はどのぐらい

の利用があるかということは、私は保育園料の無料化と同じ考え方でもいいというふうに思います。

ただ、今、町長が検討していきたいというふうなお話ありましたので、ぜひ前向きなご検 討をいただきたいということで、この質問に関しては終わらせていただきたいと思いますが、 私のその理解でよろしいですか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤吉彦君) お答えしたいと思います。

保育園については、一定程度の入園基準があって、その中でやはり手を挙げる人が、今回無料になった人の中でも、それは経済的な負担がなくなるということと、そういったことを踏まえて働く場所、実際に町内で働きたいという方がそれをたまたま踏み切る条件になったのかなというふうに考えていますので、ただ、それとファミリーサポート事業については、どういった方がそれに手を挙げるかとか、それを例えばなかなか見えない部分がある。その人の考え方によって、その制度を使いたいということになったときに、では、この人はいいですけれども、この人はだめですよとか、その理由が本当に子育てに資する内容になるのかどうかとか、まだ見えない部分があるので、そういった部分も検討する時間をいただきたいということで、その辺がまだ社協さんともそこまで詰めていませんので、休みに例えば本当に冠婚葬祭とか病気とか、そういった理由でそれを使いたいという人に無料ということであれば私は全然いいと思うのですけれども、例えばそれ以外の理由とか、いろんなものにも使われる可能性もあるのかなということもありますので、そういった意味でもう少し慎重に制度設計をさせていただきたいということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 町長、もう言わないと思ったのですけれども、それは保育園だって同じです。保育園入園するときに、こういう働いている保育に欠ける保護者ということでの規則はありますよね。だけれども、それと同じであって、まーぶるも同じです。先ほど町長が述べた理由でまーぶるに子供を預けたいと登録をして提供会員にお世話になりたいというのが基本ですから、その辺は保育園の入園規則と私はまーぶるの保育規則というのは同じものだというふうに解釈しておりますので、ぜひ社協と協議をしながらその方向に向かっていただきたいというふうに思います。

それでは次の質問に、2点目に移らせていただきます。

同一労働同一賃金の趣旨を踏まえて、非正規職員の底上げについて伺います。

3番目のとも関連いたしますけれども、まず区切って伺いたいなというふうに思います。

地方公共団体においては、人口減少、高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会経済情勢の変化に一層適切に対応することが必要です。

また、働く側にも、さまざまな働き方へのニーズが存在しています。このため、各地方公 共団体においては、正職員を中心とする公務の運営を原則としつつも、最小のコストで最も 効果的な行政サービスの提供を行うため、幅広い行政分野で事務の種類や性質に応じ臨時・ 非常勤職員を活用するなど、任用・勤務形態の多様化が進んでおり、本町も例外ではないと 思います。

2018年6月、働き方改革関連法が成立し、性別、雇用形態等に関係なく、同一の仕事に従事する労働者は、労働の種類と量に基づいて皆、同一水準の賃金を支払うことになりました。そこで伺います。

本町の公務での同一労働と言える職場ごとの実態はどのようになっておりますか、伺います。

資料を通告してからいただきましたので、質問も通告しておりましたので、伺いたいと思います。同一労働同一賃金の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の待遇改善及び特に福祉に携わる職場においては、正規職員への任用を図るべきと考えますが、いかがでしょうか、町長のお考えを伺います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 9番、鈴木議員の同一労働同一賃金の趣旨を踏まえて非正規職員の底上げをについてお答えいたします。

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」が昨年7月に公布され、雇用形態にかかわらない公正な待遇の確保を目的として、パートタイム労働法、労働契約法、労働者派遣法の改正が行われ、平成32年4月1日に施行されることとなっております。

これにより正社員と非正規社員との間の格差是正などの取り組みが進められることとなりますが、関連して地方公務員法も一部改正され、非常勤職員と臨時職員の任用基準を厳格化した上で、会計年度任用職員制度が導入されます。

本町では、非常勤職員は、地方公務員法第17条及び標茶町非常勤職員取扱要綱に基づき、「当該職が常的なもので、その勤務態様が正規職員とほぼ同様な職であり、かつ、当該職に1年以上継続して雇用されるもので正規職員の1週間の勤務時間の4分の3をこえない範囲の勤務時間をもって任用される者」として、臨時職員については、地方公務員法第22条第5項及び標茶町臨時職員取扱要綱に基づき、緊急の場合または臨時の職に関する場合に6月を超えない期間で任用しております。

そこで、お尋ねの同一労働の職場ごとの実態ですが、臨時・非常勤職員の業務内容としましては、いずれも正規職員の補助的な役割として任用することを基本としていますが、特に福祉関係の職場にあっては、正規職員とほぼ同様の職務内容となっている職種があると認識しております。

また、これらの職員の正規職員への任用についてですが、職員の任用は地方公務員法第15 条に任用の根本基準として成績主義または能力実証主義と呼ばれている基本原則が定められ ており、これに従うことになります。

また、各職場における正規職員の採用につきましては、業務仕分けを行った上で正規職員

の適正な人員配置を検討し、その中で不足する部分には補助的職員を配置することが基本と なります。

これらについては、会計年度任用職員制度などを規定した改正地方公民法の施行に向けて 今なお作業中であり、さらに検証し、計画的な採用について検証してまいりますので、ご理 解をお願いいたします。

○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 今なお作業中なのでというご答弁がありましたから、そのとおりだというふうに思うのですが、ご答弁にもありましたように、私は同一労働という観点から、特に福祉事業に携わるというふうに申し上げましたけれども、例えばこの表をいただきました。介護員、保育士等々は、正規の職員さんと同じ仕事をしていると、従事されているというふうに聞いておりますし、例えば保育士の中には臨時職員であっても、言ってみれば担任というのですか、クラスを担っているというふうな臨時職員さんもいらっしゃるというふうにも聞いております。

そしてまた、町長は、能力主義、成績主義というふうに述べられておりましたけれども、その部分というのは、今現在、介護職員が同一の労働に従事している、もしくは保育士さんが担任を担っているという場合に、では、そこを判断しながら同一の労働をしていただいているのでしょうか。私は決してそうではないというふうに思うのですね。ですから、ぜひ全員を、今、底上げをしろといったって、これは無理な話で、それは私も財政的な問題がありますから、これは任用制度に移行したときにも国に対して財政を求めていかなければならないという部分はありますから、うちの町だけで底上げを全員しろということは無理だというふうに思いますが、やはりおいおいにやっていかなければならないというふうに思いますし、決して福祉に携わる方々、従事している方々というのは、補助的仕事ではないというふうに理解をしておりますが、その辺の考え方はいかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) 担当のほうからお答えさせていただきたいと思います。

町長の答弁は、あくまでも原理原則の部分の答弁でありまして、能力主義のくだりにつきましても、職員として採用する段の基本的な原則ということでご理解いただきたいと思います。つまり、議員のご質問にあった、正職員化をするとき、現状、臨時・非常勤の方を正職員にするときには、それらの原則に基づいて試験等公正な過程を経て職員にしなければならない、そういう現実があるという、そういう答弁であるというふうに理解しておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、現状の担当していただいている業務について能力等を検証した上ではないのではないかという、そういうご指摘でありますけれども、これにつきましては、これまでも議会の中で幾度と話題になっておりまして、職員として、まず現状の臨時・非常勤職員の職務

の対応につきましては、その経過の中でやむを得ず現状のようになってきているところがあるのではないのかなというふうに、今、担当としては思っているところであります。

町長の答弁で作業中ということでありますけれども、その部分についても非常に難しい問題であるというふうに認識しておりまして、時間を要しているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) 苦しいなというふうに思って聞いておりましたけれども、やはり法が改正されますから、財政も含めながらも重々わかるのですけれども、その辺の底上げというのは必要になってくるだろうというふうに思いますので、ぜひご検討をしていただきたいというふうに思います。

それでは、3点目について。

会計年度任用職員制度の職員と本町の公務での臨時・非常勤職員との身分の違いについて を伺います。

中身については、後段の同僚議員が具体的中身等々を質問されておりますので、違いについて伺っておきたいというふうに思います。

2017年5月、地方公務員法及び地方自治法の一部改正法が成立し、新たに会計年度任用職員が制度化され、自治体で働く臨時・非常勤職員の多くが制度へ移行されると聞いております。この制度は、フルタイムと短時間勤務に分類され、フルタイム職員には給料と手当が支払われ、継続して採用されると昇給も可能となる、また、期末手当や地域手当も支払われます。短時間勤務職員の場合においては、報酬と費用弁償となりますが、期末手当の支払いも可能となると聞いております。それぞれの自治体では、正職員と会計年度任意職員の恒常的業務を見直し、それぞれの業務内容の明確化を必要とし、賃金水準や手当の種類、休暇制度、採用制度なども同様、それぞれの自治体で決定いたします。

一方、本来、正規職員が担う職務を臨時や非常勤職員が担っている場合、当然改善されなければならないと考えます。2020年4月施行に向けたこの会計年度任用職員制度は、作業では条例制定も必要となると考えておりますが、2020年4月施行に向けた進捗状況は今現在どのようになっているのか伺います。

また、本町の公務では正規職員以外、非常勤、そして第1種の臨時と第2種臨時職員の区分となっておりますが、会計年度任用職員制度が施行された場合は、どのような身分となるのか伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 9番、鈴木議員の会計年度任用職員制度の本町の公務での臨時・非常勤職員との身分の違いはとのお尋ねにお答えをいたします。

まず、1点目の会計年度任用職員制度に向けた進捗状況ですが、今回の法改正は、一般職の会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤

職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものとされております。そのため、現在任用している臨時職員の職、非常勤職員の職について昨年8月に任用状況調査を行い、現在、職の整理・設定、給料表の設定、手当の支給の有無、休暇の設定等、本町における会計年度任用職員制度の検討を行っているところでございます。

2点目の新たな制度に関するお尋ねですが、一般職の職員、特別職、非常勤職員、臨時的 任用職員とは会計年度任用職員という区分になり、さらに会計年度任用職員はフルタイムと パートタイムに区別されることとなります。

また、今回の会計年度任用職員制度への移行に伴い、現在の任用のある臨時職員の職、非 常勤職員の職につきましては、原則、会計年度任用職員を任用すべき職となることを想定し ていますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 今、調査をし、検討しているということと、それから現在の臨職さんと非常勤職員さんは、この法に適用していくということですよね。

例えば、フルタイムということですけれども、それは言ってみれば、8時間労働といいますか、非常勤さんは今現在4分の3ですよね。そうなると、この非常勤さんはフルタイムに該当するのかどうか、それを伺っておきたいですし、それで1種、2種というふうな臨職さんに分けられておりますよね。14日休暇の間の1種さんと6カ月ぐらいの2種さんというふうになるのですが、その特に1種臨職さんについてもフルタイムで職員とするのか。

さらには、今まで1種で臨職さんが働いてきたが、そのときの休暇、一旦切られるといいますか、雇用が外されるのですが、その辺はずっと1年でされるのか、切られないでいくのか。

それと、この制度の任期というのは、1年1年なのですよね。今も非常勤職員もずっと継続はされていますけれども、1年1年の契約をされているというふうに理解はしておりますけれども、1年1年度だけれども、再度の任用は可能だというふうにも言われておりますから、非常勤さん、臨時さんについても同様というふうに私は理解するのですが、本当に、ではそれが保障されるのかどうかというのは私も心配するところなのですね。継続というのが保障されていないのではないかというふうに思うのですが。

それと、もう一つ心配するのは、例えば保育士さん、資料をいただきました。そのときに、臨時職員さんが、ここでの数字で言えば46名、臨時職員さんが従事しておりますけれども、この方々がどんどん正職員さんが退職されていって、保育事業をずっと臨時さんで賄うとしたときに、やっぱり財政と絡んでくるというふうに私は思うのですね。そんなときに心配するのは、保育士さんや看護師さんばかりではないのですけれども、民間への業務委託、そういうことも心配をされるのではないかというふうに思うのですが、今現在の職種について民

間委託というのは考えていないでしょうね。それ、ちょっと質問になかったのだけれども。

それと、今言った現在の非常勤や臨時さんが不利益にならないように、移行する場合、来 年の4月から不利益にならないようにしていただきたいなというふうに思うのですけれども、 いかがですか。何かまとまらないで、ごめんなさい。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

何点かありましたので、もし至らなければ再度ご指摘いただきたいと思います。

まず、非常勤職員、4分の3の勤務時間の方々がそっくりフルタイムに行くのかどうかということなのですけれども、これについてはまさしく制度設計上の問題でありまして、フルタイムにすることも可能でしょうし、あるいはパートタイムという扱いにすることも可能なのでしょうけれども、いずれにしても、人を見て判断するのではなく、その仕事がどういう対応で行われるべきかという、そういう判断を自治体に求められている現状であります。ですので、現状4分の3の非常勤職員がしている仕事を実際に精査をしてみてフルタイムで対応すべきということであれば、それはフルタイムに移行することを検討すべきだと思っておりますし、あるいは逆に臨時職員、フルタイムでやっている方が、それがそこまでの業務量ではないよという、そういうことになってくれば、それはパートタイムで対応すべきだというのが今回の法改正で示されている原則であります。

それから、1種臨時がフルタイムになるかどうか、これについても今の答弁のところに含まれておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員になった場合、現状の臨時職員の雇用が中断される期間がどうなるのかという質問だったと思いますけれども、これについては国が示すマニュアルの中ではそうすべきではないという、そういう例示がありますので、その方向で進んでいくものだというふうに理解しているところであります。

それから、現状、1年単位で雇用させてもらっておりまして、それが切れたら通常の場合はそのまま次の年もというふうな現状になっている部分を捉えて、議員は保障という言葉をお使いになっているのですけれども、現状も我々はそれが次年度、例えばことし雇用するときに来年度も保障してという状態にあるということは公言できない状況であることはご理解いただきたいと思います。

それから、会計年度任用職員の制度においても、再度の任用あるいは再々度の任用についても、翌年に会計年度任用職員が担うべき職がある場合については会計年度任用職員を雇用しても差し支えない。前の年にやった人についても再度選考して、そして、その人がつくことは想定できる、そういうことでありますので、最初の1年やったから自動的に次の年もその職、その人が会計年度任用職員として担っていただけるという、そういう保障はありませんので、ご理解いただきたいと思います。

それから、保育園の民間委託の関係については、担当のほうから……

○総務課長(牛﨑康人君) わかりました。

それでは、通告内容の部分で、非常勤職員、臨時職員が会計年度任用職員、新しい地公法の制度に移行するときに不利益にならないように配慮をという、そういう趣旨のお話だったと思いますけれども、働き方改革が叫ばれて今の地公法改正につながってきている。それから、現状、人の確保に大変苦労し始めている、そういう時代になってきている。そういうことを考えると、担当としても著しく劣るようなことにはできないのだろうなというふうに考えているのですが、まさしく議員ご指摘のとおり、総体的な財政の絡みもありまして、必ずしも全てが、例えば全部の臨時・非常勤職員がひとしく賃金、給料がアップするとか、あるいは休みが確保されたとか、そういうことが言い切れるところまで、今、作業が進んでおりませんので、そこについては、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 鈴木君。

○9番(鈴木裕美君) まさに私も心配しているのは、1年1年で契約ですから、今まではずっとそれの繰り返しといいますか、1年1年で契約してきた臨時職員さんが、この法律で言うと1年と定めることでというふうになっていますから、だから雇いどめも、さっき言ったように、そういうこともやっぱり懸念されるのかなと。要するに、もう使えませんよというふうな、そういう心配をしたものですから、ぜひ、うちの行政ですから、本当に町民の皆さんのために、職員の皆さんのためにということでそれぞれ頑張ってきてくださっていること、十分承知しておりますので、不利益のないようにこの制度を悪いところは活用しないということで、いいところだけを活用していただきたいということを改めて申し上げて、質問を終わらせていただきたいというふうに思います。

○議長(舘田賢治君) 以上で9番、鈴木君の一般質問を終わります。 続いて、8番・渡邊君。

○8番(渡邊定之君)(発言席) 私は、TPP11、日欧EPA発効、日米FTA交渉の開始による本町の基幹産業への影響と対策について町長の所見を伺います。

TPP11は2018年12月30日、日欧EPAは2019年2月1日に発効されました。また、引き続き日米FTAの交渉が始まるとされています。本町の基幹産業にとっても大きな影響があると考えますが、町長の所見を伺います。

また、協定の中身については、生産者、消費者ともに十分な情報が示されない中での発効であったと考えられます。とりわけ酪農家の生乳生産、経営に大きな影響がある内容だと考えますが、輸入される製品についても消費者にとっても大きな関心事だと考えます。JA、消費者団体と連絡をとり、情報を得るための講演会等の開催をすべきだと考えますが、どうですか。

規模拡大が進み戸数が減る中、生産量は維持されています。多くの生産者が情勢の先行き を不安に思っていると考えます。この情勢の先行きをどのように見ていますか。 また、どのような対策を考え、関係機関に何を求めていくのか伺います。

また、新規就農、親元就農の状況についても伺います。

さらに、小規模農家、家族農業に対する支援が今後課題となると考えますが、いかがですか。

今日、国際的には、家族農業を守り、本来の農業のあり方が問われています。本町においても検証と今後の進むべき方向の検討が必要ではないのか伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 8番、渡邊議員のTPP11、日欧EPAの発効、日米FTAの交渉による本町の基幹産業への影響と対策についてお答えします。

議員ご案内のとおり、TPP、環太平洋パートナーシップ協定については、平成27年10月に大筋合意した後に米国が離脱し、TPP11として平成29年11月に大筋合意し、昨年6月に国会で承認、12月30日に協定が発効したところです。

また、日欧EPA、経済連携協定については、平成29年7月に大筋合意し、昨年12月に国会で承認され、本年2月1日に協定が発効されたところです。

1点目の本町の基幹産業への影響に対する所見についてのお尋ねですが、TPP11や日欧EPAにおける農林水産物等の関税削減などの影響で、長期的には安価な輸入品が増加し、国内需要の緩和や国産品価格の低下が懸念されると考えておりますが、国の「総合的なTPP関連政策大綱」による体質強化対策や経営安定化対策など国内対策の確実な実施により、本町の基幹産業である酪農家の所得を確保してまいりたいと考えております。

また、日米FTAにつきましても、今後の動向等を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の情報を得るための講演会等の開催についてのお尋ねですが、これまでも農林水産 省からは協定の交渉経過や合意内容のホームページの掲載や釧路市内において説明会が開催 されてきましたが、今後も農業関係機関、団体と連携し、必要な情報提供について求めてま いりたいと考えております。

3点目の情勢の行方について、どのような対策を考え、関係機関に何を求めていくのかについてのお尋ねですが、意欲のある農家の不安を払拭し安心して経営に取り組めるよう、国は「総合的なTPP等関連政策大綱」を策定し、省力化機械の整備等による生産コストの削減や品質向上などの生産基盤の強化対策を推進しておりますが、本町としても、酪農家が希望を持って経営に取り組めるよう、事業の継続や必要な予算の確保などの万全の措置を講じるよう国や道に要請してまいりますので、ご理解をお願いいたします。

4点目の新規就農、親元就農の状況についてですが、平成29年の新規就農者については、 新規参入者が2組、新規学卒者とUターン就農者が計4名となっております。

5点目の小規模農家、家族農業に対する支援策や今後の進むべき方向の検討についてのお 尋ねですが、本町においても家族経営がほとんどを占めている状況にありますが、国の支援 策は、小規模な家族経営であっても、畜産クラスター事業や a l i c 事業による搾乳ロボット等の省力化機械の導入が対象となっているほか、簡易畜舎の整備や養育環境の改善を図るための牛床マットの導入などの幅広いメニューが支援対象となっております、

酪農経営の進むべき方向性については、個々の経営者の意向にもよると考えており、その ために必要な対策について農業関係機関、団体と連携し、取り組んでまいりたいと考えてお りますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) まず、最初の影響があるかということに対する町長のお答えでありますけれども、新聞等でも連日報道されているように、牛肉の輸入が非常に急激にふえているということで、これ協定が始まってまだ1カ月、2カ月ぐらいなのですけれども、もう4月から新たな年度がわりなるということで、また関税が4月から下がるということで、その輸入量のふえ方は本当に注視すべき内容だと思いますので、その辺の情報はしっかり捉えていただいて、本町のそういう肉等々の影響調査を常にしていただきたいというぐあいに考えますが、いかがですか。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課参事・柴君。
- ○農林課参事(柴 洋志君) お答えいたします。 牛肉の価格推移等、しっかり情報を把握していきたいと考えております。
- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) よろしくお願いいたします。

2つ目の生産者、消費者に十分な情報が開示されないままこの協定が発効されたという部分につきましては、テレビ等ではワインとかチーズが非常に安価で入ってきて消費者を喜ばすような報道が続いているのですけれども、その反面、非常にこの中身については、食品の安全基準等々についてはなかなか明らかにならない、そういう状態にあります。アメリカの食品基準なんかは、そういう意味ではウジ虫が何匹までとか、ハエが何匹までとか、ハエの卵が何匹までとか、そういう食品基準、消費者の人が具体的に知ると、えっと思うような中身があります。

そういう中で、消費者団体と情報を交換しながら、そういうものが消費者、食卓にのっていくのだと、そういう情報をしっかりと皆さんのものにしていくための情報交換を、いろんな団体が催しされる、企画される、そういうときには、ぜひ本町としても講演等をしていただいて、消費者に中身が知らされるよう支援していただきたいなというぐあいに思うのですけれども、いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

先ほど町長の答弁にありましたが、農林水産省ではホームページ等でいろいろな細かな情

報等を開示しております。

ただいまご指摘ありました虫の基準ですとか、そういうのが今後、問題視されるようであれば、関係機関と協議しながら、もしそういうものが必要だというふうに判断した場合には 検討させていただきたいなというふうに考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 今、もしそういうものがあればということなのですけれども、これは本当に日本の、やっぱりもう少し消費者の食卓といいますか、そういうものを守るという立場、こちらの側から積極的にそういう情報を皆さんに提供していく、そこが欠けると、いつの間にか何が何だかわからないようなものがどんどん日本の中に入ってきてしまうというおそれがありますので、そういう面では積極的にそういう情報を提供していただく努力をしていただきたいというぐあいに思います。どうですか。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課長·村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えします。

先ほど、もしというふうに言ったのですが、今現在、私どもにそういう具体的な情報等が入っておりませんので、もし今後そういう情報等が入ってきましたら検討させていただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) もしそういう情報が入ったらではなくて、もうどんどんそういう情報が出ているので、やっぱりそこら辺はやっぱり積極的に情報の収集をしていただきたいというぐあいに思います。

次に、今の関係機関に何を求めていくのかという答えの答弁ですけれども、今何を求めていくのかという点では、この交渉再開によってそれぞれ組合を代表する組合長さんなんかは、このFTA、EPA、TPPについて、この農政に対する評価という部分で非常に不安を抱いておられます。そういうアンケートなんかは、ことしの農業新聞1月4日、そういう中で非常に今の農業政策に対して評価できない、農政の決定の仕方について評価しないというのが、もう9割を超えているのです。そういう調査結果が出ているのですよ。

そういう意味で、やっぱり標茶としても、農政に対してどうしてそういう不満の声が多いのかということをしっかりと分析して関係機関に要請していく、今出されている政策が全てよしではないということをしっかり分析して物を申し出ていただきたいというぐあいに思いますが、いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 農林課長·村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

今言われました9割というのはちょっと私ども情報は得ていないのですが、さきにクラスター等が大規模農家偏重でどうなのだろうということも過去にはありまして、今現在、制度の中身的にも小規模農家、家族経営農家が使えるような制度等々にもなっておりますので、

今後もそういう使いやすい制度となるように、今後、農水省等、何か上部の機関等々あれば 要請してまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 今、答弁の中で、使いやすい制度になってきているという答弁があったので、もし具体的に答えられる部分があったらちょっとお知らせ願いたいのですけれども。
- ○議長(舘田賢治君) 村山農林課長。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

クラスター事業については皆さんご承知だと思うのですが、過去には大規模農家で法人化に向けてとか、あと生産額の増産とか、あとは時間的な削減とか、そういう足かせというかがなければ使えなかった事業だったのですが、今現在においては、そういう規模拡大をしなくても構わないですし、例えば生産額についても、増産はなくても、例えば今の規模を現状維持したりする事業でも使えるというふうになっていますので、必ずしも規模拡大だけに限っての事業ではないと、今現在と同じような規模でも使うことができますし、例えば規模縮小になる場合でも事業は使えるというふうに変わってきておりますので、ご理解願いたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 今ちょっと規模縮小のことを非常に興味深く聞かせていただいたのですけれども、それは例えば単純にフリーストールからつなぎに変える、そういうもし経営の転換ということも可能なのでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課参事・柴君。
- ○農林課参事(柴 洋志君) お答えします。

施設整備する場合には、基本的に費用対効果といったような部分が関係してきますので、 基本的には規模を大きくしないとその費用を賄えないといったような状況があろうかと思い ます。

今、質問がありました中で、つなぎ牛舎の方が必ずしも大きい牛舎をつくらなくても、今 既存のつなぎ牛舎の中で、例えばウオーターカップの交換をするとか、牛床を延長するとか、 改修可能な中で使いやすいメニューがふえてきているというような内容のことでございます。

(「例えばフリーストールからつなぎに、そういう方向転換をするのも対象か」の声あり)

(何事か言う声あり)

(「手を挙げて」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 農林課参事・柴君。
- ○農林課参事(柴 洋志君) 仮にそういうようなケースがあったとしても、牛舎の中を改修するといったような場合にそういうようなメニューが使えるといったことでございます。
- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。

○8番(渡邊定之君) どうも失礼しました。

ちょっと僕の期待している答弁とは違うのですけれども。

最後に、家族農業と小規模農家をいかに守っていくかということが国際的にも非常に話題になっているということに対するお答えですけれども、要するに国際的に言われる家族農業の重要性と小規模農家を守らなければいけないという部分では、余りにも農業をやるのに膨大な投資が必要であるという現実と、非常に化石燃料を使った穀物の輸送等に係るエネルギーの、CO2の問題なんかもあると思いますけれども、標茶においても先ほど規模拡大だけでなく経営規模の転換にも道が開かれているという情報、答弁をいただきましたので、そういう意味では、標茶の酪農の検証をしっかりしていただいて、やっぱり小規模、大規模共存して標茶の酪農が発展するために、今後、積極的な支援等を検討していただきたいというぐあいに思いますが、よろしくお願いします。答弁お願いします。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君) お答えします。

細かい部分については、今、担当からいろいろあったのですが、やはり皆さんが、一番経営者の方が心配しているのは、この先酪農関係の環境、畜産関係も含めて、どういう方向性に行くのかということが一番懸念されているのかなと思います。小規模経営のままでこのまま酪農経営が本当に存続できるのか、あるいは大型化にしても本当に国際情勢が変化する中で対応できるかと、そういう大きなことがなかなか先が見えない中で、いろんな対策を講じていかなければならない。もちろん後継者問題も含めてということですので、そういったことにつきましては、もちろん関係団体であります農協さん、あるいは酪農振興会といろんな情報交換しながら、標茶町にとって一番ふさわしい酪農経営の方向性について、これからも国や北海道に、それから関係団体に意見を出していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長(舘田賢治君) 渡邊君。

○8番(渡邊定之君) そういう意味では、こういう今まで経験のしたことのないような農業の貿易の自由化が始まった中で、本町としては10年後にどんな酪農の姿をこの町でつくり上げるのかということが、非常に経済団体、行政あわせて真剣に取り組んでいかなければいけないことだというぐあいに思います。あのアメリカでさえ99%が家族農業が行われているということだというぐあいに伺っていますし、ただ、日本の平成28年度の食料・農業・農村白書には家族農業を守るという言葉が残念ながら日本の農政の中にはないということが、非常に私は問題だというぐあいに思います。

今後この体制、EPA、TPPの中で標茶の酪農がどう生き残っていくのかということは、 本当に国の農政ということではなくて、標茶の町が酪農を基幹産業としてどうやって生き残 り、標茶の経済を支えていくのかということに大きな力を注いで、行政として頑張っていっ ていただきたいというぐあいに思います。 次の質問に移ります。

2つ目は、国における障がい者雇用の水増し問題がありましたが、本町の障がい者雇用の 実態をお聞きいたします。また、今後の積極的な取り組みをお聞きいたします。

国の各省庁の障がい者雇用の水増し問題が大きく取り上げられました。障がい者雇用について、本町においてはどのような対応がなされているのか伺います。

本町として、今後、積極的に障がい者の雇用に取り組むべきと考えますが、町長の所見を 伺います。

就労継続支援B型事業所施設コスモスに対する仕事の確保、支援について、現在、本町が 提供している町育成牧場での羊の仕事について今後の見通しをお聞きいたします。

また、現場では法令化により今後難しくなるとの話も聞いていますが、状況を把握しているのか伺います。

町長の選挙公約で「障がいがあっても地元で安心して働き、暮らせる体制づくりの充実」 とありますが、具体的な構想があるのか伺います。

農福連携による障がい者の仕事の確保に取り組む経験が各地にはありますが、本町では考えられないのか伺います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 8番、渡邊議員の国における障がい者雇用の水増し問題があったが、本町の障がい者雇用の実態は、また、今後の積極的な取り組みについてのお尋ねにお答えいたします。

1点目の障がい者雇用について本町においてはどのような対応がなされているのか伺う、 積極的に障がい者の雇用に取り組むべきと考えるが、町長の所見を伺うとのお尋ねにつきま しては、国及び地方公共団体は、議員ご指摘のとおり、障がい者の雇用の促進等に関する法 律第40条に基づき、毎年、身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者である職員の任用 に関する状況を厚生労働大臣に報告しなければならないこととされております。本町におき ましても、昨年6月1日現在の障がい者である職員の任用に関する状況を管轄する釧路公共 職業安定所長に提出しているところです。

通報の対象となる職員は常時勤務する職員とされ、法令上の任用形式の常勤、非常勤を問わず採用から1年を超えて勤務する者となっています。また、1週間の所定勤務時間が20時間以上30時間未満である短時間勤務職員については、1人をもって0.5人の職員とみなすことになっております。

本町における平成30年度の障がい者の任用状況につきましては、国及び地方公共団体等に適用される法定雇用率2.5%に対し、実雇用率3.59%となっており、法定雇用率を満たしている状況です。なお、法定雇用率については、平成33年4月までにさらに0.1%引き上げられると発表されていることから、毎年精査を行い、障がい者の雇用に努めてまいりたいと考えております。

2点目の就労継続支援B型事業施設コスモスに対する仕事の確保、支援に対する今後の見通し、また、高齢化の現状を把握しているかとのお尋ねにつきましては、B型事業所しべちゃコスモスにつきましては、その運営主体は標茶町社会福祉協議会であり、運営方針の中で一般の事業所に雇用されることが困難で、通所により就労や生産活動の機会を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効率的に行うこととされております。

議員お尋ねの育成牧場での就労については、この間、育成牧場としてめん羊の飼育業務、 トイレ清掃業務、草刈り業務を委託し、平成29年度の実績では合わせて143万800円の受託収 入を得ているとの報告を受けております。

しかし、今年度においては、社会福祉協議会と育成牧場との平成31年度における委託事業の打ち合わせ時において、次年度はしべちゃコスモス利用者の減少と高齢化が進み、継続的な業務の受託体制を整えることができないとの理由から、めん羊の飼育業務とトイレ清掃から撤退するとの方針が示されたところです。スポット的な、例えばごみの分別作業などであれば受託可能であるし、現在、育成牧場でもこれにかわる委託業務を検討しているところであります。

町としましては、しべちゃコスモス運営委員会の運営委員として関係する職員が選任され、委員会において現状説明を受ける中で、さまざまな課題があることも認識しているところであります。いずれにしましても、しべちゃコスモスの現在の人員体制の中で、どのような業務を受託できるのか、また、どのような製品をつくり上げていけるのか、事業としての方針を決定していただき、町としてどのような支援ができるのかを判断してまいりたいと思います。

3点目の選挙公約で「障がいがあっても地元で安心して働き、暮らせる体制づくりの充実」とあるが、具体的な構想はあるのかとのお尋ねにつきましては、現在、具体的な構想を示す段階にはございませんが、平成25年4月に「国等による障がい者就労施設からの物品等の調達の推進等に関する法律」が施行され、地方公共団体の責務として調達方針を策定し、その方針に基づき実施することとされており、本町においても公契約に係る方針を示し、働く障がい者の所得向上に取り組むこととしており、対象とする施設をしべちゃコスモスと標茶町地域活動支援センターとしているところです。

障がいを持つ方が将来にわたり安心して暮らしていくためには、就労の場の確保や所得向上が求められることは承知しておりますが、どのような施策が有効に機能するのか、関係する団体等の意見を聞きながら、4点目の質問にも通ずるところでありますが、本町の基幹産業である酪農業への就労を求めることができないのか含めて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 再質問があれば許します。渡邊君。

- ○8番(渡邊定之君) それでは、1点目にお答えいただいた雇用の関係なのですけれども、新聞等で報道されている内容にもあるのですけれども、どうしても標茶の場合は、お伺いしたいのですけれども、精神的、知的雇用の関係では、その割合といいますか、そういう部分ではどうですか。
- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

町長の答弁の中にありました標茶町として雇用されている障がい者の方につきましては、 精神の方はいらっしゃいません。総体的に総務課としては、ほかの職場については現状押さ えておりませんので、よろしくお願いしたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 新聞報道でも、どうしても精神、知的、この分野での雇用が進まない現実があるということで報道されています。

そこで、意見書も提出させていただきましたけれども、標茶のコスモス、羊の仕事がなくなってしまうということの減収分、これが本当にコスモスに与える影響というのは非常に大きい部分がありますので、そういう部分では本当に減収分に見合った、それ以上のものを町としても確保できるよう今後検討していただきたいと思うのですが、いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) 障がい福祉を担当している立場から回答申し上げたいと思います。

先ほど町長の答弁ありましたとおり、育成牧場における羊等の飼養に対する業務につきましては、しべちゃコスモスの方針決定に基づいて今後難しいというような判断が示されたところでございますけれども、今、育成牧場を含めまして今後どのような仕事ができるのかというところを検討しているところであるというふうに聞いております。

いずれにしましても、コスモスの人員体制、それから指導員の確保、それから高齢化含めてさまざまな課題があることは認識しておりますけれども、その辺を加味した中でどういった業務が請け負えるのか、また、どういったことで雇用を拡大できるのかというところをこれから研究していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 牧場長·常陸君。
- ○育成牧場長(常陸勝敏君) 今、保健福祉課長のほうから全体的なお話をお答えしましたけれども、育成牧場としてコスモスさんのほうから羊の世話の業務を30年度まで委託しておりました。

その中で、実は30年度中においてもコスモスの利用者が減少してきている、それから高齢化も進んでいるという中で、業務途中でもありましたが、何回か協議、打ち合わせをさせていただいております。その中で、実は指導員1人になる場合もあったり、利用者が1人プラス指導員1名というような体制の業務をしなければならないような場面も出てきているとい

う中で、31年度の業務の部分について新年度予算前に打ち合わせをさせていただきました。 その中では、コスモスのほうから、体制としてちょっと厳しい、それで羊の飼養管理、それ からトイレの清掃部分についてはちょっと体制が組めないので、31年度については撤退した いというお話がありましたので、そういうような状況になっております。

それにかわる業務として何かないですかというような打ち合わせもさせていただいておりまして、その中で通年の毎日の仕事としては体制として厳しいというお話でしたので、今考えているのが牧場内に出てくるごみ、プラスチックごみの分別作業、それについてはスポット的に作業としてやっていただけないかなというようなお話をさせていただいております。ですから、そういう作業も含めて、牧場側でも農福連携ということでできる作業については積極的に情報発信したいなと考えております。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) わかりました。

それでは、3番目と4番目の選挙公約と農福連携についてのお答えに対して質問させていただきます。

この農福連携については、いろんなところで実践され、地域おこしにも非常に貢献している事業ということで、さまざまな事例が紹介されているものがあります。この中で非常に興味深い事業といいますか、都市農村共生・対流総合対策交付金という、そういう交付金があって、これは非常に厚生労働省、農水省、経産省もこの3つの省がかかわりながら農福連携にかかわる事業を起こすことができるというようなことが、たまたま拝見したのですけれども、この中身についてもしわかれば。

- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

申しわけありません。ただいまの質問に対しまして、正確な答弁ができるような資料を持 ち合わせておりませんので、ご理解願いたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) ぜひ、このことを情報として調べていただいて、この地域でも取り 組めるかどうかを検討していただきたいというぐあいに思います。この農福連携を進める、 かなり私が読む限りでは非常に興味深い中身ですので、よろしくお願いいたします。

次、3つ目の虹別オートキャンプ場のシュワンベツダム湖に土砂が流入している、それを 防ぐ手だてをということについて質問いたします。

虹別にあるオートキャンプ場は、「人工的に整備されたオートキャンプ場の中ではここが最も理想的な姿と感じられた」「静かで落ち着いたキャンプがしたい方にオススメしたいキャンプ場です」と口コミでもかなりの人気があります。

虹別オートキャンプ場の敷地内にはシュワンベツダムという小さなダムがありましたが、 このダムは、昔この地域の電化も目的として設立された水力発電用のミニダムでもあります。 ダムの下やシュワンベツダム湖では、キャンパーがその美しい自然や魚釣りなどを楽しんで 隠れた人気のキャンプ場であります。リピーターも多いと聞いていますが、ただ、最近シュ ワンベツ湖へ土砂が流入し、このままでいくと、せっかくの美しい景観や釣りなどを楽しめ なくなるおそれがあります。これ以上の土砂の流入を防ぐなど、手だてを講ずるべきだと考 えますが、町長の所見を伺います。

また、地元の地域会と連携をとり、環境の保全に努めるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 8番、渡邊議員の虹別オートキャンプ場のシュワンベツダム湖に土砂が流入しているが、防ぐ手だてをというご質問にお答えいたします。

虹別オートキャンプ場内のシュワンベツダムは、平成12年に地域の発電施設としての歴史 のあるダムとダム湖を含む修景施設として保全するため補修工事を行い、現在、ダム湖では キャンプ場に訪れる人がフィッシングを楽しめる水辺となっております。

シュワンベツダムは虹別川の主流であるシュワンベツ川をせきとめてつくられており、近年は上流が自然河川ということもあり、ダム湖へ流入する土砂の堆積が見られるようになりました。

ダム湖に堆積する土砂の対策については、しゅんせつという直接土砂を掘削除去する方法 が一般的でありますが、技術的に汚濁水を完全に出さないで実施することが困難であり、下 流の漁業関係者との十分な協議が必要となります。

また、土砂の流入を防ぐ対策については、現在、調査を行い、ダム湖上流における砂防ダムの建設、崩壊地の治山事業の実施などが考えられますが、同様に下流の漁業関係者との十分な協議が必要となります。

虹別オートキャンプ場につきましては、議員ご案内のとおり、静かで緑豊かなオートキャンプ場として好評を博しておりますし、引き続き美しい景観や利用者に満足していただけるよう虹別オートキャンプ場特別委員会と連携し、キャンプ場全体の景観を注視していき、施設管理を行ってまいります。

環境保全の取り組みに対しましては、「森と川の月間」で取り組んでおります森と川を守る 運動を全地域会と連携しながら環境保全に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解 をお願いいたします。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。渡邊君。
- ○8番(渡邊定之君) 確認の再質問になりますけれども、今の答弁でこの土砂の流入を防ぐ手だてとして、具体的な方法は、今現在、検討できないといいますか、そういうお答えの理解でよろしいですか。
- ○議長(舘田賢治君) 建設課長・狩野君。

○建設課長(狩野克則君) お答えいたします。

土砂の流入の対策につきましては、土砂を撤去する際に汚濁水、また、一度水位を下げないとなりませんので、ダムの水を放流することが必要となります。そうなった場合に、下流の小河川でありますので、洪水の対策についても十分な検討をなさらなければできないと、そういう難しい条件が出てきます。そういった意味では、協議に非常に時間がかかるということで考えております。

その中で、対策については、原因が特定できるものにつきましては早期な対策を打てますけれども、それについてはまず上流の地域の方々の情報提供、あとキャンプ場を運営している側の情報交換、そういうのを参考にしながら、これから検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議長(舘田賢治君) 渡邊君。

○8番(渡邊定之君) これ以上、土砂の流入を防ぐ最低限度のことには取り組んでいただきたいと思いますし、地域会との連携をとりながら、上流にそういう原因と見られるような事案があったら、地域会の皆さんと十分協議しながら対応していっていただきたいというぐあいに思います。

以上で、質問を終わります。

○議長(舘田賢治君) 以上で8番、渡邊君の一般質問を終わります。 休憩いたします。

> 休憩 午前11時55分 再開 午後 1時10分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
 - 一般質問を続行いたします。

4番・深見君。

○4番(深見 迪君)(発言席) それでは、早速質問いたします。

最初のテーマは、国保税負担軽減のため一般会計繰り入れを広域化前に戻して行うべきではないかという質問であります。

高過ぎる国保税の現状については、「国保制度改善強化全国大会」を毎年開いている全国知事会、市長会など六団体が一致して、金額にして1兆円国庫負担を引き上げてくれと指摘し、改善を求めています。これは2014年からやっているのですね。昨年の本町議会でも高過ぎる国保税の引き下げを求め、均等割、「人頭割」と私は思うのですが、の撤廃も含めて意見書を全員一致で可決し、関係機関に送りました。

国保税の負担が家計を著しく圧迫しているのは明らかです。しかし、広域化になってから、 町独自の一般会計からのいわゆるルールがえの繰り入れは、削減の方針で今日まで削減して きました。これをもとに戻し、暮らしていける国保税軽減をすべきではないですか。

国民健康保険は、年金生活者、実業者、零細自営業者、けんぽ不適用の事業所が加入する 医療保険です。当然、低所得者層がたくさんいるわけであります。加入者には障がい者、難 病患者など医療を切実に求めている人が少なくありません。心の病や入院患者の比率が一番 高いというデータもあります。

国保税算出に均等割、平等割がありますが、均等割はゼロ歳児にもかかります。国保税には後期高齢者支援分というのがありますが、後期高齢者医療制度を支えるためにゼロ歳児の均等割の分が後期高齢者の医療制度を支えている理屈にもなります。均等割、平等割を税の基本算出から撤廃すべきではないですか。

けんぽと国保を比べると、おおよそ国保のほうが1.7から2倍の額になります。札幌の例ですが、4人家族で所得561万円の場合、国保料が76万8,900円になります。協会けんぽなら、この所得では38万7,900円で済みます。約2倍の格差であって、本町の場合でもほぼ同じ数字格差があると思います。標茶町がこれ以上一般会計の繰り入れを抑えていくと、格差はますます広がっていきます。いわゆるルールがえの繰り入れを行い、国保の町民負担軽減を行うべきではないですか、町長の所見を伺います。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 4番、深見議員の国保税の一般会計繰り入れを広域化前に戻し、暮らしていける国保税軽減をすべきではないかとのご質問にお答えいたします。

国保税の一般会計繰り入れにつきましては、今年度より実施されております国民健康保険事業の広域化により、その保険税負担の公平性を求める観点から、また、一般会計に対し重い負担をかけること、他の法定外繰り入れのない地域との間で不公平感が生じることから、北海道国民健康保険運営方針に基づき段階的に国保税負担を求めながら、法定外繰り入れを解消しているところであります。

一般会計からの繰入金を広域化前に戻し保険税を軽減した場合、道が定めた標準保険料率に達していない町村においては、保険料水準の統一化を目指している2024年度とその前の年度の保険税の差が大きくなり、保険料水準統一時に国保税を急激に上げざるを得ない状況になることから、ご質問にあります繰入金を広域化前の水準に戻すことは行うべきではないと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に、均等割、平等割を国保税の基本算出から撤廃すべきではないかとのご質問ですが、 本町の国保税は、世帯の所得が一定の水準を下回る場合、被保険者1人ごとに係る均等割額 及び世帯ごとに係る平等割額について軽減判定所得の基準により7割、5割、2割を算定さ れた保険税から減額する措置や、後期高齢者医療制度の適用により国保の資格を喪失した方 と同居する特定世帯及び特定継続世帯に対する均等割額の軽減のほか、非自発的離職者への 保険税の課税の特例など、保険税の軽減措置を実施しているところであります。

ご質問の均等割、平等割を基本算出から撤廃することについては、国保税の賦課徴収につ

いては地方税法等に定められており、課税総額は所得割総額、資産割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額の4方式、所得割総額、被保険者均等割総額及び世帯別平等割総額の合計額の3方式、所得割総額及び被保険者均等割総額の合計額の2方式、いずれかによるものと規定されていることから、市町村の判断により均等割、平等割を撤廃できる状況にはありませんので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、協会けんぽと国保の格差をなくすために一般会計からの繰り入れを行うべきとのご質問ですが、協会けんぽにつきましては、中小企業等で働く従業員やその家族の皆さんが加入されている健康保険でありますが、その保険料につきましては、標準報酬月額の等級に応じ事業主との折半により納付することとなっております。国保は事業主との折半がございませんので、世帯構成や所得の状況によっては、約2倍の負担となります。しかし、協会けんぽには均等割や平等割がなく、国保には低所得者に対しての軽減措置があるなど、保険料の計算にそれぞれ異なる性質を持っており、現状では双方の保険を比較して判断することは難しいと考えております。

ご質問にあります、これ以上一般会計の繰り入れを抑えていくと格差はますます広がっていくとのことでありますが、北海道が統一したルールのもとで地域間の格差をなくすことを優先すべきと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。4番、深見君。
- ○4番(深見 迪君) 他町村との国保の不公平感の問題、これを言う前に、国保税で本当 に町民が困っていないのか、こっちのほうを考えるのが先ではないですか。不公平感とかな んとかというのは、これを通すための方便であって、私が問題にしているのは払える国保税、このことを問題にしているわけで、それについての見解がないのです。

これ、ざっくり言うと、所得の10%ぐらいが国保に持っていかれるわけでしょう。だから、他と肩を並べるとか公平感を持たせるためにとか、今までずっと公平、不公平で、どこそこの国保は高いとか安いとかということでやってきたわけですよね。それでいろいろな運動も起きたりしてきたわけで、今回、広域化になって、いきなり不公平感をなくすためになんて、こういう方便は使わないでほしいなと。もとは町民がこの国保税で苦しめられていないのかどうか、そのことをどう考えているのかということを、私は質問の柱にして質問しているつもりなのですが、その点どうですか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長、佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君) 担当より私のほうがこの内容についてはいいかなと思いますので、 細かい内容についてはちょっとわからない部分がありますけれども。

議員ご指摘のように、国保税については議員からの質問もありましたように、やはり年金生活者だとか、低所得者がかなり多くを占めているということは事実として議員ご指摘のとおり、私どもも把握しておりますが、ただ、これを我々が、例えば今この国保税以外の、例

えば国民健康保険の体制を選択できない、北海道が今、統一で、都道府県単位で広域化して 町村がやるよということの方向性の中で、今スタートしたばかりでございますので、そうい った意味で、そういった個々の町村ごとの問題も抱えているということは十分承知した上で、 この広域化に踏み切らざるを得ない、その中で一番いい方法を選択していく、そういうこと だというふうに理解しながら制度を、今、標茶町で何ができるのか、全道的な公平的な判断 の中で今進めている、制度設計を今スタートしたばかりだということでございますので、ご 理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 選択できないという部分は、限られた部分でわかりますよ。だって、 保険者が町から道に移ったですからね。

だけれども、一般会計からの繰り入れは、これは町に対して縛りをかけているわけではないでしょう。これ、国会の答弁でも、町に対して縛りをかけているということを言っていないのですよ。そういうことはありませんと言っているのですね。道に対しては、そういう指導は行っているけれども、町に対しては行っていないのですよ。だから、そういう意味では、選択できないというのはちょっと違うのではないですか。どうですか。

- ○議長(舘田賢治君) 住民課長・松本君。
- ○住民課長(松本 修君) 国保の事務ですけれども、「市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。」と定められておりまして、北海道の国民健康保険の運営方針におきましても、赤字につきましては36年度を目指して解消すべきものと定められておりますので、事務方としてはこれにのっとって事務を執り進めていきたいと考えております。
- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 赤字の解消と国保税で苦しんでいる実態とは絡めて考えなければならないのではないですか。赤字の解消のために町民が国保税で苦しんでいることがあってもいいのだというふうに、そういう仕組みになりませんか。そのことを私は問題にしたいのですけれども、この国保税が以前の標茶町のやり方から比べるとどんどん厳しくなってきているというのは、これ事実なので、その点では国保税で苦しめられているという、そういう町民の実態をどういうふうに捉えていますか、もう2年たちますけれども。それは誰に聞いたらいいのか。
- ○議長(舘田賢治君) 税務課長・服部君。
- ○税務課長(服部重典君) お答えいたします。

議員ご承知のとおり、国民健康保険税につきましては、従来、医療費総体の必要額に対しての税額の算定から、広域化によりまして、道から示された交付金額に基づく算定に計算の方法が変わっております。そのときに、これは平成29年の議論の中で、年間7,000万円のルールがえの繰り入れを段階的に解消していくという形の中で、年1,000万円減額していくという

ことで税率改正を行ったところであります。

しかしながら、平成29年8月に道から指名されて市町村の上昇率が余り大きくならないようにということで、2%の一応緩和といいますか、上昇率を2%にとどめなさいということに基づきまして、本町につきましても2%以内におさまるように税率改正を行ってきております。

議員ご指摘の納税者に重い負担というのは、確かにそういう部分はあろうかと思います。 ただ、税務サイドといたしましても、支払えない方につきましては個々に納税相談等を実施 しながら、きめ細やかな対応に心がけておりますので、そういったところでご理解をいただ きたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) 理屈はそういうふうにわかるのですけれども、厳しい国保税という 現実はなくならないのですよ。結局は国の方針に従って動いているだけであって、ちょっと 話を変えますね。これ言っても、仕組みがこうなってしまったから仕方ないのだとの一点張 りで、町民のほうを向いてない。

それで、どういうふうに話を変えるかというと、この全国知事会でも2014年に出した要請の中に、いわゆる人頭割とみなされる均等割、平等割の廃止を要請しているのですよね。私はこの均等割というのは、あるいは平等割というのは、大昔の人頭税と同じだなというふうに思うのですよ。さかのぼれば、大和朝廷の時代に税金、これに人頭割があったのです。いいのが、大和朝廷のときの人頭割には、子供が入っていないのですよ。子供がたくさんいても、それは数に入れないで、今は大和朝廷より悪いでしょう、子供の数を入れるわけだから。だから、子供が多ければ多いほど税金が高くなるという、こんなおかしな仕組みというのは、私はないと思うのです。それで全国知事会も均等割、平等割はなくするべきだという要請を真っ向からしているのですね。さっき言った1兆円を公費負担というのは、7割、5割削減の分が、本当は1.4兆円必要なのだけれども、既に7割、5割で0.4兆円削減されているので、全国知事会は1兆円というふうにしたのですよね。そういう意味では、子供が多ければ多いほど税金が負担が多くなるということについて、私はおかしいのではないのかと。全国知事会のほうがまともだと。いつもまともだと思うのですけれども、まともだというふうに思うのですね。

それで、地方税法の第717条が根拠となっている国保法の第77条、ここでは減免の措置がうたわれていますよね。災害や盗難、火事等に遭った場合、首長の判断で減額免除できるという、あのやつですね。そうすると、私の目から見ると、こういう特別な事情については首長が判断するわけですから、特別な事情の中に私は子供を入れていいのではないかと。子供が1人の家庭、いない家庭、2人、3人、4人いる家庭、これ多く子供がいる家庭というのは特別な事情ではないですか。

そういう意味では、子供がたくさんいることは私は、特別な事情だと解釈して首長が考え

るべきでないのかと。誰がどう考えたって、人口をふやすことも含めてなのですけれども、 余り言うと国会議員みたいになってしまうから言わないですけれども、子供が多くいればい るほど均等割で子供の分も税金がかかるというのは、誰がどう考えたっておかしいと思うの ですよ。それは仕組みとは別にどう考えますか。町長ですか。

○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤□彦君) 先ほど平等割、均等割の部分で答弁したことについては、現在の制度の中では難しいということをお答えしていまして、今、議員からお話のあった全国町村会とかそういったところでは、実は子供の分について特に均等割を減額する措置をしなさいということは要望で出していることは存じ上げていますし、ただ、それを特別の事情として判断するのかということよりは、これは全ての町村が同じ状況になっていますので、これが例えば自然災害が標茶であったので特別減額をするとか、そういった部分での解釈とはちょっと違うのかなというふうに考えていまして、やっぱり全国一律にこの分が改善されるべきだというふうに考えていますので、そういう理解で先ほども答弁させていただきましたが、ご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) いえいえ、そうではないのですよ。私は町民の生活の実態に合わせて考えてくれと言っているのです。

だって、これ人頭割、平等割、やっているところあるのですよ、もう。全国知事会の要請 に押されて、実際にもう実施している市が出てきているのです。出てきているのですよ。だ から、できない話ではないのです。もちろん財政的な裏づけの問題はありますけれども、で きない話ではないのです。だから、そういう意味では、できませんということにはならない と。だから、全国知事会が出しているこの人頭割、平等割の問題についてどうですか。絶対 できない話ではないですよ、現実にもうそれを実行している市が出てきているわけですから。 いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君) お答えしたいと思います。

ほかの自治体で実施しているという事例について私は承知をしていませんでしたので先ほどの一般論的な形のお答えをしていますが、そういったところも参考にさせていただきながら、研究を進めさせていただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) ぜひ、今までの一般質問の議論を聞いたら、検討と研究が随分たく さん出てきて、いつの話だと。意地悪で言っているかもしれませんけれども。

「子どもの均等割 減免広がる」、これ新聞報道ですよ。北海道では旭川、岩手、宮城、福島、新潟、東京、茨城、埼玉、石川、岐阜、愛知、兵庫、島根、広島、少ない県ではないですよ。これ、このまま後で町長に渡してもいいですけれども、ぜひ調べてみてください。人

頭割、全国知事会も主張している、人頭割という言い方はおかしいね、均等割、平等割について一体どうなっているのか、現状は。だから、全国の自治体ではやっぱり、国保税は協会けんぽに比べて2倍でしょう。国保税はどんどん少なくなっていく年金の中でも全額払うわけですから、厳しいのは当たり前なのですよ。だから、どこの自治体でもその厳しさに目を向けて、やれるところからやっていると。うちは、やれるところからやってきたのにそれを削っていくという、逆行しているような状況に私はなっていると思うのです。

だから、さっき言った1兆円はともかくとして、これはもうこれからも要望していきますけれども、一般会計の繰り入れについては重ねて私は要望しますし、均等割の問題についても、全国でどういうふうになっているのか、ぜひ急いで研究して、この可能性があるのかどうなのか。さっき言ったように、子供が多いということは特別な事情というふうに私は思うわけですから、国保税に関してですよ、国保税に関して。このことについても、これは町長の判断でできる話ですから、ぜひ考えていただきたいなというふうに、検討と研究を急いでやっていただきたいと。これ、どうですか。

- ○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君) 今、議員からあった部分については、検討、研究のスピードを進め させていきたいと思っています。
- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) 2つ目の質問に入ります。

小学生の健康を守るため、受動喫煙検診のため検尿してはどうかというテーマで質問します。何かちょっと周りに囲まれて勇気の要る質問なのですけれども、頑張って。

今日、受動喫煙による健康被害が明らかになり、喫煙に対する取り組みもさまざまな形で行われています。ある自治体では、保護者に呼びかけ、小学生を対象に検尿キットを配付し、尿中のニコチン代謝物質、これ「コチニン」というのですね。の濃度を測定し、どの程度受動喫煙の被害に遭っているかを調べています。ここでは、測定の結果に対し驚きとともに、各家庭で子供たちの健康を守るため、改めて対策を考えていると聞いています。むろんその成果は劇的にあると聞いていますが、本町でもこれを実施するべきではありませんか。

また、改正健康増進法による喫煙規制は、ことし7月から学校、病院、行政機関など対策 の必要性が高い施設で先行実施され、来年4月から全面的に導入されますが、本町の取り組 みはどうなっていますか。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君)(登壇) 4番、深見議員の小学生の健康を守るため、受動喫煙検診のため、検尿をしてはどうかとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、学校における健康診断は、児童生徒の健康の保持増進を図り、学校 教育の円滑な実施とその成果の確保に資するため、大変重要であります。 本町におきましても、毎年定期に学校保健安全法に規定されている検査項目に沿って健康 診断を実施し、児童生徒の健康管理、健康指導など、適切に対応しております。

議員ご指摘の受動喫煙検診につきましては、全国の一部の自治体で実施をし、一定の効果があったことは承知しておりますが、本町においては健康増進法の施行に伴い、平成15年7月から学校や社会教育施設など町内の公共施設全てを屋内禁煙とし、平成22年からは学校敷地内の全面禁煙化を図るなど、受動喫煙を防止するため必要な対策を講じております。

また、現在、喫煙環境は、法の規制により公共交通機関を初め不特定多数の方が利用する あらゆる施設等において禁煙や分煙の対策が進められておりますし、今回の法改正により、 さらにその規制が強化されることから、受動喫煙による健康影響が大きいと言われる子供に とって、今後も一番影響を受けやすいのは、家庭内における受動喫煙と考えられます。

本町として、子供たちの健康を守るためには、法の規制により適切な対策を講じるのと同時に、児童生徒への喫煙に関する健康教育とあわせ、家庭での喫煙環境の改善について保護者の理解を深めていくことが大切であると考えることから、受動喫煙検診については実施する考えに至っておりませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(舘田賢治君) 町長・佐藤君。
- ○町長(佐藤□彦君)(登壇) 4番、深見議員のお尋ねについてお答えします。

改正健康増進法による喫煙規制については、数多くの者が利用する施設等において、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するために努めることがうたわれております。 そこで、本町の取り組みですが、基本的方針を定めるために、町の全施設の調査確認作業を行い、本年7月1日施行に係るいわゆる第1種施設は敷地内禁煙とされているとおり、特別な喫煙場所を設けることなく、規定どおりの禁煙とするとする方向で検討中です。また、来年4月1日に施行に係るいわゆる第2種施設については、屋内禁煙とする方向で検討中です。今後、速やかに方針を決定し、事前に住民周知を行い、円滑に喫煙規制に移行できるよう努めてまいります。

- ○議長(舘田賢治君) 4番・深見君。
- ○4番(深見 迪君) 町長の答弁は、そのとおり承ります。

教育長なのですが、家庭に呼びかける、家庭での受動喫煙の危険性について認識しつつも 検査はしないと。

これ、なぜ私が今回出したかというと、本文でも書いたけれども、劇的にと言いましたよね。検査はあくまでも、つまりおたくのお子さんの尿検査をしますと。その中のコチニンの濃度を調べてあげますよと学校は言うと。強制でないのですよ。ところが、8割、9割の家庭がやっぱりその検査を希望するのですね。するのですよ。いかに教育委員会といえども、学校といえども、喫煙の権利を奪うことはできないわけですから、それはもう。ただ、こうなっていますよという実態を、教育委員会としても学校としても把握する必要があるわけでしょう。家庭内での受動喫煙の危険性を訴えたって、それがいかほどのものなのかというこ

とは数値的には捉えていないわけですよね。

それを実際にやったところがあるのです。これは熊谷市ですか。これは4年生だけを抽出してやったのですけれども、もちろん希望でとったのだけれども、9割に当たる児童がこれを受診したのですね。そして、測定して高い値が出た場合は、小児科を受診させるよう保護者に警告文を送ると。大変だよと。この成果は、検診で高い値が出たという子供の割合は2007年度で、これ随分前からやっているのですね。2007年度で12.6%、2008年度は18.9%だったのが、2年前ですか、2017年度はこの18.9%だったのが4.0%まで劇的に減ったと。これだけでないのですね。検出限界以下の子供の割合も、2008年度は44.9%だったのが、2017年度には81.3%と倍近くにふえたと。びっくりしたのが、これだけでなくて、保護者の喫煙率が激減したというのですね。これはおまけなのかもしれませんけれども、激減したというのです。

そういう意味では、ぜひ、このことを検討してもらいたいなと。今すぐ言って、今すぐやるというふうにならないのかもしれないけれども、これは非常に効果的だと。劇的に子供の健康が守られる環境をつくることができたというふうに。だから、さっき町長が言われたように、いろんなところで禁煙するけれども、子供たちが一番受動喫煙するのは、やっぱり家庭ですよね。それはもう認識されているとおりだと思う。これをどうするかという点については、保護者と話し合って、これを実施するよう検討を開始していただきたいなと思うのですが、いかがですか。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) お答えをいたしたいと思います。

深見議員のおっしゃるとおり、子供の健康を守る部分では、多分共通認識に立っていると 思います。

それで、そのためにどのような方策をするかということでの部分は、法に基づいた部分で、 それで健康診断を含めて学校でできること、教育委員会でできることは実際に行っておりま すが、これまで法に基づいての学校に関する環境の部分で、その責務といいますか、学校の 責務としてどこまでできるかということがあると思います。それで敷地内全面禁煙をしまし て、あとは協力といいますか、家庭への部分をどこまでできるかという話だと思います。

深見議員のご指摘の検尿の部分については一定程度、小学校4年生の事例を挙げていただいたのですけれども、本来的にその小学校4年生だけの話でおさまるのかという話で、これは総体的な部分で、分煙だとか子供の健康を守るためにどうするかということで今までずっとこられたと思います。

熊谷市の実際には2007年ですから、ちょうどもう10数年たっていますね。2007年といいますと、健康増進法が施行されて間もない時期だと思います。その時点で、大きく今までそれぞれ先ほどご指摘の数値に改善されたというのは、一定程度の法改正の部分も含めて、いろんな環境で改善されてきたことが大きな要因の一つだというふうに私は理解しています。

単純に検診だけの話というか、尿検診だけの話ではなくて、一定程度のいろんな環境をどうするかというのが大きな関係する部分だというふうに理解していますので、ただ、これからどういう手段として、その小学校4年生を対象に尿検診をして保護者にお子さんがコチニンの数値が高いですよという、そこまで教育委員会が指導できるかどうかというのは、疑問の部分を多少僕は持っています。家庭内にそこまで入り込めるのかどうかというのは、それは議論の部分があると思いますので、今、多くの都道府県も含めて、自治体自体が全体的に住民といろんな協議を進める中で、条例だとかいろんな制度の中で進めていくのがこれからの流れかなというふうに私どもは理解していますので、家庭までどこまで入っていくかというのは、ちょっと私もその指導といいますか、そこまではなかなか今時点では入り込んでいけないなというふうに認識していますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長(舘田賢治君) 深見君。

○4番(深見 迪君) できないという結論だけはっきり言わないでほしいなと思うのですけれども、これさっき私紹介したとおり、実施に踏み切ったら9割以上の家庭がそれを希望したというのですよ。できるのですよ。だから、家庭は拒否していないのです、もちろんそれに応じない家庭もあったかとは思うのですけれども。だから、どこまで家庭に入れるか、入っているではないですか。家庭での学習とか、朝飯は食ったかだとか、何時に寝ているかだとか、かなりの内容で調査したりして家庭の中に入っているわけですから、そういう意味では、子供の健康を守るという点で今の答弁の最後の部分はいただけないなというふうに私思いますよ。いや、もうちょっと待ってください。

ここに、ことしの2月16日の釧路新聞、1面の下のほうに「余塵」というのがありますよね。ここに書かれたのですけれども、釧路市が昨年の秋の健康まつりで募集した健康川柳、わかっちゃいるけどやめられない生活習慣部門の子供の部大賞、とった子がいるのです。1年生の子なのですが、その川柳は「パパきいて たばこのけむり くさいから」。これで、子供の部大賞、わかっちゃいるけどやめられない生活習慣部門の子供の部大賞をとったのですね。それが釧路新聞にこうやって出されている。吸わされる煙、単なる悪臭ではない、健康被害の原因だと厚労省の最新のたばこ白書16年版は記す。病名は脳卒中、肺がん、小児の呼吸器疾患、乳幼児突然死症候群など。ここに、相当力を最近は日本の国も入れてきていると。オリンピックを見てもわかるように、開催国の受動喫煙防止は国際慣行だというふうに言っていますね。こういう「余塵」の中で紹介された内容を見ても、大きな世論になってきているのです。

好きな人に吸うなということを私言っているのではなくて、子供の健康を守るというのは、教育委員会としても大きな柱の一つになっているわけでしょう。だから、どこまで入るかどうかというのは、さっき私言ったように、これは希望でやっているわけですから、希望でやっても9割以上の保護者がその検査を求めているわけですから、そういう時代にもう入っているのだということを認識されて、ぜひ考えていただきたいなと思うのですが、最後にどう

ですか。

- ○議長(舘田賢治君) 教育長・島田君。
- ○教育長(島田哲男君) お答えをいたします。

教育委員会で行っている子供の健康増進あるいは管理の部分について教育委員会でできることを一生懸命やるという部分と、先ほど授業の中でも健康管理について授業参観のときに 親御さんが来たときに、健康管理についての授業を行っていたり、そういった発信はいろいろしているわけであります。

実際に家庭の責務といいますか、先ほど事例も出されたとおり、親御さんに対して子供からのメッセージ、発信という部分と教育委員会で発信する部分と、議員が求めている尿検査の部分は、希望者といいながら、実際には希望者をするというのは、教育委員会が一部分だけでいいのかというよりも、先ほど言いました町全体で乳幼児を含めて、子供も含めてどういうスタンスでいくかというのが柱にないと、うちのほうはなかなかそこだけ切り取って4年生だけという話にはならない、希望者だけにならなというふうに理解していますので、ですから教育委員会としては家庭の協力が一番だというふうに理解しながら今進めている最中ですので、ご理解いただきたいと思いますけれども、あくまでも家庭の責務と教育委員会の責務がそれぞれありますから、その部分で双方理解しながら進めていくという部分で取り進めております。手段として尿検査まで現在は考えておりませんということで、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) これはまた質問します。

昨今、非常に話題になっている児童虐待の部分も含めて言えば、誰がどこまでの分野でというような話でもうなくなってきているわけでしょう。子供の健康を守るためにこれが有効だという熊谷市の実践というのは、私は大いに学ぶべきだと。しかも、保護者もきちっとついてきているわけですよね、9割以上の尿キットを出すわけですから。だから、その辺は、もう一度私、論点を整えて質問したいと思いますけれども、ぜひ勉強と検討をしていただきたいなということを申し述べまして、最後の質問に入りたいというふうに思います。

最後の質問は、これはちょっと同僚の議員とダブる部分がありますので、できるだけ重複 しないような形でいきたいと思うのですが、とりあえずは一般質問を出してしまいましたの で、答弁も用意されていると思いますので、答えていただいて。

自治体の非正規職員の手当や労働環境の改善を図るべきというテーマで、「会計年度任用職員制度」が2020年4月から導入されますが、自治体で働く臨時職員や非常勤職員が会計年度任用職員に一本化される問題で懸念や不安があります。本町の場合どのような内容になるのか、具体的に伺います。特に、この制度の導入で、いわゆる「官製ワーキングプア」がなくなると考えてよろしいでしょうか。

当初は、「会計年度任用職員制度」の施行で、臨時職員にも「一時金が出せるようになる」

といった「改善面」、よくなったなと私も思いましたが、これが強調されていましたが、この 点についての国の財政的措置は確約されているのでしょうか。

本町の臨時職員は雇用中断(空白期間14日間)がありますが、これは連続して雇用していることで退職手当等を逃れる目的があると考えますが、どうですか。

また、臨時職員の年休付与についても雇用中断を理由に繰り越しを認めていない実態はありますか。もしあれば、繰り越しを認めるべきではないですか。

自治体の非正規職員は、一般事務はもとより保育、給食調理、看護師などに広がり、恒常的業務を担っています。これらの職種は、本来、正職員とすべきものであり、今度の法改正を機に手当や労働環境の改善を図るべきではないですか。

「マニュアル」では「同一労働同一賃金ガイドライン案を踏まえ」となっていますが、これにより正規、非正規の差は解消されるか、所見を伺います。

○議長(舘田賢治君) 町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 4番、深見議員の自治体の非正規職員の手当や労働環境の改善を図るべきとのお尋ねについてお答えします。

1点目の会計年度任用職員に一本化される問題で、本町の場合どのような内容になるかのお尋ねですが、国が示す基本的なところは、会計年度任用職員には一般職に適用される各規定が適用されることになり、具体的には服務に関する規定である服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、営利企業等への従事等の制限が適用されることになります。また、募集、採用に当たっては、平等扱いの原則を踏まえ、年齢や性別にかかわりなく均等な機会を与える必要があり、給付に関しては、職務給の原則、均衡の原則等に基づき支給することが求められています。このほか勤務時間及び休暇、健康診断、研修、社会保険及び労働保険、人事評価等についても適切に取り扱うこととされています。

会計年度任用職員は、非常勤の職として正職員とは職務の内容や責任の度合いが異なる設定となり、また、標準的業務の量に応じ、1週間当たりの勤務時間が正職員と同一(38時間45分)であるフルタイム会計年度任用職員と、1週間当たりの勤務時間が正職員よりも短いパートタイム会計年度任用職員に区別されることとなります。

本町における内容については、先ほど鈴木議員の質問でもお答えしたとおり、これまで臨時・非常勤職員の任用状況調査を行い、正職員との均衡を考慮しながら、職の整理・設定、給料表の設定、諸手当の支給の有無、休暇の設定等の検討を行っているところでありますので、ご理解をお願いいたします。

また、いわゆる官製ワーキングプアがなくなると考えてよいかのお尋ねですが、現在の非常勤と臨時職の職は原則的に会計年度任用職員となるものと考えており、先ほどご説明したとおり正職員とは職務の内容や責任の度合いが異なる設定となるので、給料水準もその職務と類似する非常勤職員の給料水準との均衡をとりながら、定めるべきものとされております。

ですから、この運用が実現したときには、正職員との均衡のもとで実際の職務内容や責任に 合った給料水準となるものと理解しております。

2点目の国の財政的措置は確約されているのかのお尋ねにつきましては、国との質疑応答の中でも、各自治体の会計年度任用制度を調査、把握した上で地方財政措置を検討していくという回答しか得ておりませんので、ご理解をお願いいたします。

3点目の臨時職員の雇用中断と年休の繰り越しのお尋ねでありますが、臨時職員の任用につきましては、地方公務員法第22条第5項により「人事委員会を置かない地方公共団体においては、任命権者は、緊急の場合または臨時の職に関する場合においては、六月をこえない期間で臨時的任用を行うことができる。この場合において、任命権者は、その任用を六月をこえない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。」とされていることから、連続して雇用する場合には1年未満での任期として雇用しているものであります。

退職手当等を逃れる目的があると考えるがとのご指摘ですが、あくまでも規定上定められ た雇用の期限を守るための措置と理解するところです。

年休につきましては、任用が6カ月目までは1カ月に月1日、任用7カ月目には4日、8カ月目、9カ月目に1日とし、最大で12日間を付与し、更新時の年休の繰り越しについては認めているところであります。なお、1年を経過した後、再度同じ者が任用されたとしても新規の任用となるため、任用切れ前の休暇日数を繰り越すことは制度上容認されませんので、ご理解願います。

4点目のこのたびの法改正を機に手当や労働環境の改善を図るべきとのお尋ねですが、本町における会計年度任用職員の制度設計につきましては、繰り返しになりますが、正職員との均衡を考慮しながら、職の設定、給料表の設定、諸手当支給の有無、休暇の設定等の検討を行っているところですので、ご理解をお願いします。

5点目として、同一労働同一賃金ガイドライン案を踏まえることで正規、非正規の差は解消されるのかというお尋ねですが、担当する職務の質や量、責任度合いなど正規職員と異なる以上は待遇についても異なるものになるというのが今回の制度設計と認識しているところであります。

- ○議長(舘田賢治君) この際、再質問があれば許します。 深見君。
- ○4番(深見 迪君) これ、鈴木議員に対する答弁を聞いていても非常に漠然としていて、 具体的な答弁は一つもなかったですよね。

率直に言って、今までほとんど、さっき鈴木議員も言われていましたけれども、例えば保 育士で担任を持っている人たちは、一覧表に名前載ってきませんよね、臨時職員の場合は。 ああいう人たちというのは、今度の改正で何か変わるのですか。

私、手引を読んだのですけれども、マニュアル含めて100ページ以上ありますよね。本当に 難しくて、一体うちの臨時職員の場合、何がどう変わるのだという、何かいいことがあるの かということを率直に聞きたいのですけれども、それは1点目に書いてある、特にこの制度 での導入で、いわゆる官製ワーキングプアがなくなると考えていいのかと。今の臨時職員の 使われ方というのは、僕は官製ワーキングプアだと思っていますけれども、今回の改正で、 うちの臨時職員の場合、何がどういうふうに変わるのか、例とかを出してそのことをもうち ょっと具体的にわかるように言ってもらえませんか。それとも全然変わらないのか、変える 気がないのか。ちょっと今のは言い過ぎた。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

現状とどう変わるのかというのが質問の大きな柱だというふうに理解をしての答弁でありますけれども、既にご案内のとおり、こちらからの答弁、漠然としているというご指摘がありましたけれども、議員のほうからご指摘いただいているように、期末手当等の給付が可能になるとか、各種手当の支給が可能になるとか、そういった部分のプラス面は言われております。先ほどの答弁の中でも、現状100人いる方が100人どういうふうになるかというところまで申し上げることができないというふうに言ったのは、それぞれの自治体に委ねられている給料水準等の設定あるいは職務内容の設定、それらについてまだ詳細が決まっていないからであります。

今、では具体的な例示がありました臨時職員である保育士の皆さん、中には担任を持っている方もいるという、そういう現状でありますけれども、これらの方については、新しい制度の中では恐らくフルタイムかパートタイムの会計年度任用職員とせざるを得ないだろうと。あるいは、常にある職務については一般職の職員で常勤の職員で対応しなければいけないというのが地公法の原則ですから、これは定数の問題、それから財政面の問題、いろいろ課題はあるのですけれども、そういう正職員化というのももちろん考えていかなければいけない課題なのだろうなというふうに思っております。ただ、これに関しては、過去の議会答弁でもあったとおり、変動する保育の需要に関して、たまたまその年が多いからといって簡単に正職員をふやすというのは、将来的な財政運営上好ましいものではないという、そういう判断のもとでこれまで臨時職員等の制度を使いながらやってきたということもありますので、そういった過去の歴史的な部分、総括も含めて検討していかなければいけないというふうに考えております。

変わるのか変わらないのかというと、間違いなく劇的な変化が起きるというふうに私は考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

- ○議長(舘田賢治君) 深見君。
- ○4番(深見 迪君) この質問をした趣旨は、手当を含めた賃金、それから休暇等の労働条件、正規職員との均等待遇を基本に改善してくださいと私は思うのです。同一労働同一賃金は国も言っているわけですから、だとすれば、正規職員との均等待遇というのは基本だと。そのことを念頭に置いて、ぜひ改善していただきたいと。

それから、正規職員とほぼ同様の業務を行っている非正規雇用職員、この人たちを正規化する道筋をぜひつけてもらいたいということなのです。当然、財政的な裏づけも出てくるかと思うのですけれども、それで難しくて6月とかなんとかかんとかといって普通に必要な職員を、いつ聞いても臨時職員は本当に大事な職員ですと歴代の町長は答えるのですけれども、だけれども、それに見合った待遇はしていない。だから、この間だって、保育所の保育士が少なくて、10日連休、これはまた違う趣旨で言っているのですけれども、保育士が本当に少ないので困っているのだと。当たり前ですよ。こういう状況で進んでいけば当たり前の話なのです。

それで最後に、これから詳細を決めていきたいのだと。この詳細を決めるのは、どこで誰がどのような過程で決めていくのか、そして、それはいつごろ決まるのか、そのことについて答えてほしいし、ここにも職員労働組合というのはありますよね。そことの話し合いも当然するわけでしょう。だから、それも含めて、どういう手順で、いつ詳細が決まるのか、それだけ教えてください。

- ○議長(舘田賢治君) 総務課長・牛﨑君。
- ○総務課長(牛﨑康人君) お答えいたします。

この先のスケジュールの関係でありますけれども、国のほうから示されているマニュアル の中にも、総務省の役割、それから各地方公共団体ごとの役割というのがタイムテーブルと して、スケジュールとして提示されております。ただ、それは特殊な職の募集、31年の春で すか、この春に募集を開始しなければいけないような職があるという想定でつくられており まして、本町においてはそういった職は存在しないという、そういう認識でおりますので、 国が示しているマニュアルに対しては6カ月前後の猶予期間があるのかなというふうな理解 でおります。ただ、いずれにしても、各種各関連条例の一部改正等々がありますので、9月 あるいは12月ぐらいの議会にはお示しする必要があるのではないかということで、今のとこ ろ作業を進めたいというふうに考えております。また、一部改正であれば、場合によっては 3月までずれ込む可能性もあるのですけれども、ただ、募集が絡んでくることもありますの で、早目早目にしていかなければいけないのかなというふうな理解でいるところであります。 そういった後ろのスケジュールからすると、この4月、5月ぐらいには制度の骨格を決め ていかなければならない。それから、その手法につきましては、昨年8月に現状の調査を行 わせてもらったというふうにお答えしているところでありますけれども、それはペーパーを 出してもらうということで、あるいは若干のヒアリングを担当レベルでやっているのですけ れども、それぞれの個別の職について担当課長とやりとりをしながら、その業務量とか責任 度合いとか、そういうものをはかりながら、新しい制度の中で会計年度任用職員がフルタイ ムなのか、パートタイムなのか、あるいは臨時的任用という場合もあるのか、あるいは将来 的なスケジュールをつくりながら正職員化を図るべきなのか、そういったことを決めていき たいなというふうに考えております。

(「終わります」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 以上で4番、深見君の一般質問を終わります。 以上をもって一般質問を終了いたします。 休憩いたします。

> 休憩 午後 2時15分 再開 午後 2時20分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第1号

○議長(舘田賢治君) 日程第2。報告第1号を議題といたします。 本件について内容の説明を求めます。

総務課長·牛﨑君。

○総務課長(牛﨑康人君)(登壇) 報告第1号の内容についてご説明いたします。

北海道市町村総合事務組合は、共同処理する事務と共同処理する団体が事務ごとに異なる、 いわゆる複合的一部事務組合であります。

今般、総務省から、地方自治法上、複合的一部事務組合は、市町村及び特別区しかこれを 設置することができず、北海道が構成員となっている一部事務組合並びにそれらの一部事務 組合を構成員とする一部事務組合は、複合的一部事務組合である総合事務組合に加入できな いことから、早急に必要な見直しを行うよう助言があり、これをうけて、適法状態にない現 行の北海道市町村総合事務組合規約を廃止し、新たに規約を制定する必要があることから、 平成31年1月21日付けで専決処分したものです。

制定内容については、加入要件を欠く、石狩東部広域水道企業団及び石狩西部広域水道企業団並びに北海道市町村職員退職手当組合の3団体を別表から削除するとともに、ほかの地方公共団体から事務の委託を受けられる旨を条文に加え、また、平成29年度、平成30年度中に構成団体の名称変更等があったものについても必要な手当てをするものです。

それでは、議案書1ページをお開き願いたいと思います。

報告第1号 専決処分した事件の承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるというものです。

次ページにまいります。

2ページは専決処分書写しであります。

北海道市町村総合事務組合規約を別紙のとおり制定する。

上記事件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成31年1月22日であります。

3ページは規約本文であります。

北海道市町村総合事務組合規約

第1章は総則です。

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、北海道市町村総合事務組合(以下「組合」という。)という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、別表第1に掲げる市町村・一部事務組合及び広域連合(以下「組合構成団体」という。)をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、別表第2の右欄に掲げる組合構成団体の同表左欄の事務を共同処理する。 (組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、札幌市中央区北4条西6丁目2番地、北海道自治会館内に置く。 第2章は組合の議会です。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員(以下「組合議員」という。)の定数は15人とし、次の各号に定める者をもってあてる。

- (1)組合構成団体である関係市の長 1人
- (2)組合構成団体である町村の長 14人

(組合議員の選挙)

第6条 関係市の長の組合議員については、組合構成団体である関係市の長においてこれ を互選する。町村の長の組合議員については、各地区町村会長の職にある者をもってあてる。

2 関係市の長の組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行う。第7条第2項の規定により町村の長の組合議員が組合管理者となり、組合議員に欠員を生じた場合は、前項の地区町村会副会長の職にある者をもってあてる。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、2年とする。ただし、補欠議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 組合議員である組合構成団体の長が、当該構成団体の長の職を失ったとき、もしくは 当該地区町村会長または副会長の職を失ったときは、前項の規定にかかわらず組合議員の職 を失う。第9条第2項の規定により組合管理者に選任されたときも、また同様とする。

(報酬)

第8条 組合議員には、報酬は支給しない。

第3章 組合の執行機関

(管理者及び副管理者)

第9条 組合に管理者及び副管理者各1人を置く。

- 2 管理者は、北海道町村会長の職にある者をもってあて、副管理者は、管理者が組合の 議会の同意を得て選任する。
 - 3 管理者及び副管理者の任期は、2年とする。
 - 4 管理者は、組合を統轄代表し、組合の事務を管理執行する。
- 5 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 管理者及び副管理者がともに事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ管理者の指定した者がその職務を代理する。
 - 7 管理者には、給料を支給しない。

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を1人置く。

2 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから管理者が任命する。

(事務局)

第10条 組合に事務局を設け、事務局長及び職員を置く。

- 2 前項の職員は、管理者がこれを任免する。
- 3 第1項の職員の定数は、条例でこれを定める。

(監査委員)

第11条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、識見を有する者及び組合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあっては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあっては組合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。
 - 4 監査委員は、非常勤とする。
 - 5 組合議員のうちから選任される監査委員には、報酬を支給しない。

第4章 組合の経費の支弁の方法

(経費の支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1)組合構成団体の負担金
- (2)組合の財産から生ずる収入
- (3) その他の収入

(組合構成団体の負担金)

第13条 組合構成団体は、第3条に規定する業務に要する経費に充てるため、条例で定めるところにより負担金を納付しなければならない。

第5章は雑則で第14条は事務の受託の規定ですが、今般の3団体からの申し出がありまして北海道市町村総合事務組合が事務の受託を可能にするための条文であります。

第5章 雑則

(事務の受託)

6ページにまいります。

第14条 組合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条の規定において準用する同法 第252条の14第1項の規定による事務の委託の申出がなされたときは、これを受託することが できる。

(管理者への委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、この規約の実施に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則といたしまして、

- 1 この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可のあった日から施行する。
- 2 北海道市町村総合事務組合規約(平成7年3月7日市町村第1973号指令)は、廃止するというものであります。

続いて別表第1と別表第2がありますけれども、記載のとおりでありますので表の読み上げは割愛させていただきますけれども、冒頭説明させていただきました団体を削除、それから、平成30年に解散した十勝環境複合事務組合が削除されております。また江差町ほか2町学校給食組合が江差町・上ノ国町学校給食組合に、西胆振消防組合が西胆振行政事務組合に名称変更されて新たに制定されてございます。

以上で、報告第1号の内容の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本件の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。 これより、本件を採決いたします。 本件を承認してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、報告第1号は承認されました。

◎議案第3号

○議長(舘田賢治君) 日程第3。議案第3号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

農林課長 • 村山君。

○農林課長(村山裕次君)(登壇) 議案第3号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、中オソベツに設置した「標茶町農業研修センター」について、指定管理者による 管理運営を行うために、地方自治法の規定に基づき、議会のご承認をいただきたく提案する ものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書をご覧いただきたいと思います。

議案第3号 公の施設に係る指定管理者の指定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称及び所在地

名称 標茶町農業研修センター

所在地 標茶町字オソツベツ982番地2

2 指定管理者となる団体の名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地

名称 株式会社TACSしべちゃ

代表者 代表取締役 千葉孝一

所在地 標茶町開運9丁目6番地

3 指定期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日

指定管理者となる者は平成30年度と同じく株式会社TACSしべちゃでありまして、概要につきましては、別冊の議案説明資料1ページ記載のとおりであります。

ご案内のとおり、当該施設は平成28年度から本年度までTACSしべちゃを指定管理者に指定し運営してまいりましたが、この間の管理運営は、施設の効率的運用と効果発揮につながっており、さらに計画的な運営が図れるよう、これまで3年間の指定管理から5年間の指定管理をさせたいというものでございます。

以上で、議案第3号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第3号は原案可決されました。

◎議案第4号

○議長(舘田賢治君) 日程第4。議案第4号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長・穂刈君。

○教委管理課長(穂刈武人君)(登壇) 議案第4号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図るため、 平成31年4月1日より幼稚園入園料及び保育料を無料化とするため条例改正をご提案するも のであります。

なお本案につきましては、2月25日開催の第2回定例教育委員会において議決をいただい ておりますことを申し添えます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第4号 標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例の制定について標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。 次のページをお開きください。

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の一部を改正する条例

標茶町立幼稚園入園料、保育料条例(昭和53年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

別冊の議案説明資料2ページの条例新旧対照表もあわせてご参照ください。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

(入園料、保育料の徴収の特例)

第7条 第2条の規定に関わらず、園児及び保護者が標茶町に住民登録を有し、かつ居住 している場合の入園料及び保育料は無料とする。

附則といたしまして、

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の標茶町立幼稚園入園料、保育料条例の規定は、平成31年度以 後の入園料及び保育料から適用し、平成30年度までの入園料及び保育料については、なお従 前の例によるというものであります。

以上で、議案第4号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第4号は原案可決されました。

◎議案第5号

○議長(舘田賢治君) 日程第5。議案第5号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君)(登壇) 議案第5号、標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部 を改正する条例の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成31年度より国の新規就農者への支援制度の対象年齢が現行より5歳引き上げ

られることとなったため、本町においても国に準じ条例内の年齢を5歳引き上げの改正をしようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第5号 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例の制定について 標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するもので す。

次ページをお開きください。

標茶町新規就農者誘致特別措置条例の一部を改正する条例

標茶町新規就農者誘致特別措置条例(平成7年標茶町条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項及び第2項中「おおむね40才以下」を「おおむね45才以下」に改める。

附則といたしまして、

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

改正箇所については、別冊の議案説明資料3ページに新旧対照表がありますのでそちらを ご覧いただきたいと思います。

第2条第1項と第2項に改正がございまして、右側改正前の下線部を左側改正後の網掛け部分のように、「おおむね45歳以下」とするものです。

以上で、議案第5号の提案趣旨並びに内容の説明について終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

11番・本多君。

- ○11番(本多耕平君) ただいまの説明でおおむね40才が45才にするという、この内容ですと標茶町の特別条例というように思いますけれども、説明の中では国がうんぬんというお話だったので説明を願いたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

国の制度、次世代人材投資事業というのものがございまして、それの年齢が45才から50才 未満にひき上げられたということで、町としましても同じく5才、制度とあわせて40才から 45才に引き上げるということでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 11番・本多君。
- 〇11番(本多耕平君) ちょっと私も頭の回転が悪くなってきましたけれども、この標茶の唯一の特別措置条例ですから、それは国に準じないとならないわけですか。この年齢というのは。新規就農者誘致特別措置条例ということで標茶の条例が決まっているわけで、この中で40才から45才になったというふうに、標茶の条例だと思うわけですけれども。今の説明で

は国の施策の中でのおおむねの年代が40から45に上がったから標茶もその措置条例に準じる んだという方法ですけれども。そういうふうな理解でいいんですか。この標茶の措置条例と いうのは国に準じなければならないものなんですか。

- ○議長(舘田賢治君) 農林課長·村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

今実際に新規就農者誘致の場合ですね、今言った次世代事業というのを使わせていただいていますので、その事業が5才引き上げるということになりましたので、町としてもそれに並んで5才ひき上げたいということであります。

(「最後ですか」の声あり)

(「もう1回いい」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) 11番・本多君。
- ○11番(本多耕平君) なんで、この次世代事業、国がですね40才から45才にひき上げたのかなということと、もう1点ですね新規就農の場合、45才でもし就農した場合ですね、今農業者の移譲なんていうのは60才で移譲ということになっていますけれども、もし個人的にですね新規就農した場合、45才で標茶のほうで就農した場合においては短期間のうちにですね、農業というものを確立しなきゃならないか、もしくはどうなのかなという、本当にこの45才というのが本町の場合可能なのかどうか、45才までひき上げてしまってね。そんなことも含めてちょっとお聞きをしたい、最後です。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

45才の就農というのが標茶で可能かと言われますと、不可能ではないと考えております。 ただやはりですね、若い世代というか30代、40代になる前に就農したほうが標茶町は酪農が 基幹産業でありますので、そこについては初期投資も大きいということもございますので、 やはり若年で就農していただくのがやはり1番ベストだなと考えておりますが、例えば40才 を過ぎて新規就農をやりたいという方も中にはおりますので、そういう意味では40才過ぎた から必ずだめですよというふうには私的にはならないのではないかなというふうに考えてお ります。

○議長(舘田賢治君) 答弁もれがある、課長。なんで国が45才にしたのだという理由をいってください。なんでひき上げたのか。

農林課長・村山君。

○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

国がと言いますか、先ほど言いましたが次世代事業をうちが活用している以上、それにな らって5才ひき上げたことをうちも国に準じて5才ひき上げるということの考えです。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 2時48分 再開 午後 2時52分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

今、人材不足等もありまして、幅広く人材を求めるということも考えられますし、この制度的には酪農だけじゃなくて畑作、花き、果樹とかいろんなものにも人材投資事業を使えますので、そういう意味も含めまして今年齢が高くなってもそういう酪農以外の事業をですね使える幅を持たせるということで、今回制度が改正されたと。それにあわせてうちのほうも将来的にそういうふうになる可能性も先ほどありました45才でもできないことはないということでありますので、とりあえずうちもそれにならって5才ひき上げたということでございます。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第5号は原案可決されました。

◎議案第6号

○議長(舘田賢治君) 日程第6。議案第6号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 • 伊藤君。

〇保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第6号の提案趣旨並びに内容について、ご説明 いたします。

本案につきましては、平成31年1月30日に公布されました「災害弔慰金の支給等に関する 法律施行令の一部を改正する政令」が、平成31年4月1日に施行されることに伴い、標茶町 災害弔慰金の支給等に関する条例について所要の改正をするものです。

同法により年3%と定められている災害援護資金の貸付利率が、「年3%以内で、市町村の条例で定める利率」と改正され、被災者の返済負担軽減し、被災者支援の充実強化を図ることとされましたので、本町におきましては条例に、「年3%以内で町長が別に定める率」と定め、規則において、保証人がある場合は、無利子とし、保証人がいない場合は、年1%と規定し、また、償還方法が拡充されたことにより、新たに月賦償還による償還方法を追加し、あわせて保証人の要件が緩和され、災害援護資金の貸付条件の一つである連帯保証人の必置義務を撤廃したことによる所要の改正をあわせてするものです。

なお、改正は平成31年4月1日からとするものです。

以下、内容について説明いたします。

議案書の21ページ及び議案説明資料4ページをお開きください。

なお、議案説明資料につきましては、新旧対照表となっておりますので、あわせてご参照 ください。

議案第6号 標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町災害

・
慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものです。

次ページにまいります。

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例(平成23年標茶町条例第14号)の一部を次のように改正するものです。

改正本文にまいります。

第14条にかかわる改正は貸付利率に関するものです。

第14条中「年3パーセント」の次に「以内で町長が別に定める率」を加える。

次の第15条にかかわる改正は償還方法及び保証人に関するものです。

第15条第1項中「または半年賦償還」を「償還、半年賦償還または月賦償還」に改め、同 条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附則としまして、

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の標茶町災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第 3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対 する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の 世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。 議案資料でございますけれども4ページでありますが、左改正前の下線部分が右改正後の 網掛部分に改正になるというものでございます。

以上で、議案第6号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

- ○10番(平川昌昭君) 今回の被災者に対する災害についてですね、これ貸付制度とかその制度の中の利子の3%以内ということで。これは町長が別に定める率というのは無利子もあり得るということ、その今まで3%だったのが3%以内で町長が別に定める利率ということは具体的にはどういうふうな解釈ですか。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

本条例の改正のもととなります、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部を改正する令につきましては、第8次地方分権一括法により地方公共団体に義務付け、枠づけのみなし等によって改正された部分でございまして、町長の判断を拡大したというような内容でございまして、もともとこの法律に基づいては3%という定率の規定だったのを3%以内で町村長が条例で定めるというふうに変わったことに対しまして、町のほうで保証人のいる場合と保証人のいない場合ということで、利率を変更させてもらったということでございます。

- ○議長(舘田賢治君) 10番・平川君。
- ○10番(平川昌昭君) 今説明の中で3%だったのを3%以内に町長が別に定めますよと、 金額だとかそうではなくて、じゃあ無利子でも十分あり得ると。金額だとか災害の条件によってはそれは無利子でという判断もできるということで、そういう理解もできますね。そういうことですかということを聞いているのです。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長·伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) 先ほど説明した中で、大変申し訳ありません。

現状、無利子もあり得るということで、町としては先ほど説明申し上げましたとおり保証 人がある場合と保証人がない場合で差をつけまして、保証人がある場合については無利子と いういうことで規則で定めたいと思っております。

- ○議長(舘田賢治君) 10番・平川君。
- ○10番(平川昌昭君) 具体的にこの文言整理をしないと、保証人がいるときは利子はつきませんよと町長が認めると、保証人がいらない場合は3%以内、ゼロから3%の中で利子というのかそういう条件ですよと、きちんとそうなっているということですか。ここのところをはっきりしないと、曖昧性があるということです。例えば貸付制度はこれだけにかかわらずこの辺の利子のあり方だとか、保証人がいるいらないというは大変、受け止め方がまちま

ちになると誤解が生じるということですね。もちろん弔慰金の支給というのは活用されなき や望ましいんですが、これからわからないですからきちんと整理していただきたいと思いま す。これ最後ですから、きちっとうまく上手に。

- ○議長(平川昌昭君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

町条例で規定しています、災害援護資金貸付の中で当初、法令改正する前には3%とする ということで限定してうたっていました。

これを法律が変わったことによって3%以内で町長が定めるというような規定に変更させてもらいました。その中で本町ではこの3%以内の率を規則で定めるということにさせてもらいまして、規則では保証人がある場合は無利子として、保証人がいない場合は年1%という率を適用させて運用していきたいということでございまして、あくまでも条例でいう災害援護資金の貸付という部分でございます。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 9番・鈴木君。
- ○9番(鈴木裕美君) 資料説明のときに改正前の3番ですね、15条の3番で償還免除、保証人でこれが改正後についてはこの保証人という文言がなくなりましたよね。説明のときに連帯保証人という言葉を確か使っていたと思うのですけど、通常の保証人と連帯保証人というのは違うと思うのですよね。連帯保証人というのはあくまでも全責任を負わなきゃならないということになるもんですから、その辺の考え方を伺っておきたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長·伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

改正前のですね、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正する政令、この中で 保証人がなくなりました。これにつきましてもご説明が大変申し訳ありませんけれども、町 村長の判断で保証人を設定することができるというようなことになっておりまして、今回そ れを適用させまして保証人のあるなしでこの利率を変更するというようなことで対応したい 考えているところでございます。

基本的に、国でいうもともとの保証人と連帯保証人とは同一的な考えでございまして、これを国のほうはなくしたということでございます。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第6号は原案可決されました。

◎議案第7号ないし議案第13号

○議長(舘田賢治君) 日程第7。議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議 案第11号、議案第12号、議案第13号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第7号の提案趣旨についてご説明いたします。 本案につきましては、平成30年度一般会計補正予算(第5号)であります。年度末を前に各款、項、目にわたり精査を行い、可能な限り決算数値に近づけるよう計数の整理を行い、また現状において急を要するものについて追加をするもので、歳入歳出それぞれ1億7,615万3,000円を追加し、総額を119億7,626万2,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものは、育成牧場経費で1,166万円、道営草地整備事業負担金(標茶西地区) 2,494万1,000円、同(標茶南部地区)1,636万円などであります。なお減額につきましては、 事業実績等に基づく精査となります。

基金積立てとして、町有施設整備基金に1億5,000万円、減債基金1億1,181万5,000円を追加しております。

他会計への繰出し等につきましては、後期高齢者医療特別会計5万円の減額、介護保険事業特別会計は、606万8,000円の減額、下水道事業特別会計は242万9,000円の減額であります。

一部事務組合負担金につきましては、釧路北部消防事務組合で3,306万1,000円の減額、川上郡衛生処理組合で4万1,000円の減額であります。

歳入につきましては、町税をはじめそれぞれの特定財源を見込むとともに、地方交付税の 増額により収支バランスを図ったところであります。

また、継続費1件、繰越明許費4件、債務負担行為で2件の補正提案をいたしております。 以下、内容についてご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算(第5号)

平成30年度標茶町の一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,615万3,000円を追加し歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ119億7,626万2,000円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の補正は、「第3表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第4条 債務負担行為の補正は、「第4表 債務負担行為補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書に従い、ご説明いたします。

17ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから4ページの「第1表 歳入歳出予算補正」については、ただいまの説明 と重複しますので説明を省略させていただきます。

5ページをお開きください。

第2表 継続費補正です。

10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校校舎防音事業。補正前の総額18億4,653万円。年割額ですが、30年度1億6,612万円、31年度9億1,110万5,000円、32年度7億6,930万5,000円を補正後の総額を17億4,198万7,000円。年割額を30年度1億6,612万円、31年度9億14万6,000円、32年度6億7,572万1,000円とするものです。

28ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校校舎防音事業。全体の計で申し上げます。 補正前の計、年割額は18億4,653万円、国道支出金11億6,880万8,000円、地方債6億7,760万円、一般財源12万2,000円、当該年度支出予定額1億6,612万円、当該年度末までの支出予定額1億6,612万円、翌年度以降支出予定額16億8,041万円。継続費の総額に対する進捗率ですが、30年度は9%、31年度は49.4%、32年度41.6%、計100%を補正後の年割額、計で17億4,198万7,000円、国道支出金10億9,093万9,000円、地方債6億5,090万円、一般財源14万8,000円、当該年度支出予定額1億6,612万円、当該年度末までの支出予定額1億6,612万円、翌年度以降支出予定額15億7,586万7,000円。継続費の総額に対する進捗率ですが30年度9.5%、31年度51.7%、32年度38.8%、計100%とするものです。

6ページをお開きください。

第3表 繰越明許費でございます。

6 款農林水産業費、1項農業費、事業名は畜産競争力強化対策整備事業、補正前はございません。補正後ですが5億5,288万2,000円。道営草地整備事業負担金(標茶西地区)、これも同

じく補正前はございません。補正後は2,250万円の追加。道営草地整備事業負担金(標茶南部地区)、補正前はなしで補正後1億7,000万円の追加。道営経営体育成基盤整備事業(通作条件整備型(基幹農道整備(保全対策型)))負担金(西熊牛地区)、これも同じく補正前はなしで157万5,000円を追加するものです。

次のページをお開きください。

第4表 債務負担行為補正でございます。

事項は標茶町農業研修センター指定管理料、補正前はなしで補正後の期間は31年度から35年度までで、限度額を1,750万円とするものです。次に農業後継者応援資金(平成30年度)、これも同じく補正前はなしで、補正後の期間ですが平成31年度から平成34年度まで。限度額は融資金3,700万円に対する利子補給(年0.3%)38万8,000円とするものです。

29ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の見 込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項は標茶町農業研修センター指定管理料、債務負担行為の限度額、補正後ですが1,750万円、当該年度以降の支出予定額、補正後ですが平成31年度から平成35年度までで、1,750万円、左の財源内訳ですが一般財源で1,750万円の追加。次に農業後継者応援資金(平成30年度)、債務負担行為の限度額、補正後でございますが融資金3,700万円に対する利子補給(年0.3%)38万8,000円、当該年度以降の支出予定額ですが平成31年度から平成34年度までで、38万8,000円、財源内訳ですが一般財源で38万8,000円の追加。合計では債務負担行為の限度額5億224万3,000円、前年度末までの支出(見込)額ですが当初と変更なしでございますが、3億3,581万6,000円です。当該年度以降の支出予定額ですが1億6,642万7,000円、括弧内の3,543万5,000円につきましては平成30年度の支出予定額となります。これは当初と変更はございません。財源内訳ですが国道支出金3,258万8,000円、一般財源で1億3,383万9,000円とするものです。

次のページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

このたびの補正では地方債の補正は行っておりませんが、25ページの公債費、元金の補正を行っておりますので、表中、当該年度中元金償還見込額に変更が生じておりますので、ご説明をいたしたいと思います。区分ですが、3その他(4)臨時財政対策債について、当該年度中増減見込の欄の右端、当該年度中元金償還見込額を677万円追加し、2億8,690万3,000円とするもので、当該年度末現在高見込額の補正前の額と補正後の額を35億4,790万3,000円とするものです。合計では当該年度中元金償還見込額、これにつきましても677万円追加し、9億3,744万3,000円とし、当該年度末現在高見込額の補正前の額及び補正後の額をこれにつきましては677万7,000円減額し、117億4,898万1,000円とするものです。

以上で、議案第7号の内容の説明を終わらせていただきます。

◎延会の宣告

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 3時40分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6番 松 下 哲 也

署名議員 7番 川 村 多美男



平成31年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程(第3号)

平成31年 3月12日(火曜日) 午前10時00分開議

- 第 1 議案第 7号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
 - 議案第 8号 平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算
 - 議案第 9号 平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算
 - 議案第10号 平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算
 - 議案第11号 平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 議案第12号 平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算
 - 議案第13号 平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算
- 第 2 議案第14号 平成31年度標茶町一般会計予算
 - 議案第15号 平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
 - 議案第16号 平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算
 - 議案第17号 平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第18号 平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第19号 平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
 - 議案第20号 平成31年度標茶町病院事業会計予算
 - 議案第21号 平成31年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君		2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君		4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君		6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多美男		君		8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	1	0番	平	Ш	昌	昭	君
1	1番	本	多	耕	平	君	1	2番	菊	地	誠	道	君
1	3番	舘	田	賢	治	君							

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町			長	佐	藤		彦	君
総	務	課	長	牛	﨑	康	人	君
企	画 財	政調	長	武	Щ	正	浩	君
税	務	課	長	服	部	重	典	君
管	理	課	長	相	原	_	久	君

農林課長 村山裕次君 農林課参事 柴 洋 志 君 修 君 住 民 課 長 松本 保健福祉課長 司 君 伊藤順 建設課長 狩 野 克 則 君 観光商工課長 多津美 悟 君 水 道 課 長 平間正通君 育成牧場長 常陸勝敏君 病院事務長 齊藤正行君 やすらぎ園長 中 村 義 人 君 農委事務局長 相 撲 浩 信 君 教 育 長 島田哲 男 君 教委管理課長 穂 刈 武 人 君 指 導 室 長 崎 浩 一君 社会教育課長 伊藤正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第7号ないし議案第13号

○議長(舘田賢治君) 日程第1。議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議 案第11号、議案第12号、議案第13号を一括議題といたします。

議題7案の提案理由の説明を求めます。

- ○議長(舘田賢治君) 住民課長·松本君。
- ○住民課長(松本 修君)(登壇) 議案第8号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)で、年度末を控え歳入歳出各款にわたり精査した結果、歳出では、諸支出金のその他償還金で、平成29年度療養給付費負担金が確定したことに伴う、償還金として1,649万2,000円の増額。一般会計繰出金では、インフルエンザワクチン費用など特別交付金として国保会計へ交付されるため、関係経費を本来支出している一般会計へ繰出しする163万6,000円と、平成29年度からの繰越金2,891万5,000円の繰越金清算残額1,055万1,000円を一般会計へ繰り出しいたします。

次に歳入ですが、インフルエンザワクチン接種等に係る北海道特別調整交付金の86万8,000 円の追加。

平成29年度からの繰越金は、2,781万1,000円を追加し、精算返還金等の財源として充当して収支の均衡を図るものです。

なお、本案につきましては、平成31年2月21日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に 関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づきご説明いたします。

別冊補正予算書をお開きください。1ページ目です。

平成30年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)

平成30年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,867万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を 歳入歳出それぞれ11億9,106万9,000円とする。 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたします ので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第11号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)で、平成30年度後期高齢者医療システム標準化方式追加対応に係る予算を追加するものです。

以下、別冊の補正予算書に基づき、ご説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

平成30年度標茶町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成30年度標茶町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出 それぞれ1億1,556万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づき説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算補正」は、ただいままでの説明と重複いたします ので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第11号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

- ○議長(舘田賢治君) 続いて、水道課長・平間君。
- ○水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第9号、平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正 予算(第2号)の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、歳出につきましては、公共下水道整備費の執行精査及び公債費の減額補正、それに伴い、歳入では、国庫支出金及び繰入金並びに町債の減額補正です。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度標茶町の下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。 (歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,694万8,000円を減額し、歳入歳出予 算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,517万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいご説明をいたします。

9ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と 内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債補正

起債の目的、1 公共下水道事業、補正前の限度額、1億1,660万円を補正後660万円減額 し、1億1,000万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じ です。

11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

変更合計額で申し上げます。

当該年度中増減見込み、補正前の額1億1,660万円を660万円減額し、補正後の額1億1,000万円。当該年度末現在高見込額、補正前の額22億278万2,000円を660万円減額し、補正後の額は21億9,618万2,000円です。

以上で、議案第9号の説明を終わります。引き続き、議案第12号の説明をいたします。

議案第12号、平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の提案趣旨並び に内容についてご説明いたします。

本案は、支出につきましては、事業費の執行精査による減額補正。収入につきましては、 事業費減に伴う負担金の減額、町債及び道支出金の増額補正です。また、繰越明許費1件、 地方債1件を提案しております。

以下、内容についてご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度標茶町の簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ380万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,697万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる 経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

以下、内容について歳入歳出補正予算事項別明細書にしたがいましてご説明をいたします。 10ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算補正」でございますが、ただいまの説明と 内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 繰越明許費

新規であります。

2款簡易水道事業費、1項簡易水道事業費、事業名は道営農地整備事業負担金、金額は2,750万円です。

5ページをお開きください。

第3表 地方債補正

起債の目的、1. 簡易水道事業、補正前の限度額3,200万円に850万円追加し、補正後の限度額を4,050万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。 11ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。変更合計で申し上げます。当該年度中増減見込み、補正前の額3,200万円に850万円を追加し、補正後の額4,050万円。当該年度末現在高見込額は、補正前の額3,710万円に850万円を追加し、補正後の額4,560万円です。

以上で、議案第12号の説明を終わります。引き続き、議案第13号の説明をいたします。

議案第13号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算(第2号)で、執行精査に伴う消費税及び地方消費税の増額補正、建設改良費の減額補正とこれに伴う企業債の減額補正を行うものです。

1ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算(第2号)

(総則)

第1条 平成30年度標茶町上水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的支出)

第2条 平成30年度標茶町上水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、支出、第1款水道事業費用、補正予定額8万3,000円の追加で、8,899万2,000円。第 1項営業費用、2万6,000円の減額で、7,917万3,000円。第2項営業外費用、10万9,000円の 追加で、931万9,000円。

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「4,862万3,000円は減債積立金1,075万8,000円、当年度 分消費税及び地方消費税資本的収支調整額207万8,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,578 万7,000円」を「4,899万3,000円は減債積立金1,075万8,000円、当年度分消費税及び地方消費 税資本的収支調整額199万5,000円及び過年度分損益勘定留保資金3,624万円」に改め、資本的 収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科目、収入、第1款、資本的収入、150万円の減額で520万円。第1項企業債、150万円の減額で520万円。

支出、第1款、資本的支出、113万円の減額で5,419万3,000円。第2項建設改良費、113万円の減額で、2,692万円。

2ページをお開きください。

(企業債)

第4条 予算第5条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的、配水管整備事業、補正前の限度額670万円を150万円減額し、補正後520万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法はいずれも補正前と同じです。

以下、内容についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

4ページをお開きください。

平成30年度 標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(補正後)(平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)です。変更となった項目だけ説明をさせていただきます。

- 1 業務活動によるキャッシュ・フロー、(1) 当年度純利益から(14) 利息の支払い額までの合計で申し上げます。補正前と比較して68万5,000円減の3,296万9,000円です。
- 次に、2 投資活動によるキャッシュ・フロー、(1) から(3) の合計で申し上げます。 補正前と比較して105万4,000円減のマイナス2,491万9,000円です。
- 3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)から(3)までの合計額で申し上げます。 150万円減のマイナス2,207万3,000円となります。
 - 4 資金増加額は補正前と比較して113万1,000円減のマイナス1,402万3,000円。
 - 5 資金期首残高は補正前と同じ2億3,566万8,000円。
 - 6 資金期末残高は補正前と比較して113万1,000円減の2億2,164万5,000円となります。 次の5ページをお開きください。

平成30年度 標茶町上水道事業予定貸借対照表(補正後)(平成31年3月31日)です。

資産の部。1 固定資産、(1) 有形固定資産から(2) 無形固定資産までの合計で申し上げます。補正前と比較して73万1,000円減の6億3,176万2,000円です。

2 流動資産につきましては、(1) 現金預金から (3) 貸倒引当金までの合計で申し上げます。補正前と比較して113万1,000円減の2億2,857万2,000円です。資産合計としては補正前と比較して186万2,000円減の8億6,033万4,000円です。

6ページをお開きください。

負債の部。3 固定負債から5 繰延収益までの合計額で申し上げます。補正前と比較して186万2,000円減の5億1,622万7,000円です。

次に資本の部。

6 の資本金と7の剰余金については補正前と同じ3億4,410万7,000円です。負債資本合計は補正前と比較して186万2,000円減の8億6,033万4,000円です。

3ページをお開きください。

平成30年度標茶町上水道事業会計補正予算実施計画でございますが、ただいままでの説明 と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第13号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 続いて、保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第10号の提案趣旨並びに内容について、ご説明 いたします。

本案は、平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)で、年度末を控え、保険事業及びサービス事業の2つの事業勘定につきまして、歳入・歳出の実績及びこれからの見込みにより所要額の精査を行い、このほか、介護サービス事業勘定では、サービス収入が減額となることから一般会計からの繰入額を増額するものであります。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

予算書1ページをお開きください。

平成30年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成30年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,418万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,629万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億6,344万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予 算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

以下、歳入歳出予算補正事項別明細書にしたがいまして説明いたします。

11ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」は、ただいまの説明と内容が重複しますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第10号の提案趣旨並びに内容について説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) これより議題7案の審議に入ります。

質疑は逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第7号から議案第12号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第7号の 歳出は款ごとに行います。

はじめに議案第7号、一般会計補正予算。

第1条、歳入、歳出予算の補正。

歳出から行います。

1款・議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、2款・総務費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、3款・民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

- ○9番(鈴木裕美君) 19ページの児童福祉総務の中の23節の償還金の関係ですけれども、 歳入でもこの支援が道と国と補助金がありますけれど、それとの関係なのでしょうか。ここ での償還金というのはどのようなことなのでしょうか。それと委託料の学童保育というのは 運営委託料ですが、どこへの運営委託料なのでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

23節の償還金利子および割引料につきましては、子ども・子育て支援交付金返還金につきましては学童保育の部分に係る返還金でございまして、平成29年度国庫補助金にかかわる返還金となっております。なお13節の委託料、学童保育所運営委託料につきましては、学童保育所の運営費にかかわる補助金でございまして、町から支出している委託料でございまして、標茶学童に対して2万5,000円、塘路学童に対しまして2万7,000円、磯分内学童に対しまして15万円、合計20万2,000円の増額となっております。

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、4款・衛生費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、5款・労働費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、6款・農林水産業費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

10番・平川君。

- ○10番(平川昌昭君) 農林水産費の中で6款2項3目ですから23ページ、造林費ということで出ておりまして、説明では34ページ、企画財政課長から説明を受けてちょっと改めてお聞きします。ここではですね新植、保育とも大きく減額となっていると同時にここで改めて造林事業合板・製材生産強化対策事業ということで、歳入でも100%事業債でここへ繰入れております。この事業というのは私もちょっとみたのですが、林野予算の第2次補正でTPP関連事業ということで林業予算が出てきたなということで、まあ新年度で聞こうと思ったのですけど、補正であえて引っ張ってきたというのは新規的に事業を何か考えて起こしたのかなということと、もう一度詳しくこの事業についてお聞きしたいと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

まず、新規の事業かということなのですが、これにつきましては造林事業の保育事業をみていただければわかるのですが、当初予定いたしました公共事業がつかなかったということがありまして、今言われた造林事業合板・製材生産強化対策事業で間伐事業を行ったということになっています。この合板・製材生産強化対策事業につきましては、合板・製材強化基金を原資とする基金事業でございまして、先ほど100%と言いましたが、これにつきましては決まった単価を掛けた事業になっておりまして、たまたま今回は100%の事業になっております。この事業に対してはですね、この間伐事業をだすに当たって道が対策強化計画に参加する木材加工施設に確実に入れることが要件となっております。

- ○議長(舘田賢治君) 10番・平川君。
- ○10番(平川昌昭君) 事業内容で1番気になるのは、木材加工施設へ速やかにするための間伐であると。そうすると公共的に木材加工施設というのはどこのことを指して木材加工施設に安定供給するための間伐、これ民間への木材加工施設というためのことをうたっているのでしょうか。
- ○議長(舘田賢治君) 農林課長・村山君。
- ○農林課長(村山裕次君) お答えいたします。

先ほど議員も言われたとおり、TPP関連でありますで、あくまでも民間のほうの施設に届くようにということでございます。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。5番・黒沼君。
- ○5番(黒沼俊幸君) 22ページの牧野管理費でありますが、委託料306万7,000円の内訳で 業務委託料154万8,000円及び堆肥切返し等委託料141万9,000円、これが減額になった主な理 由についてお聞きをいたします。
- ○議長(舘田賢治君) 育成牧場長・常陸君。
- ○育成牧場長(常陸勝敏君) お答えいたします。

委託料の中の業務委託料でございますが、ご案内のとおり、ことしの雪の状態が小雪ということで除雪が、一部業者委託も見込んだ予算請求をしておりました。業務委託の部分で除雪の部分については、まあ、けさ雪が降りましたがこれについても直営で除雪ができたということで、その部分での減額でございます。

それから堆肥切返し委託料でございますが、これについては、30年度につきましては基地内での移動をメインに作業をしたという中で直営での作業で結構まかなえた部分が大きな要因でございまして、業務委託としては減額としております。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 22ページ、6款1項5目11節、この飼料費1,265万5,000円ですか、 これふえているのですが、主な理由はどのようなことでしょう。

- ○議長(舘田賢治君) 育成牧場長・常陸君。
- ○育成牧場長(常陸勝敏君) お答えいたします。

飼料費の増額でございますが、大きな要因としまして、30年産の粗飼料の状態と言います か栄養価が低かったという部分が11月くらいから30年産の粗飼料を中心の給与体系になって いるんですが、その部分で飼料分析の結果としてエネルギー不足が生じるという部分で配合 飼料の増給をしております。それから哺育牛が想定より12月くらいから多く入ってきており ます。日平均で60頭くらいの想定より多い頭数が入ってきているものですから、その部分で ミルク、代用乳、人口乳の部分がかさんできているという部分の増額でございます。

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 30年度産の粗飼料を11月頃から給与を始めたながらエネルギー不足ということで、配合で飼料のエネルギー補填をおこなっているということはわかりました。もう一つ哺育牛についてなのですが、現在多和の哺育事業で取り扱っている牛の数、ミルクを飲ませている牛ですね、何頭いるわけですか。
- ○議長(舘田賢治君) 育成牧場長・常陸君。
- ○育成牧場長(常陸勝敏君) お答えいたします。

ミルクですから離乳までの期間でございます。ハッチ牛舎、ロボット牛舎までがミルク給与でございまして、合わせますと約60日くらいで離乳を目指しますが、まあ毎日のばらつきが当然ございますが、平均するとそこだけで250頭くらいの数になっております。

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 今250頭の牛を哺育しているということですが、このうちロボットでやっている部分と手でやっている部分があるかと思うのですが、何人ぐらいで哺育担当というのはおられるのですか。
- ○議長(舘田賢治君) 育成牧場長・常陸君。
- ○育成牧場長(常陸勝敏君) 哺育に従事する職員でございますが、女性を中心に哺育のほうには割り当てをしております。今現在、女性が5人、それからまあそう言いながらも牛の移動等ありますので、男性2人を付けていますが、男性については日々入れ替わる、女性も5人いますが、当然、休暇等もありますのでフルに入って4人、ですからあわせると5人体制、毎日の哺育については5人で対応している状況です。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、9款・消防費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、10款・教育費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、12款・公債費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、13款・諸支出金について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、14款・職員費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。 歳入、1款・町税から19款・諸収入まで一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

- ○9番(鈴木裕美君) 14ページの雑入の関係ですが、受託収入423万1,000円で保育所広域 ということで、他町村からの受入れだというふうに思うのですが、現在何人くらい受入れを しているか伺います。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長・伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

現在、総数で6名でございます。内訳としましては、別海町から2名、中標津町から2名、 千歳市から1名、釧路町から1名という状況でございます。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 6番・松下君。
- ○6番(松下哲也君) 14ページの15款の財産収入の中の不動産売払収入の中の1節の土地 売払収入ですか、町有地売払収入の中の1,840万1,000円の内訳についてお知らせいただきた いと思います。
- ○議長(舘田賢治君) 管理課長·相原君。
- ○管理課長(相原一久君) お答えいたします。

財産収入にかかわる土地売払収入でございますが、件数で5件でございます。内訳としましては、草地造成にかかわる部分といたしまして、オソベツ地区で1カ所、面積にしまして3,210平方メートル、金額にしまして1万2,840円。もう1カ所、草地造成で同じくオソベツ地区になりますが、面積で11万2,031平米、金額にしまして28万3,277円。宅地として1筆売払いしております。平和地区になりますが、面積で285.58平米、金額で162万5,765円。4カ所目になりますが、事業用地としまして、常盤地区で1カ所売払いしておりますが、面積で1783.03平米、金額で938万522円。最後になりますが、これも事業用地として売払いしており

ますが、開運で1カ所、面積が1,296平米、金額で710万9,485円。この5カ所を売払いしております。

以上でございます。

- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。 11番・本多君。
- ○11番(本多耕平君) 今の松下議員の関連でお聞きいたします。

今の説明でオソベツ地区の1筆が3,210平米と、もう1筆が11万二千三百云々と、11万2,000、かたや3,200、これの公募はなんだったんでしょうか、草地造成とお聞きいたしましたけれども、売払いの公募はなんだったんでしょうか。それとあと平米単価がどのくらいだったんでしょうか、お聞きいたします。

- ○議長(舘田賢治君) 管理課長・相原君。
- ○管理課長(相原一久君) 最初にお話しました3,210平米のほうですが、地目といたしましては山林、公簿地目山林となっております。平米単価につきましては平米4円で売却しております。それと2件目の11万2,031平米のほうですが、公募地目といたしましては原野となっております。こちらにつきましては、平米単価2円53銭で売払いしております。

以上です。

- ○議長(舘田賢治君) 11番・本多君。
- ○11番(本多耕平君) わかりましたけれども、この単価の山林が4円、一方11万2,031平米 は原野で2円53銭。これの算出の基準はどうなっているのでしょうか。4円と2円53銭にし たという原野、山林の違いだと思うのですけれど。算定基準を教えてください。
- ○議長(舘田賢治君) 管理課長・相原君。
- ○管理課長(相原一久君) 手元に詳しい資料を持ち込んでおりませんでしたが、私の記憶では近隣の売買実例、それと税の評価等を換算した中で売買単価を決めているというふうに考えておりました。
- ○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午前11時11分 再開 午前11時14分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 ほかに質疑ございませんか。

1番・櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) 14ページでお伺いしたいのですが、15款の2項2目1節、財産収入なんですよ。聞こうとしているのが、めん羊の収入が61万4,000円ほど減額になっているのですが、この主なる原因はなんでしょう。

- ○議長(舘田賢治君) 育成牧場長・常陸君。
- ○育成牧場長(常陸勝敏君) お答えいたします。

めん羊売払収入の減額理由でございますが、当初、出荷頭数として40頭程度の出荷を見込んでおりましたが、めん羊の増頭部分に向けての体制も整えたいという部分もありまして繁殖用の雌を残している状況もあります。その中で今年度については31頭の出荷にとどまる部分、それから、と畜料につきましては購入者の負担になるのですが、当初1頭当たりのと畜料1万5,000円という金額で想定しておりましたが、想定より安く1頭当たり7,000円から8,000円くらいのと畜料で済んでいるということもありまして、その部分で減額となっております。

- ○議長(舘田賢治君) 1番・櫻井君。
- ○1番(櫻井一隆君) 増頭のために若干置いて、それも販売できなかった部分にあるのか と思うのですが、最終的にはこのめん羊についてどの程度までふやしていくために今増頭計 画を立てておられるのか、具体的にありますか。

(何事かいう声あり)

- ○1番(櫻井一隆君) あとで総括で聞きますか。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第2条、継続費の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第3条、繰越明許費の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第4条、債務負担行為の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、以上で、議案第7号、一般会計補正予算を終わります。 次に、議案第8号、国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、9款・諸支出金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、歳入・歳出予算の補正。 歳入、3款・道支出金から6款・繰越金まで、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。 (「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、以上で、議案第8号、国民健康保険事業事業勘定特別会 計補正予算を終わります。

次に、議案第9号、下水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出1款・総務費から3款・公債費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳入、3款・国庫支出金から7款・町債まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第2条、地方債の補正について、質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、以上で、議案第9号、下水道事業特別会計補正予算を終わります。

次に、議案第10号、介護保険事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

保険事業勘定。

歳出、1款・総務費から4款・基金積立金まで、一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

11番·本多君。

- 〇11番(本多耕平君) 保険事業勘定の12ページ3款の地域支援事業の中で2目包括的支援 事業費の中で、19節負担金補助及び交付金の成年後見人制度利用支援補助金で84万4,000円の 減額になっております。これは当初どのくらいの計画をみて予算を組み、それであとどのく らいの実績があって88万4,000円の減額になっているのかをお聞きいたします。
- ○議長(舘田賢治君) 保健福祉課長·伊藤君。
- ○保健福祉課長(伊藤順司君) お答えいたします。

19節の成年後見制度利用支援事業補助金につきましては、後見等の開始の審判を受けた被後見人等が審判で決定した後見人に支払う報酬額の助成ということになっておりまして、当初4名を見込んでおりました。これが実際30年度におきましては、1名の利用がございまして、この1名は年額で26万円の支出をしているということで、その分にあてて、残り3名分を今年度減額するということでございます。

○議長(舘田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、保険事業勘定。

歳入、2款・国庫支出金から6款・繰入金まで、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第2条、歳入・歳出予算の補正。

介護サービス事業勘定。

歳出、1款・サービス事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

櫻井君。

○1番(櫻井一隆君) これでよかったのかな、ちょっとわからないので、11ページなので すが……

(何事かいう声あり)

- ○1番(櫻井一隆君) 違った。したら、失礼。
- ○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定。

歳入、1款・サービス収入から4款・繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

9番・鈴木君。

- ○9番(鈴木裕美君) 15ページの1款2項1目、通所生活ということで、デイサービスではないかと思うんですけど、減額されておりますけれど、それの減額理由というのはどういうことでしょう。
- ○議長(舘田賢治君) やすらぎ園長・中村君。
- ○やすらぎ園長(中村義人君) お答えいたします。

この減額279万円の内訳でございますけれども、当初見込みの収入予算が利用率が80%台を推移したことによる減額の補正となっております。利用率が低下したのが理由でございます。

(何事かいう声あり)

○議長(舘田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、以上で、議案第10号、介護保険事業特別会計補正予算を 終わります。

次に、議案第11号、後期高齢者医療特別会計補正予算。

歳入・歳出予算の補正。

歳出、1款・総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、歳入・歳出予算の補正。

歳入、2款・繰入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長舘田賢治君) なければ、以上で、議案第11号、後期高齢者医療特別会計補正予算を 終わります。

次に、議案第12号、簡易水道事業特別会計補正予算。

第1条、歳入・歳出予算の補正。

歳出、2款・簡易水道事業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入、1款・分担金および負担金から7款・道支出金まで、一括して質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第2条、繰越明許費について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、第3条、地方債の補正について質疑を許します。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、以上で、議案第12号、簡易水道事業特別会計補正予算を 終わります。

次に、議案第13号、上水道事業会計補正予算。

第1条・総則から第4条・企業債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) なければ、以上で、議案第13号、上水道事業会計補正予算を終わります。

管理課長・相原君。

○管理課長(相原一久君) 先ほどの土地処分価格にかかわる単価算出の説明をいたします。 2件の草地造成にかかわる土地でございますが、税務課のほうから評価額としてそれぞれ 算出していただいたものに、地価額ということで70%でわりかえしたものを処分価格として 算定したところでございます。

1件目の3,210平米のほうでございますが、税務課のほうの評価としまして、1万1,491円という評価をいただきました。それを70%で割りかえした数字といたしまして売買価格の1万2,840円算出しております。それを平米数で割り返すと4円という数字になってございます。

もう1件のほう、面積の大きいほうですがこちらのほう3筆ございまして、合計の評価額が、19万8,294円となっております。同じように地価額として70%で割り返した数字が28万3,277円で面積で割り返しますと、2円53銭という数字になっております。

以上でございます。

○議長(舘田賢治君) いいですか。いまの説明で。

続いて、議題7案の総括質疑を許します。

(「いいです」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 以上で、議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより、議案第7号から議案第13号まで、7案一括して採決いたします。

議題7案は原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号、議案第12号、 議案第13号は原案可決されました。

◎議案第14号ないし議案第21号

○議長(舘田賢治君) 日程第2。議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議 案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 議案第14号から議案第21号までの平成31年度各会計予算について、例年であれば副町長から説明しておりますが、今回は私からその概要について説明申し上げます。

平成31年度の国における予算の動向等につきましては、町政執行方針の中で申し述べましたので、ここでは説明を割愛させていただきますが、閣議決定されました「平成31年度地方財政計画」では、地方交付税は1.1%の増額、臨時財政対策債は18.3%の減額となり、また、消費税率改正による歳出の増加など、地方財政は引き続き厳しい状況下に置かれております。

持続可能な財政運営は重要課題でありますので、経常経費等の抑制に加え、279本の事業費 予算の行政評価を実施する中で、事業の精査を行い、予算削減だけではなく、補強の必要な 事業につきましては措置し、効率的で簡素な行政運営に配慮してきたところであります。

また、行政改革につきましては、第4期行政改革実施計画に基づき、引き続き、事務事業の見直しを行いつつ、一方で、必要な事務事業については、積極的に取り組む努力をしてゆくこととしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

冒頭、資料の説明に入る前に、平成31年度予算にかかわる特徴的な状況についてご説明申 し上げます。

まず、歳入についてでありますが、自主財源の主軸をなします町税につきましては、予算上の比較でありますが、町民税、固定資産税の増などにより、対前年比2.7%、2,804万2,000円の増額を見込み、全体で10億5,392万円と見込んだところであります。

普通交付税につきましては、平成31年度地方財政計画において増額方向が示されておりますが、総額では対前年比3,520万円、率にして0.9%減の40億744万2,000円を見込み、そのうち、当初予算では対前年比2,348万7,000円増の37億7,936万3,000円を見込んだところであります。また、この額は交付税額の1番多かった平成11年度と比較して19億1,230万円ほど減少しております。

一方、歳出でありますが、義務的経費、継続的経費を優先させながら、かつ、今日的な経済情勢を鑑み、関係機関等との協議が整った建設事業等につきましては積極的に措置し、経常経費につきましては、これまで同様、不要・不急のものについては精査し、削減に努力するとともに、財政の健全性に留意し、一方、子育て支援、安全・安心対策、住生活対策、環境対策、教育対策、農林業対策等を重点的に取り組むよう努力をしたところであります。

このような状況下、景気動向等を注視しつつ、自主財源や特定財源の的確な補足に努める とともに、各種事業遂行のために財政調整基金6億2,000万円、備荒資金4億5,000万円を支 消し収支を整えたところであります。

実質収支不足は基金等への理論積み立て分4億144万6,000円を除きますと6億6,855万4,000円となります。

なお、当初予算策定時までに確定していない補助事業、または、内容の積み上げに時間を 要するもの等については、おって確定次第、補正措置を取らせていただくこととしておりま すのでご理解を賜りたいと存じます。

次に、一般会計をはじめとする各会計の予算額でありますが、一般会計につきましては、 112億9,100万円といたしましたが、前年度当初比では8,600万円の増、率で0.8%の増であり まして、平成30年度12月末予算と比較しますと 5 億910万9,000円の減で、率で4.3%の減となっております。

主な経費項目における予算額の前年対比では、経常経費では基金積立の増分を除き1億4,191万6,000円、率では7.5%の増であり、その内容は賃金、燃料費、選挙費の増などによるものであります。

他会計及び一部事務組合への繰り出し金ではトータルで1億1,196万5,000円の減となって おりますが、主なものは下水道会計2,375万2,000円の減、病院会計6,049万4,000円の減、北 部消防3,387万8,000円の減などとなっております。

ソフト事業では、9,902万6,000円増の15億4,441万1,000円ですが、新規では証明書等コンビニ交付システム構築事業2,690万円、ふるさと寄付記念品贈呈事業で600万円、(仮称)多和平牧場まつり50万円、ふるさと教育推進事業50万8,000円、学習教材費サポート事業345万5,000円などであります。

普通建設事業費等の新規では、寝たきり者等訪問歯科診療連携事業238万3,000円、虹別64 線農道整備480万円、農道橋点検事業700万円、発電機購入事業補助金2,400万円、西熊牛北幹 線舗装補修事業5,000万円、学校給食共同調理場改築事業1,900万円等となっております。

次に、特別会計ですが、平成30年度から都道府県化されました国民健康保険の運営に係る、 国民健康保険事業事業勘定では、対前年比2,238万5,000円減の11億4,522万1,000円といたしました。積算の基礎でありますが、被保険者の見込みが2,558人でありまして、医療費の見込みは総額8億1,423万円であります。若人の一人あたりの医療費につきましては28万円、7歳未満の一人あたりの医療費につきましては22万円、前期高齢者の一人あたりの医療費につきましては55万円、退職者の一人あたりの医療費につきましては65万円と推計し、保険者負担額では5億9,194万円を見込んでおります。

また、国民健康保険事業費納付金につきましては4億1,978万9,000円が道より示されております。

これらを基に算定いたしました本年度の保険税につきましては3億4,379万4,000円を見込ませていただき、一般会計から8,077万9,000円の繰り入れを行うことで会計維持に努めることとしております。

次に、下水道事業特別会計ですが、前年比1,200万円減の予算額5億2,200万円であります。 公共下水道につきましては処理場爆気装置外改築更新工事、処理場電気設備改築更新工事、 雨水管整備等で5,620万円を計上いたしました。

財源的には負担金、使用料が原則でありますが、施設整備のため財源が不足しますので、 円滑な下水道事業運営のために一般会計から2億9,553万2,000円を繰り入れし収支のバランスを図ったところであります。

次に、介護保険事業特別会計でありますが、保険事業勘定で9億5,623万7,000円、サービス事業勘定で5億6,378万4,000円、総体予算額15億2,002万1,000円で、対前年比1.9%の増で

ありまして一般会計からの繰出しは3億2,321万円を予定しております。

保険事業勘定については、第7期介護保険事業計画に基づき積算をしたところであります。 サービス事業勘定の内容につきましては、通所介護事業費6,305万6,000円、短期入所生活 介護事業費3,208万円、介護老人福祉施設費4億5,025万2,000円、居宅介護支援事業費 1,696万2,000円、介護予防支援事業費が128万4,000円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、予算額1億1,154万4,000円となりました。 積算の基礎であります対象者の見込みは1,390人で、歳出の内訳ですが、大半が後期高齢者医 療広域連合納付金で1億1,061万6,000円となっております。

財源につきましては、保険料7,594万円が主でありますが、一般会計からは3,542万円の繰り入れを行って費用の支弁を行うこととしております。

簡易水道事業特別会計につきましては、対前年比3,900万円増の2億2,000万円といたしま した。本年度は老朽化した施設の補修、受託工事の実施、検定満了量水器取替、道営農地整 備事業負担金等の事業費を1億4,400万7,000円としております。

財源につきましては、水道使用料 1 億27万4,000円をはじめ、それぞれの特定財源を見込み、一般会計から169万4,000円を繰り入れし、収支のバランスを図ったところであります。

次に、企業会計のうち、病院事業会計でありますが、その業務予定量を年間入院患者数1 万248人、1日平均28人、年間外来患者数2万9,282人、1日平均121人を見込みまして、収益 的収支で11億6,315万2,000円、資本的収支のうち支出で1億3,271万1,000円といたしました。

なお、病院事業の健全な運営と診療業務に支障が生じないよう、一般会計から負担分 4 億 3,521万8,000円と補助分 1 億8,088万6,000円の合計 6 億1,610万4,000円を繰り入れし、収支を整えたところであります。

また、今年度は空調暖房中央監視装置1,967万円、自動散薬分包機200万2,000円を措置して おります。

次に、上水道事業会計でありますが、本年度の業務予定量につきましては給水戸数2,192戸、年間総配水量45万4,900立方メートルでありますが、それらを基本として、その予算額を収益的収支の収入につきましては8,926万8,000円、支出は8,699万1,000円、また、資本的収支のうち支出を5,834万8,000円としたところであります。

なお、上水道事業会計においては、一般会計から580万5,000円の負担を受け、また、下水 道事業特別会計から量水器減価償却相当分として513万4,000円の負担を受け財源調整に支障 のないよう配意したところであります。

それでは、以下、お配りしております「平成31年度 予算説明資料」につきましてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成31年度における「各会計の概要」でありますが、先ほど申し上げました一般会計112億 9,100万円をはじめとして、それぞれ会計ごとに予算数値化を記載しております。 数値についての詳細については省略させていただきますが、一般会計、特別会計総体では 148億978万6,000円で、対前年比0.8%の増となりましたが、一般会計部分と特別会計部分の 重複分のやり取りがありますので、その金額が7億3,663万5,000円となり、実質的な一般会計、特別会計の純計は140億7,315万1,000円で、対前年比1.1%増ということとなります。

企業会計では、病院事業会計の収益的収入、資本的収入合算では対前年比7.5%減の11億6,317万2,000円、支出は1.8%増の12億9,586万3,000円となります。

上水道事業の収益的収入、資本的収入合算では対前年比0.3%減の9,736万8,000円、支出は0.8%増の1億4,533万9,000円となったところであります。

2ページをお開きください。

一般会計の歳入でありますが、1款町税から21款町債までそれぞれ数値を記載してございます。主なものについての数値を申し上げたいと思います。

町税が2,804万2,000円増の10億5,392万円、地方交付税は2,748万7,000円増の40億6,136万3,000円、分担金及び負担金は4,590万7,000円減の2,818万円、使用料及び手数料は466万8,000円減の6億1,803万2,000円、国庫支出金は4億6,635万円増の12億6,056万4,000円、道支出金は5億1,836万2,000円減の6億8,446万2,000円、繰入金は2億6,138万円増の11億9,242万5,000円、諸収入は4億452万6,000円減の7億1,457万8,000円、町債は2億5,690万円増の12億1,450万円をそれぞれ見込んだところでございます。

また、町税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、 諸収入のいわゆる自主財源でありますが、36億5,291万1,000円であり、収入総額に占める割 合は32.4%となっております。

なお、地方交付税、国道支出金、町債等の依存財源につきましては、76億3,808万9,000円で67.6%であります。ちなみに、前年度自主財源は34.0%、依存財源は66.0%でありました。 歳入の各款ごとの構成比でありますが、その主なものを申し上げますと町税9.3%、地方交付税36.0%、使用料及び手数料5.5%、国庫支出金11.2%、道支出金6.1%、繰入金10.6%、諸収入6.3%、町債が10.8%となっております。

3ページをお開きください。

歳出についてでありますが、1款議会費から15款予備費までのそれぞれの数値を記載して おります。前年度と比較いたしまして大きく増減があったものについて数値を申し上げたい と存じます。

総務費が 2 億6,949万3,000円減の11億4,345万2,000円、衛生費が8,145万9,000円増の12億5,909万9,000円、農林水産業費が 4 億9,758万6,000円減の16億5,975万6,000円、土木費が5,977万1,000円増の11億3,413万円、教育費が 7 億9,385万7,000円増の15億1,655万5,000円、職員費が1,894万7,000円減の12億6,485万円となりました。各款の構成比につきましてはお目通しいただきたいと存じます。

4ページをお開きください。

一般会計予算前年度対比表でありますが、一般会計歳出のうち性質別に区分けをし、前年 度予算と対比している表で、1の人件費から13の予備費までそれぞれ分類しております。

人件費につきましては13億8,940万4,000円で、歳出総体に占める構成比は12.3%で、前年度と比較しますと額では1,642万8,000円、率で1.2%の減となっておりまして、構成比でも0.2ポイント減少しております。

物件費につきましては、18億2,752万2,000円であり、構成比は16.2%で、前年度と比較しますと額で8,706万4,000円、率で5.0%の増、構成比で60.7ポイントの増となっております。以下、主なものについて申し上げますと、補助費等につきましては、19億7,082万円で、構成比は17.5%、前年度と比較しますと額で4億3,519万5,000円、率で18.1%の減、構成比で64.0ポイントの減となっております。

普通建設事業費につきましては、29億5,458万6,000円で、構成比は26.2%、前年度と比較しますと額で4億8,102万3,000円、率で19.4%の増となり、構成比でも4.1ポイントの増となりました。

公債費につきましては、9億9,727万2,000円で、構成比は8.8%、前年度と比較しますと額で3,074万9,000円、率で3.0%の減となり、構成比でも0.4ポイントの減となりました。

積立金につきましては、5億1,300万6,000円で、構成比は4.5%、前年度と比較しますと額で50万4,000円、率で0.1%の増、構成比では0.1ポイントの減となりました。

繰出金につきましては、7億5,668万1,000円で、構成比は6.7%、前年度と比較しますと額で3,084万2,000円、率で3.9%の減、構成比でも0.3ポイントの減となっております。

歳出のうち、義務的経費といわれる人件費、扶助費、公債費の合計が29億2,263万6,000円であります。これに物件費、維持補修費、積立金と、さらには補助費等のうちの消防、衛生処理組合、病院等の負担金、補助金と繰出金のうち他会計への繰出金、国保、下水、介護、後期高齢、簡易水道を合計いたしますと71億2,591万3,000円となり、構成比で申し上げますと63.1%を占めます。

したがいまして、これらを除く普通建設事業費等の政策的予算に使える費用は36.9%となっております。これを前年度と比較しますと義務的経費は1,993万5,000円の減、構成比でも0.4ポイントの減となり、普通建設事業費等は4.1ポイントの増であります。

5ページをお開きください。

一般会計予算款別性質別分類表でありますが、これにつきましては性質別経費を款別に振り分けた資料でありますので、お目通しをいただきご理解を賜りたいと存じます。

6ページをお開きください。

標茶町財政調整基金の運用状況でありますが、前段で申し上げましたとおり財政調整基金の一部を取り崩し、財源充当を行うこととしていますが、本年度は6億2,000万円の取り崩しを予定しております。

充当事業につきましては7ページに記載しておりますが、林業事業をはじめ記載の事業等

を予定しております。

なお、財政調整基金の現在高は、平成30年度末で14億9,218万円を予定し、平成31年度につきましては記載の運用を予定し、年度末残高では12億7,362万6,000円となる見込みであります。

8ページをお開きください。

人件費を含めた款項目別予算比較表であります。先ほどの表で説明いたしましたように、職員人件費に係る経費が、14款職員費において別枠で設けられております。それを、款項目ごとの費目別にそれぞれ職員を配置している費目に人件費を戻してゆくという想定をした場合の表であります。

例えば、議会費で申し上げますと、人件費を除く経費が6,308万4,000円で、それに人件費 2,682万6,000円を加えますと議会費の総額は8,991万円ということになります。

人件費に係る職員数は右端に記載してあるとおりでありますが、人件費及び職員数につきましては予算編成時に確認できる状態で示しておりますので、今後の人事異動等により変化しますことをご理解賜りたいと存じます。

表の右側には款項ごとの費目別経費の財源内訳を記載しております。

以下、そういう趣旨をもちまして記載しておりますが、この中で町民の皆様からの受益者 負担をいただいている部分もありますが、その部分についてご説明をいたします。

まず、総務費のうち、ここには表示されておりませんが、「地域交通対策費」がありますが、 町内6路線につきましてバス使用料をいただき運行しているわけでありますが、これにつき ましては予算額が6,425万8,000円、バス使用料282万円をいただいておりますが、一般財源を 5,192万8,000円投入しております。その充当率は80.8%となっております。

また、民生費のうち、常設保育所費につきましては、本年度の予算額が2億4,163万9,000 円で一般財源の充当額は2億3,088万8,000円であり、これも95.6%と高い比率であります。

9ページをお開きください。

衛生費における塵芥処理費でありますが、数値はここに出てはおりませんが、予算額が3億3,901万8,000円で、ごみ処理手数料、再生利用品販売合わせて1,931万円であり、一般財源を2億6,058万5,000円充当しており、その充当率は76.9%となっております。これにつきましても経費の削減と共に処理手数料のあり方について検討が必要と考えます。

土木費では、都市計画費のうち都市公園整備費でありますが、これも表示されておりませんが、予算額が7,143万1,000円で、90万円のパークゴルフ場使用料を予定しておりますが、一般財源が5,223万1,000円で、その充当率は73.1%となっておりますが、これにつきましては本年は事業があり、その数値となっているものの、通常は90%を超える充当率となっております。

10ページをお開きください。

教育費では、幼稚園費が予算額2,447万7,000円で、その一般財源充当率は99.8%となって

おります。

保健体育費のうち保健体育総務費でありますが、これも表示されておりませんが、予算額3,726万4,000円で、体育施設使用料を34万9,000円予定しておりますが、一般財源を3,691万5,000円充当し、その充当率は99.1%と高くなっております。

議会費から予備費までの一般財源充当額は71億7,061万1,000円で、その充当率は63.5%となっております。ちなみに前年度の一般財源充当率は66.0%であり2.5ポイント減少しておりますが、引き続き高い水準であることから、継続して経費削減はもちろんのこと、ご負担のあり方についても検討する必要があると考えております。

なお、一般財源充当率関係につきましては、予算書上では人件費とその他の経費が分割されて計上されていますので、この数値が直接数字として現れていませんことをご理解いただきたいと思います。

11ページをお開きください。

一般会計予算中の主な事業等経費の内訳ですが、当初予算に見込まれた事業に係る予算と 財源内訳を記載しております。

総務費につきましては、町有施設整備基金事業から移住促進事業まで、それぞれの事業ごとに予算計上しておりまして、事業費総額は3億4,788万8,000円で、一般財源の充当額は1億9,157万1,000円であり、その充当率は、55.1%であります。

次に、民生費に係る事業ですが、11ページから12ページにかけて記載しております。

民生費の事業総額は4億3,418万1,000円で、一般財源の充当額は1億4,843万3,000円であり、その充当率は34.2%であります。

次に、衛生費でありますが、一般財源充当率は71.7%となっております。

次の労働費につきましては記載のとおりであります。

次に、農林水産業費につきましては、13ページから14ページにかけて記載しております。

事業費総額は14ページになりますが、10億9,143万9,000円であり、一般財源充当額は3億4,653万6,000円、充当率は31.8%となっております。

次に、商工費につきましては、事業費総額は2億4,639万1,000円、一般財源充当額は4,639万1,000円で、充当率は18.8%であります。

次に、土木費につきましては、14ページから15ページにかけて記載しております。

事業費総額は15ページになりますが、9億9,325万1,000円、一般財源充当額は2億3,752万円で、その充当率は23.9%となっております。

次の消防費につきましては記載のとおりであります。

次に、教育費に係る事業ですが、事業費総額は16ページに記載しておりますが、10億6,251万円、一般財源充当額は1億711万9,000円で、一般財源充当率は10.1%となります。

次の災害復旧費につきましては記載のとおりであります。

事業費の増加につきましては、主に標茶中学校校舎防音事業の事業費の増加に伴うもので

あります。

合計ですが、事業費として抑えております総額が44億3,455万円で、この一般財源が12億6,192万2,000円であり、一般財源の充当率は28.5%となっております。

次に、1ページ飛びまして18ページの地方債の現在高見込み調書につきましてご説明申し上げます。

ご案内のとおり、地方債の借入や、これら残高につきましては財政の健全化を図る上で非常に重要な事項でありまして、これまで第1期から第4期行政改革を実施する中で、起債の抑制と共に、地方債残高を大幅に削減してきたところでありますが、一方で平成13年度から地方交付税の不足分を地方に肩代わりさせる方法、臨時財政対策債が措置されましたことから、起債額は増加しまして臨時財政対策債残高は平成31年度末見込みでは18年前と比較し14.5倍の34億2,330万3,000円となり、一般会計全体残高の28.4%を占めているところであります。

なお、この償還財源につきましては交付税措置されますことから特に問題はありませんが、 地方債残高を見る場合、残高合計額にはこのような事情が含まれておりますことをご理解賜 りたいと存じます。

なお、17ページの町税の説明資料、19ページの基金等の状況、20ページの一般会計当初予 算のあらまし、及び、21ページの引き上げ分の地方消費税交付金が充てられる社会保障4経 費その他社会保障に要する経費につきましてはお目通しいただきまして、ご理解を賜りたい と存じます。

なお、議案第14号から第21号までの提案内容等につきましては担当課長より順次ご説明いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上を持ちまして、議案第14号から第21号までの平成31年度各会計予算の概要についての 説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後12時05分 再開 午後 1時21分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 企画財政課長・武山君。
- ○企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第14号の提案内容についてご説明いたします。 平成31年度標茶町一般会計予算

平成31年度標茶町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ112億9,100万円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。 (継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2 表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、 限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、12億円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1)各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用以下、内容については、歳入歳出予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。 45ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから7ページまでの「第1表 歳入歳出予算」につきましては、ただいままでの説明と重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

8ページをお開きください。

第2表 継続費でございます。

4 款衛生費、2項清掃費、事業名、マテリアルリサイクル推進施設整備事業。総額が4,950万円、年割額は31年度650万円、32年度4,300万円とするものです。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。総額9,070万円、年割額は31年度1,600万円、32年度は7,470万円とするものです。

153ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書でございます。

4款衛生費、2項清掃費、事業名、マテリアルリサイクル推進設備事業。

全体計画の計で申し上げますが、年割額は4,950万円、財源内訳でありますが国道支出金 1,650万円、地方債3,290万円、一般財源10万円。当該年度支出予定額ですが650万、当該年度 末までの支出予定額650万円、翌年度以降支出予定額4,300万円、継続費の総額に対する進捗率ですが31年度13.1%、32年度86.9%、計100%とするものです。

次に、8款土木費、2項道路橋りょう費、事業名、標茶中茶安別線道路改良事業。初めに、30年度から31年度までの分であります。年割額は1億5,780万円、国道支出金1億1,046万円、地方債4,730万円、一般財源4万円。前年度末までの支出(見込)額2,880万円、当該年度支出予定額1億2,900万円、当該年度末までの支出予定額1億5,780万円。継続費の総額に対する進捗率でございますが、30年度18.3%、31年度81.7%、計100%とするものであります。次に31年度から32年度までの分であります。年割額9,070万円、財源内訳でありますが、国道支出金6,349万円、地方債2,720万円、一般財源1万円。当該年度支出予定額1,600万円、当該年度末までの支出予定額1,600万円、翌年度以降支出予定額7,470万円。継続費の総額に対する進捗率でございますが、31年度17.6%、32年度82.4%、計100%とするものです。

次に10款教育費、3項中学校費、事業名は標茶中学校校舎防音事業。年割額でございますが17億4,198万7,000円、財源内訳でありますが、国道支出金10億9,093万9,000円、地方債6億5,090万円、一般財源14万8,000円。前年度末までの支出見込額1億6,612万円、当該年度支出予定額9億14万6,000円、当該年度末までの支出予定額10億6,626万6,000円、翌年度以降支出予定額6億7,572万1,000円、継続費の総額に対する進捗率ですが、30年度9.5%、31年度51.7%、32年度38.8%、計100%とするものです。

9ページにお戻りください。

第3表 債務負担行為でございます。

事項、パソコンLAN機器導入費。期間は平成32年度から平成35年度までで、限度額につきましては利子8,000円を含み、3,583万8,000円とするものです。

次に、教育用パソコン機器導入費で、期間は平成32年度から平成35年度までで、限度額につきましては、利子1万3,000円を含み5,609万4,000円とするものです。

154ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

パソコンLAN機器導入費から、158ページの教育用パソコン機器導入まで、合計で41件の設定でございます。債務負担行為の限度額につきましては5億5,201万5,000円。前年度末までの支出(見込)額が3億2,956万6,000円。当該年度以降の支出予定額につきましては2億2,244万9,000円。財源内訳でございますが、国道支出金2,841万円、一般財源を169,403万9,000円とするものでございます。

10ページにお戻りください。

第4表 地方債でございます。

起債の目的、1 過疎対策事業、標茶中茶安別線道路改良5,350万円、虹別61線道路改良 2,250万円、標茶中学校校舎防音事業3億4,920万円、学校給食共同調理場改築1,810万円、マ テリアルリサイクル推進施設整備1,190万円、医師確保対策で3,800万円、子ども医療費助成1,450万円、森林整備対策事業1,390万円、あわせて限度額を5億2,160万円とするものでございます。起債の方法は証書借入、利率7.0%以内。償還の方法につきましては、政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

以下、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、同じでありますので説明につきましては省略をさせていただきます。

- 2 地域活性化事業、限度額 2 億3,500万円。
- 3 公営住宅整備事業、限度額1億7,630万円。
- 4 公共施設等適正管理推進事業、限度額9,000万円。
- 5 緊急防災・減災事業、限度額710万円。
- 6 臨時財政対策債、限度額1億8,200万円。
- 7 災害援護資金貸付債、限度額250万円。合計で12億1,450万円とするものです。

159ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書でございます。

合計で申し上げます。前々年度末現在高116億7,428万3,000円、前年度末現在高見込額117億4,898万1,000円、当該年度中起債見込額12億1,450万円、当該年度中元金償還見込額9億1,355万5,000円、当該年度末現在高見込額は120億4,992万6,000円とするものです。

以上で、議案第14号の内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 3時17分 再開 午後 3時31分

- ○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 住民課長・松本君。
- ○住民課長(松本 修君)(登壇) 議案第15号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案第15号は、平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算でございます。 平成30年度からの国民健康保険の運営主体が北海道へ移行されてから、2年目を迎えます。 新年度予算の特徴といたしましては、被保険者数は平成29年度末と平成31年度1月末の対 比では、109名の減となっております。

医療費給付費の試算については、過去5年間の平均で一人あたりの医療費を推計し、被保

険者数を乗じた額として、6億8,974万円を計上しています。

国保事業の運営につきましては、国民健康保険税が基本でございますが、保険税につきましては、3億4,379万4,000円を見込ませていただき、一般会計から義務的経費として、6,779万4,000円、赤字補填として1,298万5,000円の繰入を行い会計の維持に努めることといたしました。

なお、本案につきましては、平成31年2月21日開催の標茶町の国民健康保険事業の運営に 関する協議会に諮問し、答申をいただいておりますことを申し添えます。

以下、予算書に基づきご説明いたします。

1ページをお開きください。

平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

平成31年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億4,522万1,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以下、歳入歳出予算事項別明細書に基づきご説明いたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、 説明を省略させていただきます。

以上で、議案第15号の提案趣旨並びに内容の説明を終らせていただきます。

続きまして、議案第18号の内容についてご説明いたします。

議案第18号は、平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算でございます。

平成31年度予算の概要につきましては、保険料、医療給付費、事務費等について、北海道後期高齢者医療広域連合での試算に基づき、予算計上させていただきました。歳入歳出の総額1億1,154万4,000円で前年対比では、397万2,000円の減額予算となったものであります。

減額の要因といたしましては、被保険者数の減少などによるものです。

以下、予算書に基づき説明させていただきます。

1ページをお開きください。

平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

平成31年度標茶町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億1,154万4,000円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。以下、歳入歳出予算事項別明細書にしたがいまして、説明いたします。

10ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページへお戻りください。

2ページからの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままでの説明と重複いたしますので、 説明を省略させていただきます。

以上で、議案第18号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

- ○議長(舘田賢治君) 続いて水道課長・平間君。
- ○水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第16号、平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算 の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、主たる収入であります下水道使用料で、前年度92万1,000円の減額見込みで計上しております。公共下水道整備事業費の事業費増により国庫支出金で前年度1,220万円の増、繰入金は前年度2,357万2,000円の減、町債は30万円の増を計上いたしました。

歳出につきましては、総務費で前年度292万8,000円の増、公共下水道事業整備費では前年度1,929万2,000円の増です。主な事業は標茶処理場の機械電気設備改築更新工事、雨水管改築工事に向けた実施設計業務を行います。また、継続費1件、地方債1件を提案しております。

1ページをお開きください。

平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算

平成31年度標茶町の下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億2,200万円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2 表継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

以下、内容について歳入歳出予算事項別明細書にしたがい、ご説明をいたします。

12ページをお開きください。

(以下、予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページ、3ページの「第1表 歳入歳出予算」は、ただいままの説明と内容が重複いた しますので、省略をさせていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 継続費です。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名、公共下水道事業です。総額1億600万円、年割額は31年度3,200万円、32年度は7,400万円とするもので、標茶終末処理場、曝気装置改築更新の機器製作に時間を要することから2カ年の継続費としたものです。

24ページをお開きください。

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額または支出額の見込み 及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書です。

全体計画の計で申し上げます。

2款公共下水道事業費、1項公共下水道事業費、事業名、公共下水道事業、31年度から32年度までです。年割額1億600万円、財源内訳ですが、国庫支出金計5,830万円、地方債4,730万円、その他38万8,000円、一般財源計6万2,000円、当該年度支出予定額3,200万円、当該年度末までの支出予定額3,200万円、翌年度以降支出予定額計7,400万円、継続費の総額に対する進捗率ですが31年度30.2%、32年度69.8%、計で100%というものです。

4ページにお戻りください。

第3表 地方債です。

起債の目的、1. 公共下水道事業、限度額、8,890万円。

2. 特定環境保全公共下水道事業、限度額、2,800万円。限度額の合計は1億1,690万円で、 起債の方法はいずれも証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は、政府資金については融資 条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都 合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすること ができる。

26ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書です。

合計で申し上げます。

前々年度末現在高24億1,270万1,000円、前年度末現在高見込額21億9,618万2,000円、当該

年度中増減見込みの当該年度中起債見込額1億1,690万円、当該年度中元金償還見込額2億9,733万1,000円、当該年度末現在高見込額20億1,575万1,000円です。

25ページをお開きください。

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額または支出額の 見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書でございます。

事項、標茶町水洗便所改造等資金融資あっせん条例に基づく金融機関に対する損失補償ですが、平成25年度から平成30年度まで、いずれもありませんので、表中の金額はありません。以上で、議案第16号の説明を終わります。

◎延会の宣告

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。 本日の会議はこの程度にとどめ延会いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 よって、本日はこれにて延会することに決定いたしました。 本日の会議はこれにて延会いたします。

(午後 4時23分延会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6番 松下哲也

署名議員 7番 川村 多美男



平成31年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程(第4号)

平成31年 3月13日(水曜日) 午前10時00分開議

第 1 議案第14号 平成31年度標茶町一般会計予算

議案第15号 平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算

議案第16号 平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算

議案第17号 平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算

議案第18号 平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算

議案第19号 平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算

議案第20号 平成31年度標茶町病院事業会計予算

議案第21号 平成31年度標茶町上水道事業会計予算

○出席議員(13名)

	1番	櫻	井	_	隆	君		2番	後	藤		勲	君
	3番	熊	谷	善	行	君		4番	深	見		迪	君
	5番	黒	沼	俊	幸	君		6番	松	下	哲	也	君
	7番	Ш	村	多美男		君		8番	渡	邊	定	之	君
	9番	鈴	木	裕	美	君	1	0番	平	Ш	昌	昭	君
1	1番	本	多	耕	平	君	1	2番	菊	地	誠	道	君
1	3番	舘	田	賢	治	君							

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町			長	佐	藤		彦	君
総	務	課	長	牛	﨑	康	人	君
企	画財	政 課	長	武	山	正	浩	君
税	務	課	長	服	部	重	典	君
管	理	課	長	相	原	_	久	君
農	林	課	長	村	山	裕	次	君
農	林鹊	₹ 参	事	柴		洋	志	君
住	民	課	長	松	本		修	君
保	健 福	祉 課	長	伊	藤	順	司	君
建	設	課	長	狩	野	克	則	君

観光商工課長 多津美 悟 君 水 道 課 長 平間 正 通 君 育成牧場長 勝敏君 常陸 病院事務長 齊 藤 正 行 君 やすらぎ園長 中 村 義 人 君 農委事務局長 撲 浩 信 君 相 教 育 長 島田 哲 男 君 教委管理課長 人 君 穂 刈 武 指 導 室 長 蠣 崎 一 君 浩 社会教育課長 伊藤 正明君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午前10時00分開会)

◎議案第14号ないし議案第21号

○議長(舘田賢治君) 日程第1。議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、 議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号を一括議題といたします。

議題8案の提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長 • 伊藤君。

○保健福祉課長(伊藤順司君)(登壇) 議案第17号の内容についてご説明いたします。 議案第17号は、標茶町介護保険事業特別会計予算でございます。

平成31年度につきましては、標茶町高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の 2年目にあたりますが、介護保険事業計画に基づく予算計上とさせていただいております。 それでは、予算書に基づき内容の説明をいたします。

予算書1ページをお開きください。

平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算

平成31年度標茶町の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 保険事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億5,623万7,000円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 保険事業勘定歳 入歳出予算」による。
- 第2条 介護サービス事業勘定予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億6,378万4,000円 と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第2表 介護サービス事 業勘定歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、 2億円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額 を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)

に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用 以下、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明をいたします。

14ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算」並びに「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算」につきましては、これまでの説明と内容が重複いたしますので、説明を省略させていただきます。

以上で、議案第17号の内容の説明を終わります。

- ○議長(舘田賢治君) 水道課長・平間君。
- 〇水道課長(平間正通君)(登壇) 議案第19号、平成31年度標茶町簡易水道事業特別会 計予算の内容について、ご説明いたします。

歳入につきましては、使用料を前年度46万2,000円増見込で計上としております。道支 出金につきましては、施設補修、機器更新を地域づくり総合交付金事業で計画し、1,027 万円増を計上しました。繰入金につきましては、農業政策繰入金として、前年度1,676万 9,000円減の169万4,000円を計上いたしました。

歳出につきましては、工事請負費中、補修工事請負費1,763万円、計装機器設置工事請 負費として、機器更新に594万円の計上、計量法に基づく水道メーターの更新で540万円、 負担金で道営事業虹別地区において、水量及び水質安定に向けた実施設計と施設整備で 7,700万円の計上をいたしました。また、地方債1件を提案いたしております。

1ページをお開きください。

平成31年度 標茶町簡易水道事業特別会計予算

平成31年度標茶町の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億2,000万円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定により一時借入金の借入れの最高額は1,400万円と定める。

以下、内容につきまして歳入歳出予算事項別明細書に従いまして説明をいたします。 11ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

2ページをお開きください。

2ページから3ページの「第1表 歳入歳出予算」はただいまの説明と内容が重複いた しますので説明を省略させていただきます。

4ページをお開きください。

第2表 地方債です。

起債の目的、1. 簡易水道事業、限度額7,700万円、起債の方法は証書借入、利率は7.0%以内、償還の方法は政府資金については融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利債に借換えすることができる。

20ページをお開きください。

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見 込みに関する調書です。合計で申し上げます。

区分、普通債、前々年度末現在高510万円。前年度末現在高見込額は4,560万円。当該年度中増減見込みの当該年度中起債見込み額は7,700万円。当該年度末現在高見込額1億2,260万円です。

以上で、議案第19号の説明を終わります。

引き続き、議案第21号のご説明をさせていただきます。

議案第21号、平成31年度標茶町上水道事業会計予算の内容についてご説明いたします。 収益的収支の収入につきましては、主たる収入である給水収益については、前年度241 万6,000円減額の見込で計上としております。一般会計負担金につきましては、基準内繰 入金として、56万8,000円の増額、営業外収益につきましては、前年度とほぼ同額を計上 しております。

一方支出につきましては、営業費用で前年度103万1,000円の減、営業外費用で前年度88万7,000円の減となっています。資本的収支の支出におきましては、平成22年度より行ってきました桜地区の配水管の移設工事が完了となります。そのほかに、開運地区の配水管移設と第一水源の自噴量減少に伴う取水量確保のための井戸内へのポンプ配置を計上しています。また計量法に基づき水道メーターの更新を行い、前年度302万5,000円増となります。

1ページをお開きください。

平成31年度標茶町上水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度標茶町上水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は次のとおりとする。

(1) 給水戸数 2,192戸

- (2) 年間総配水量 45万4,900立方メートル
- (3) 一日平均配水量 1,243立方メートル
- (4) 受託工事費 255万円
- (5)主要な建設改良事業 配水管整備事業109メートル、事業費810万円。水源改修 事業、事業費913万円。検定満了メーター取替事業、管径13ミリメートルから50ミリメートル240個で、事業費は1,350万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入 第1款、水道事業収益 8,926万8,000円。第1項、営業収益7,889万4,000円。第 2項、営業外収益1,037万4,000円。

支出 第1款、水道事業費用 8,699万1,000円。第1項、営業費用7,816万8,000円。第 2項、営業外費用832万3,000円。第3項、予備費50万円。

2ページでございます。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,024万8,000円は当年度分消費税および地方消費税資本的収支調整額227万7,000円及び過年度分損益勘定留保資金4,797万1,000円で補てんするものとする。)

収入 第1款、資本的収入810万円。第1項、企業債810万円。

支出 第1款、資本的支出5,834万8,000円。第1項、企業債等償還金2,761万8,000円。 第2項、建設改良費3,073万円。

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水管整備事業。限度額、810万円。起債の方法、証書借入。利率7.0%以内。償還の方法、借入先の融資条件による。ただし企業財政その他の都合により繰上償還または低利に借り換えることができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- 1、職員給与費、1,377万1,000円。
- 2、交際費、2万円。

(他会計からの負担金)

第7条 他会計からこの会計へ負担を受ける金額は、次のとおりである。

- 1、一般会計、580万5,000円。
- 2、下水道事業特別会計(減価償却費分)、513万4,000円。

以下、内容について予算説明書にしたがい、ご説明をいたします。

15ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

17ページをお開きください。

資本的収入及び支出の下段の支出からご説明をいたします。

1款、1項、1目企業債等償還金、前年度34万5,000円増の2,761万8,000円。2項、1目導水配水施設費、1節工事請負費、配水管整備工事請負費で桜・開運地区の配水管敷設替工事で前年度130万円減の810万円。第一水源の自噴量減少に伴う安定的な取水量確保のため、井戸内へポンプを配置する水源改修工事請負費で913万円の増、合計で783万円の増で1,723万円。2目営業設備費、1節工事請負費、水道メーター更新工事請負費で前年度515万円減で1,350万円。

次に、上段の収入でございます。

1款、1項、1目企業債、配水管整備事業債、前年度140万円増の810万円です。

5ページをお開きください。

平成31年度標茶町上水道事業予定キャッシュ・フロー計算書(平成31年4月1日から平成32年3月31日まで)でございます。

- 1 業務活動によるキャッシュ・フロー
- (1) 当年度純利益はありません。(2) 減価償却費、前年度36万7,000円増の3,734万
- 円。(3) 引当金の増加額、1万3,000円。(4) 長期前受金戻入額、マイナス459万2,000
- 円。(5)受取利息及び受取配当金、マイナス1万円。(6)支払利息、前年度70万4,000円減の622万1,000円。(7)固定資産除却費、前年度92万8,000円減の184万4,000円。
- (8) 未収金の減少額、前年度3万1,000円増の13万1,000円。(9) 未払金の増加額、前年度1万5,000円減のマイナス131万6,000円。(10) 前払金の増加額はありません。(11) その他、前受金期首期末差引額、前年度11万9,000円増の11万9,000円。(12) 小計(1) から(11) までの合計で3,975万円。(13) 利息及び配当金の受取額、1万円。(14) 利息の支払額、前年度70万4,000円減のマイナス622万1,000円。よって、業務活動によるキャッシュ・フローは3,353万9,000円。
 - 2 投資活動によるキャッシュ・フロー
 - (1) 有形固定資産の取得による支出、前年度232万7,000円増のマイナス2,830万円。
- (2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はありませんので投 資活動によるキャッシュ・フローはマイナス2,830万円です。
 - 3 財務活動によるキャッシュ・フロー
 - (1)建設改良企業債による収入、前年度140万円増の810万円。(2)建設改良企業債

等の償還による支出、前年度34万5,000円増のマイナス2,761万8,000円。(3)他会計からの出資による収入はありません。よって、財務活動によるキャッシュ・フローはマイナス1,951万8,000円。

したがいまして、4 資金増加額はマイナス1,427万9,000円。

- 5 資金期首残高は2億2,164万5,000円で、
- 6 資金期末残高は2億736万6,000円となります。
- 9ページをお開きください。

平成31年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(平成32年3月31日)でございます。

資産の部、1 固定資産、(1)有形固定資産、イ土地からホ工具、器具及び備品までの合計額で、6億1,980万9,000円。(2)無形固定資産、イ施設利用権で107万1,000円。 固定資産合計は6億2,088万円。

2 流動資産、(1) 現金預金、2億736万6,000円。(2) 未収金、680万円。(3) 貸倒 引当金、マイナス4,000円。流動資産合計は2億1,416万2,000円。資産合計は8億3,504万 2,000円です。

次の10ページをお開きください。

負債の部。

- 3 固定負債、(1)企業債と(2)一般会計借入金で2億8,758万4,000円。(3)修 繕引当金3,019万7,000円で固定負債合計は3億1,778万1,000円。
- 4 流動負債、(1) 一時借入金はございません。(2) 企業債と(3) 一般会計借入金で2,778万9,000円。(4) 未払金65万9,000円。(5) 前受金60万円。(6) 引当金、イ賞与引当金で114万5,000円。ロ特別修繕引当金はありません。(7) その他流動負債で2万円。流動負債合計額は3,021万3,000円。
- 5 繰延収益、(1)長期前受金1億7,056万7,000円。(2)長期前受金収益化累計額2,762万6,000円。繰延収益合計は1億4,294万1,000円。負債合計は4億9,093万5,000円です。

資本の部。

- 6 資本金、3億3,210万7,000円。
- 7 剰余金(1)利益剰余金、イ減債積立金からハ当年度未処分利益剰余金までの合計で1,200万円。資本合計は3億4,410万7,000円。負債資本合計は8億3,504万2,000円です。 次の11ページです。

平成30年度標茶町上水道事業予定損益計算書(前年度分)及び12ページ、13ページの 平成30年度標茶町上水道事業予定貸借対照表(前年度分)につきましては決算見込みでご ざいまして、ただいま説明いたしました予定貸借対照表作成の基礎となるものでございま す。内容の説明は省略させていただきます。

3ページをお開きください。

3ページ、4ページの平成31年度標茶町上水道事業会計予算実施計画でございますが、 ただいまの説明と内容が重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午前11時05分 再開 午前11時06分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、病院事務長・齊藤君。

○病院事務長(齊藤正行君)(登壇) 議案第20号、平成31年度標茶町病院事業会計予算 についてご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

平成31年度 標茶町病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度標茶町病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 病床数、60床
- (2)年間患者数、入院、1万248人。外来、2万9,282人。
- (3) 1日平均患者数、入院、28.0人。外来、121.0人。
- (4)主要な建設改良事業、器械及び備品購入費で605万3,000円。病院建設費で1,967万円。

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第1款、病院事業収益、11億6,315万2,000円。第1項、医業収益、6億9,510万 1,000円。第2項、医業外収益、4億6,805万1,000円。

支出、第1款、病院事業費用、11億6,315万2,000円。第1項、医業費用、11億3,208万6,000円。第2項、医業外費用、3,056万6,000円。第3項、予備費、50万円。

次のページにまいります。

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,269万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億3,269万1,000円で補てんするものとする。)

収入、第1款、資本的収入、2万円。第1項、固定資産売却代金、2万円。

支出、第1款、資本的支出、1億3,271万1,000円。第1項、建設改良費、2,572万3,000円。第2項、企業債償還金、1億698万8,000円。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用 し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければ ならない。

- (1) 職員給与費、7億3,981万1,000円。
- (2) 交際費、150万円。

(他会計からの繰入金)

第6条 一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額は、次のとおりである。

- (1) 医療対策費補助、1億8,088万6,000円。
- (2) 医療対策費負担、4億1,888万7,000円。
- (3) 企業債償還金負担、1,633万1,000円。

合計、6億1,610万4,000円。

次のページにまいります。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産購入限度額は、1億2,102万円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 重要な資産の取得及び処分は次のとおりとする。

1. 取得する資産、種類は建物、名称は空調暖房中央監視装置、数量は1式です。 次に予算説明書によりご説明申し上げます。

21ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

次に、27ページをご覧ください。

こちらは、資本的収入及び支出になります。

下段の支出のほうからご説明いたします。

1款、1項、1目、1節、器械及び備品購入費で605万3,000円。前年度比561万9,000円の減。内訳は機械及び備品購入費分、数量4品目で363万9,000円。品目は自動散薬分包機で、平成19年度導入した機器更新で、金額は200万2,000円。2つ目は湿性温熱療法パック加湿装置で平成12年に導入した機器の更新です。金額は51万7,000円です。このほか低床の電動ベッドなどで112万円を計上しております。リース資産購入費、数量3品で、241万4,000円です。品名は、病室にある冷蔵庫付きのテレビ、医療機器、全自動グルコース測定装置及び超音波診断装置です。

2目、1節、工事請負費、1,967万円。空調暖房ボイラーを自動で動かす中央監視装置 というものがありまして、そのセンサーが各階に設置されております。そのセンサーが故 障しており、そのセンサーの部品供給も停止しております。そこで新しい部品を購入しようとしても、現在の中央監視装置との互換性がないため効率的な温度・湿度を管理するために中央監視装置の更新をするものでございます。工事費として1,967万円を計上するものです。

2項、1目、1節企業債償還金、1億698万8,000円。前年度比359万2,000円の増。支出合計、1億3,271万1,000円で、前年度比1,764万3,000円の増です。

次に、収入について、1款、1項、1目、1節、固定資産売却代金2万円、前年度と 同額です。収入合計2万円で、前年度比1億円の減でございます。

次に、6ページをお開きください。

平成31年度 標茶町病院事業予定キャッシュ・フロー計算書 (平成31年3月31日現在) でございます。

- 1 業務活動によるキャッシュ・フロー。(1)当年度純利益、ゼロ円、前年と同じです。(2)減価償却費、5,802万6,000円、前年度比275万1,000円の増加です。(3)引当金の増加額は、マイナス13万5,000円、前年度比316万7,000円の増加です。(4)長期前受金戻入額、マイナス481万8,000円、前年と同じです。(5)受取利息及び受取配当金、マイナス250万7,000円、前年度比3万1,000円増加です。(6)支払利息、2,476万6,000円、前年度比356万3,000円の減少です。(7)固定資産除却費、45万4,000円で前年度比158万7,000円の減少です。(8)未収金の減少額はゼロ円で前年度と同じです。(9)未払金の増加額、ゼロ円、前年度比2万2,000円の減少です。(10)たな卸資産の減少額、ゼロ円、前年度と同じです。(11)前払金の増加額、ゼロ円で前年度と同じです。(12)その他、30万円、前年度比42万7,000円の増加です。(13)小計、7,608万6,000円で前年度比93万4,000円の増加です。(14)利息及び配当金の受取額、250万7,000円、前年度比356万3,000円の減少です。(15)利息の支払額、マイナス2,476万6,000円、前年度比356万3,000円の減少です。これにより業務活動によるキャッシュ・フローの合計は5,382万7,000円で前年度比446万6,000円の増加となります。
- 2 投資活動によるキャッシュ・フロー。(1) 有形固定資産の取得による支出、マイナス2,346万円で、前年度比1,264万1,000円の減少です。(2) 国庫補助金による収入と(3) 他会計からの繰入金による収入はどちらもゼロ円で前年と同額です。投資活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス2,346万円で、前年度比1,264万1,000円の減少でございます。
- 3 財務活動によるキャッシュ・フロー。(1)建設改良企業債による収入、ゼロ円は前年度と同じです。(2)建設改良企業債等の償還による支出はマイナス1億698万8,000円で、前年度比359万2,000円の減少です。(3)他会計からの出資による収入はゼロ円で、前年度と同じ。(4)他会計からの償還金による収入はゼロ円で。前年度比1億円の減少です。財務活動によるキャッシュ・フローの合計はマイナス1億698万8,000円で、前年度

比1億359万2,000円の減少です。

- 4 資金増加額は、マイナス7,662万1,000円となり、前年度比1億1,176万7,000円の減少です。
 - 5 資金期首残高は、1億1,789万7,000円で、前年度比3,461万6,000円の増加です。
 - 6 資金期末残高は、4,127万6,000円で前年度比7,715万1,000円の減少です。

次に、14ページをお開きください。

平成31年度 標茶町病院事業予定貸借対照表(平成32年3月31日)現在でございます。 資産の部 1.固定資産について、(1)有形固定資産はイの土地からへのリース資産 までの合計で15億9,553万5,000円、前年度比2,722万6,000円の減です。(2)無形固定資 産、電話加入権で38万8,000円、前年度と同額です。(3)投資、長期貸付金2億円で合計 2億円です。固定資産合計額は17億9,592万3,000円で前年度比2,722万6,000円の減です。

2. 流動資産について、(1) 現金・預金は4,127万6,000円で前年度比7,715万1,000円の減。(2) 未収金、6,000万円、前年度と同額です。(3) 貯蔵品、800万円、前年度と同額です。流動資産合計は、1億927万6,000円で前年度比7,715万1,000円の減です。資産合計は19億519万9,000円で前年度比1億437万7,000円の減です。

次のページへまいります。

負債の部 3. 固定負債、(1)企業債、5億2,217万1,000円で前年度比1億1,070万8,000円の減です。(2)リース債務、1,466万円で前年度比542万4,000円の増です。固定負債合計5億3,683万1,000円で、前年度比1億528万4,000円の減です。

- 4. 流動負債、(1)企業債、1億1,070万9,000円で、前年度比372万1,000円の増。
- (2) リース債務、205万6,000円、前年度比21万6,000円の減です。(3) 未払金、7,000万円で前年度と同額です。(4) 引当金、賞与引当金で3,904万8,000円、前年度比100万4,000円の増です。(5) 預り金、650万円、前年度比30万円の増です。流動負債合計は2億2,831万3,000円、前年度比480万9,000円の増です。
- 5. 繰延収益、(1) 長期前受金、1億8,266万3,000円、前年度と同額です。(2) 長期前受金収益化累計額、2,979万3,000円、前年度比481万8,000円の増です。繰延収益の合計は1億5,287万円で、前年度比481万8,000円の減です。負債合計は9億1,801万4,000円で、前年度比1億529万3,000円の減です。

資本の部 6. 資本金については、9億8,387万8,000円で前年度比91万6,000円の増です。

- 7. 剰余金、(1)資本剰余金、国庫補助金で330万7,000円、前年度と同額です。
- (2)利益剰余金、減債積立金、当年度未処分利益剰余金どちらもゼロ円で前年度と同額です。剰余金合計は330万7,000円で前年度と同額です。資本合計は、9億8,718万5,000円で、前年度比91万6,000円の増です。負債と資本の合計は19億519万9,000円で、前年度比1億437万7,000円の減です。

次に16ページにまいります。

こちらは平成30年度標茶町病院事業予定損益計算書(前年度分)です。17ページと18ページにつきましては平成30年度標茶町病院事業予定貸借対照表(前年度分)でございます。こちらについては説明を省略をさせていただきます。

次に、4ページをお開きください。

4ページ、5ページは、平成31年度標茶町病院事業会計予算実施計画になります。こちらの説明につきましてはただいままでの説明と内容が重複いたしますので、省略をさせていただきます。

なお、本案につきましては、2月21日開催の第3回標茶町立病院運営委員会に諮問し、 原案どおり可決されておりますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第20号の説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議案8案は、直ちに、議長を除く12名で構成する「平成31年 度標茶町各会計予算審査特別委員会」を設置し、これに付託のうえ、審査することにいた したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議案8案は、議長を除く12名で構成する「平成31年度標茶町 各会計予算審査特別委員会」に付託し、審査することに決定いたしました。

休憩いたします。

休憩 午前11時40分

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6番 松下哲也

署名議員 7番 川 村 多美男

平成31年標茶町議会第1回定例会会議録

○議事日程(第5号)

平成31年 3月14日(木曜日) 午後 2時06分開議

- 第 1 議案第22号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条 例の制定について
- 第 2 議案第23号 平成30年度標茶町一般会計補正予算
- 第 3 議案第24号 固定資産評価員の選任について
- 第 4 意見書案第1号 就労継続支援B型事業所などの報酬引き上げを求める意見 書
- 第 5 意見書案第2号 教職員を増やし長時間労働の是正を求める意見書
- 第 6 意見書案第3号 放課後児童クラブの質の確保を求める意見書
- 第 7 意見書案第4号 新たな外国人材受け入れの適正な実施と多文化共生社会の 実現に関する意見書
- 第 8 意見書案第5号 介護保険制度の検証等を求める意見書
- 第 9 意見書案第6号 児童虐待防止対策の推進を求める意見書
- 第10 意見書案第7号 施設で暮らす災害弱者を守る体制を自治体が整備するため に国の支援を求める意見書
- 第11 意見書案第8号 ユニバーサル社会の実現を目指し交通弱者への国の支援を 求める意見書
- 第12 意見書案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部改正における会計年度 任用職員の処遇改善と雇用安定に関する意見書
- 第13 閉会中継続調査の申し出について(議会運営委員会)
- 追 加 議案第14号 平成31年度標茶町一般会計予算
 - 議案第15号 平成31年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
 - 議案第16号 平成31年度標茶町下水道事業特別会計予算
 - 議案第17号 平成31年度標茶町介護保険事業特別会計予算
 - 議案第18号 平成31年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
 - 議案第19号 平成31年度標茶町簡易水道事業特別会計予算
 - 議案第20号 平成31年度標茶町病院事業会計予算
 - 議案第21号 平成31年度標茶町上水道事業会計予算

(平成31年度標茶町各会計予算審査特別委員会報告)

○出席議員(13名)

1番 櫻 井 隆 君 2番 勲 君 --- 後 藤 谷 行 君 君 3番 熊 善 4番 深 見 迪 黒 俊 幸 下 哲 君 5番 沼 君 6番 松 也 7番 Ш 村 多美男 君 8番 渡 邊 定 之 君 9番 鈴 木 裕 美 君 10番 平 Ш 昌 昭 君 11番 多 耕 平 君 道 君 本 12番 菊 地 誠 13番 君 舘 田 賢 治

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長 佐 彦 藤 君 課 長 牛 崹 人 君 総 務 康 企画財政課長 武 浩 君 Щ 正 税 務 課 長 服 部 重 典 君 管 理 課 長 相 原 久 君 農 林 課 長 Щ 裕 次 君 村 農林課参事 柴 洋 志 君 住 民 課 長 松 本 修 君 保健福祉課長 君 伊 藤 順 司 設 課 長 狩 野 克 則 君 観光商工課長 多津美 悟 君 道 課 <u>\frac{1}{2}</u> 間 君 水 長 正 通 育成牧場長 陸 勝 敏 君 常 病院事務長 齊 藤 正 行 君 やすらぎ園長 中 村 義 人 君 農委事務局長 撲 浩 信 君 相 育 哲 男 君 教 長 島 田 教委管理課長 穂 ĮΙχ 武 人 君 指導 室 長 蠣 崎 浩 君 社会教育課長 伊 藤 明 君 正

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長佐藤弘幸君議事係長小野寺一信君

(議長 舘田賢治君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(舘田賢治君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員13名、欠席なしであります。

(午後 2時05分開会)

◎議案第22号

○議長(舘田賢治君) 日程第1。議案第22号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長·牛﨑君。

〇総務課長(牛﨑康人君)(登壇) 議案第22号の提案の趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案につきましては、町立病院における常勤医師の待遇改善を図り、あわせて現在緊急課題として進めている医師確保対策にも資するため、特殊勤務手当のうち、研修手当の額を改正しようとするものです。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書23ページをお開きいただきたいと思います。それから別冊で議案説明資料も配付してありますのであわせてご覧いただきたいと思います。

議案第22号 標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次のページにまいります。

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

標茶町職員の特殊勤務手当に関する条例(平成11年標茶町条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「月額23万円」を「月額50万円」に改める。

附則として、

この条例は、平成31年4月1日から施行するというものです。

以上で、議案第22号の提案の趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案どおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第22号は原案可決されました。

◎議案第23号

○議長(舘田賢治君) 日程第2。議案第23号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・武山君。

〇企画財政課長(武山正浩君)(登壇) 議案第23号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、平成30年度一般会計補正予算(第6号)でございます。

内容につきましては、憩の家かや沼に係る指定管理料の補正で1,000万円を追加するものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

平成30年度標茶町一般会計補正予算(第6号)

平成30年度標茶町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ119億8,626万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳 出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出予算事項別明細書にしたがい、ご説明いたします。 8ページをお開きください。

(以下、予算説明書により内容説明のため、記載省略)

なお、2ページ、3ページの「歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明 と重複いたしますので説明を省略させていただきます。

以上で、議案第23号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより本案を起立により採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立採決の結果、可否同数であります。

したがって地方自治法第116条第1項の規定により、議長が本件に対して裁決をいたします。

本件については議長は否決と裁決いたします。

よって、議案第23号は原案否決されました。

◎議案第24号

○議長(舘田賢治君) 日程第3。議案第24号を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長·佐藤君。

○町長(佐藤□彦君)(登壇) 議案第24号の提案趣旨の説明を申し上げます。

本案につきましては、現在空席となっております、固定資産評価員の選任についてであります。

以下、内容についてご説明いたします。

議案第24号 固定資産評価員の選任について

下記の者を固定資産評価員に選任したいので、地方税法(昭和25年法律第226号)第404条 第2項の規定によって、議会の同意を求める。

住所は川上郡標茶町旭6丁目2番1号。氏名は服部重典。生年月日は昭和39年3月22日であります。

服部氏の経歴につきましては議案説明資料により、説明を省略させていただきますが、現 在税務課長を担当しており、最適任者と判断いたしましたので固定資産評価員として選任を 願うべく提案申し上げる次第であります。 ご審議をいただき、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上で、議案第24号の提案趣旨並びに内容の説明を終わらせていただきます。

○議長(舘田賢治君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

お諮りいたします。

本案について、討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、直ちに採決いたします。

本案は起立により採決いたします。

本案に同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立全員であります。

よって、議案第24号は原案同意されました。

◎意見書案第1号

○議長(舘田賢治君) 日程第4。意見書案第1号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第1号を採決いたします。

意見書案第1号を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第1号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。 よって、意見書案第1号は、原案否決されました。

◎意見書案第2号

○議長(舘田賢治君) 日程第5。意見書案第2号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第2号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。

意見書案第2号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。 よって、意見書案第2号は、原案否決されました。

◎意見書案第3号

○議長(舘田賢治君) 日程第6。意見書案第3号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨 説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第3号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第3号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第4号

○議長(舘田賢治君) 日程第7。意見書案第4号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。 よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。
- ○議長(舘田賢治君) これより討論を行います。 討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第4号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案第4号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第5号

○議長(舘田賢治君) 日程第8。意見書案第5号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨 説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第5号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第5号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(替成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。 よって、意見書案第5号は、原案否決されました。

◎意見書案第6号

○議長(舘田賢治君) 日程第9。意見書案第6号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨 説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。 これより意見書案第6号を採決いたします。 意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第6号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立多数であります。 よって、意見書案第6号は、原案可決されました。

なお、本意見書は議長において、国会及び関係行政庁へ提出いたします。

◎意見書案第7号

○議長(舘田賢治君) 日程第10。意見書案第7号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨 説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案についてはの趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第7号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第7号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。 よって、意見書案第7号は、原案否決されました。

◎意見書案第8号

○議長(舘田賢治君) 日程第11。意見書案第8号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨

説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。 これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第8号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第8号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立採決の結果、可否同数でありますので、地方自治法第116条 第1項の規定により、議長が本案に対して裁決をいたします。

本案については、議長は否決と裁決いたします。

よって、意見書案第8号は、原案否決されました。

◎意見書案第9号

○議長(舘田賢治君) 日程第12。意見書案第9号を議題といたします。 お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨 説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については趣旨説明と質疑を省略することに決定いたしました。これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより意見書案第9号を採決いたします。

意見書案を原案可決してご異議ございませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議がありますので、本案は起立により採決いたします。 意見書案第9号を原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(舘田賢治君) 起立少数であります。 よって、意見書案第9号は、原案否決されました。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(舘田賢治君) 日程第13。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。 議会運営委員会委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出

お諮りいたします。

があります。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議会運営委員会委員長から申し出のとおり、閉会中継続調査と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長(舘田賢治君) ただいま議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議 案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号審査特別委員会委員長から審査報告書が 提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、 議案第20号、議案第21号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議案第14号ないし議案第21号

○議長(舘田賢治君) お諮りいたします。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告は省略いたしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。 これより、委員長報告に対する質疑を行います。 ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 質疑はないものと認めます。 質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) 討論はないものと認めます。

これより議題8案を一括採決いたします。

議題8案に対する委員長報告はいずれも原案可決すべきものであります。

議題8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(舘田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号、 議案第20号、議案第21号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午後 2時30分 再開 午後 2時42分

○議長(舘田賢治君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎閉議の宣告

○議長(舘田賢治君) 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長(舘田賢治君) 以上をもって、平成31年標茶町議会第1回定例会を閉会いたします。

(午後 2時43分閉会)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するために ここに署名する。

標茶町議会議長 舘 田 賢 治

署名議員 5番 黒 沼 俊 幸

署名議員 6番 松下哲也

署名議員 7番 川 村 多美男